

2019年度

海事の国際的動向に関する調査研究事業報告書 (海洋汚染防止)

2020年4月

公益社団法人 日本海難防止協会

まえがき

この報告書は、当協会が日本財団の助成金を受けて、海洋汚染防止事業の一環として 2019 年度に実施した「海事の国際的動向に関する調査研究(海洋汚染防止)」事業の内容をとりまとめたものである。

2020 年 4 月 公益社団法人 日本海難防止協会

目 次

1	調査研究の概要	1
2	IMO 委員会 第 74 回海洋環境保護委員会(MEPC74) 第 7 回汚染防止・対応小委員会(PPR7)	
3	調査研究事項 化学物質及び油流出対応の技術開発等について	133
4	調査研究委員会 第 1 回委員会議事概要	137 145
<参	参考資料> IMO 2019 年会議プログラム IMO 2020 年暫定会議プログラム	

1 調査研究の概要

1. 実施の目的

海洋環境保全問題は、国内だけでは推進できるものではなく、国際協調が不可欠であることから、常に国際的動向に注目して、これらを斟酌し官民一体となって対応する必要がある。

現在、国際海事機関(IMO)においては、現行各規則の解釈と改正に加え、バラスト水管理、船体付着による侵入水生生物の移動の問題、船舶からの海洋プラスチックごみ問題、船舶からの大気汚染の防止問題、船舶からの温室効果ガス排出の削減、OPRC条約OPRC-HNS議定書及び関連会議決議の実行、MARPOL条約及び関係コードの解釈及び改正、船舶の防汚塗料の使用による有害影響、特別海域及び特別敏感な海域の指定等、多彩かつ複雑な問題が議論されている。これら問題はいずれもその推移によっては、我が国産業界の活動及び政府の施策に大きく影響することとなる。

以上を踏まえ、日本の意見を国際海事社会に反映させる観点から、我が国として積極的にこれらの検討に参画する必要があるため、これら海洋汚染防止の関連事項を中心に各国の動向を調査し、国内関係者へ周知するとともに、当協会本部から派遣した調査員とロンドン事務所職員を IMO 関連会議に参加させ、これらの会合における我が国の対応に寄与することを目的として実施した。

2. 実施方法

本事業の推進にあたっては、海洋環境保護委員会(MEPC)及び汚染防止・対応小委員会 (PPR)での審議議題に関し、国際会議前における詳細な国内検討を必要とする課題について、当該課題の関係者及び関係団体によって構成される専門委員会において集中的な議論及び意見交換を行うこととした。委員会の名称、構成は次のとおりである。

「海事の国際的動向に関する調査研究委員会(海洋汚染防止)」

委員(順不同、敬称略、() 内氏名は前任者)

委員長 道田 豊 東京大学大気海洋研究所 国際連携研究センター 教授

委 員 三村 治夫 神戸大学 海事科学研究科 教授

" 山地 哲也 海上保安大学校 海上警察学講座 教授

n 南 清和 東京海洋大学 海洋科学技術研究科海洋工学系 教授

" 大森 彰 一般社団法人 日本船主協会 常務理事

"見上博日本内航海運組合総連合会調査企画部審議役

" 武田 克巳 一般財団法人 日本海事協会 材料艤装部 主管

" 古賀 定治 一般財団法人 日本船舶技術研究協会 基準・規格グループ

基準ユニット長

寺門 雅史 一般財団法人 日本造船工業会 常務理事

(桐明 公男)

" 城田 英之 国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所

環境・動力系 環境影響評価研究グループ長

" 木上 正士 一般社団法人大日本水産会 事業部 部長

関係官庁等(順不同、敬称略、()内氏名は前任者)

米山 茂 国土交通省 総合政策局 海洋政策課長

(山本 英貴)

石原 彰 国土交通省 海事局 海洋·環境政策課長

長井 総和 国土交通省 海事局 外航課長

斎藤 英明 国土交通省 海事局 船舶産業課長

石原 典雄 国土交通省 海事局 検査測度課長

(重冨 徹)

松良 精三 国土交通省 港湾局 海洋·環境課長

(中崎 剛)

石崎 憲寬 海上保安庁 警備救難部 環境防災課長

冨山 新一 海上保安庁 海洋情報部 環境調査課長

筒井 誠二 環境省 水・大気環境局 水環境課長

(熊谷 和哉)

江口 静也 水產庁 增殖推進部 漁場資源課長

(高瀬 美和子)

上記委員等のほか、以下の諸氏に格別のご協力をいただいた。(順不同、敬称略)

武居 弘基 一般社団法人日本船主協会 課長代理

小林 敬幸 一般財団法人日本海事協会 材料艤装部長

河井 裕介 一般財団法人日本船舶技術研究協会 基準・規格グループ

基準ユニットスタッフ

藤田 真悟 全国漁業協同組合連合会 漁政部 調査役

松本 冬樹 一般社団法人 大日本水産会 事業部 調査役

大西 泰史 国土交通省 総合政策局 海洋政策課 海洋政策涉外官

酢谷 真巳 国土交通省 総合政策局 海洋政策課 海洋渉外調査官

森岡 裕詞 国土交通省 総合政策局 海洋政策課 国際係長

矢加部 文 日本エヌ・ユー・エス株式会社 環境評価ユニット コンサルタント

清水 望 日本エヌ・ユー・エス株式会社 環境評価ユニット コンサルタント

関 香奈子 日本エヌ・ユー・エス株式会社 環境評価ユニット

齋藤 直宏 国土交通省 海事局 海洋・環境政策課 専門官

下窪 尚也 国土交通省 海事局 海洋・環境政策課 国際企画第二係長

下川 大和 国土交通省 港湾局 海洋・環境課 専門官

舟橋 香 国土交通省 港湾局 海洋·環境課 環境技術係長

山根 佳裕 海上保安庁 警備救難部 環境防災課 専門官

松本 敬三 海上保安庁 海洋情報部 環境調査課 主任環境調査官

服部 麻友子 環境省 水・大気環境局 水環境課 海洋環境室長補佐

村田 陽介 環境省 水・大気環境局 水環境課 海洋環境室 審査係長

菅原 玲 株式会社 環境計画研究所 副主任研究員

マルティネス リベラ リリアナ 一般社団法人 環境情報科学センター

岩本 泰明 水産庁 增殖推進部 漁場資源課 生態系保全室 室長

(魚谷 敏紀)

山本 隆久 水産庁 增殖推進部 漁場資源課 生態系保全室 課長補佐

豐嶋 彩香 水產庁 增殖推進部 漁場資源課 生態系保全室 係員

事務局

大久保 安広 公益社団法人 日本海難防止協会 専務理事

鏡 信春 公益社団法人 日本海難防止協会 常務理事

米川 弘晃 公益社団法人 日本海難防止協会 海洋汚染防止研究部長

(大内 勝美)

原口 啓太朗 公益社団法人 日本海難防止協会 海洋汚染防止研究部 研究員

3. 実施経過

2019年4月25日

第1回委員会を開催した。第6回汚染防止・対応小委員会 (PPR6)の報告及び第74回海洋環境保護委員会 (MEPC74) における我が国の対処方針についての検討を行った。

2019年5月13日~5月17日

MEPC74 に調査員として武智ロンドン連絡事務所ロンドン研究室長及び原口研究員を出席させ、政府代表を補佐するとともに、担当議題に関しあらかじめ指定された対処方針に従い、我が国意見の反映に努めた。また、会議全般の情勢を把握し、国際情報及び関係資料の収集を行った。

2019年10月21日~10月23日

シンガポールで開催された International Chemical And 0il Spill Conference And Exhibition に調査員として原口研究員を出席させ、化学物質及び油流出対応に係る技術開発について情報及び関係資料の収集を行った。

2020年2月6日

第2回委員会を開催した。第74回海洋環境保護委員会(MEPC74)の報告及び第7回汚染防止・対応小委員会(PPR7)における我が国の対処方針についての検討を行った。

2020年2月17日~2月21日

第7回汚染防止・対応小委員会 (PPR7) に調査員として若林ロンドン連絡事務所ロンドン研究室長及び原口研究員を出席させ、政府代表を補佐するとともに、担当議題に関しあらかじめ指定された対処方針に従い、我が国意見の反映に努めた。また、会議全般の情勢を把握し、国際情報及び関係資料の収集を行った。

4. 本事業の成果

本事業は、海洋汚染防止条約等に関する IMO の動向を把握するとともに、関係当局及 び関係団体等で構成する委員会を開催して、国際会議の審議事項の検討を行い、政府の 対処方針について関係者の意見を聴取した。

また、MEPC 及び PPR に調査員を派遣して政府代表を補佐するとともに、国際会議の関係資料の収集・翻訳及び解析を行い、当局をはじめ、海運業界等に入手情報を提供した。

さらに、関係資料のうち必要な事項については報告書に掲載し、海洋汚染防止のための参考資料として関係機関をはじめ関係団体等に広く配布し、海洋環境の保全に寄与した。

2 IMO 委員会

- ・第 74 回海洋環境保護委員会(MEPC74)
- ・第7回汚染防止・対応小委員会(PPR7)

1. 第74回海洋環境保護委員会(MEPC74)について

第74回海洋環境保護委員会(MEPC74)では、主に国際海運からの温室効果ガス削減戦略、バラスト水処理設備の設置期限、船底防汚塗料規制、北極海での重質燃料油の使用・保持制限、海洋プラスチックごみ問題への対応等について審議が行われた。

本次会合の審議概要(出典:国土交通省 プレスリリース)、及び付録を除く報告書本文の翻訳を、次頁以降に示す。なお、本報告書の原文及び各議題に対する提案文書については、IMOのwebサイト(http://docs.imo.org/)を参照のこと。

1.1 MEPC74の議題(仮訳)

- 1 議題の採択
- 2 他の委員会の決定
- 3 義務要件の改正の検討及び採択
- 4 バラスト水中の有害水生生物
- 5 大気汚染及びエネルギー効率
- 6 国際海運のエネルギー効率を改善する更なる技術的措置及び運用面の措置
- 7 船舶からの GHG 排出削減
- 8 船舶からの海洋プラスチックごみに対処するための行動計画発出フォローアップ
- 9 特別海域及び特別敏感海域の指定及び保護
- 10 汚染防止・対応
- 11 その他の小委員会からの報告
- 12 海洋環境保全のための技術協力
- 13 新たな措置の実施のための能力開発(キャパシティ・ビルディング)
- 14 委員会及び小委員会の作業計画(新規作業計画のみ)
- 15 委員会作業方法の適用
- 16 議長及び副議長選挙
- 17 その他の議題
- 18 委員会の報告の検討

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

令 和 元 年 5 月 20 日 海事局 海洋・環境政策課 総合政策局 海洋政策課

就航済み船舶に対して新たな CO₂排出規制を導入へ

~ 国際海事機関(IMO)海洋環境保護委員会第 74 回会合(5/13~5/17)の開催結果 ~

国際海運の脱炭素化に向けて、新たな温室効果ガス削減対策の検討が開始されました。 我が国は、<u>燃費性能の悪い船舶に対して燃費改善や新造船への代替を促す新たな国際枠組</u> <u>の創設</u>を提案し、各国からの 20 を超える提案が出される中、多数国の支持を得ました。 今後、2023 年までに国際条約として導入すべく、国際交渉が行われます。

1. 温室効果ガスの削減対策

地球温暖化対策を更に推進するため、今次会合では、就航済み船舶に対して、<u>我が国が提案した燃費性能規制や欧州・環境NGOが提案した速度規制など、20を超える対策が</u>提案されました。

これら多数の提案の中、日本提案は、<u>各船舶が採用する対策に自由度が高いこと、執行面で実効性が高いこと、技術のイノベーションを促すこと等の観点で、多数の支持を得ました</u>。今後、IMOは2023年までに、就航済みの船舶に対する新たなCO₂排出規制を国際条約として導入することとなります。

我が国は、今回の支持をもとに、実効性の高い合理的な対策の国際合意に向け、日本 提案の実現に努めてまいります。

また、IMOは、地球温暖化対策の一環として、2013年から<u>新造船に対する燃費規制</u>を 導入しています。今次会合では、我が国が中心となって調整を進めた結果、CO₂排出量が 多いコンテナ船をはじめ、一部の船種について、<u>規制値の強化(最大50%削減)</u>を決定 しました。

2. その他の主な審議結果

燃料油硫黄分規制の円滑かつ確実な実施に向け、我が国からの提案をベースに検討が進められてきた、不正対策や燃料油サンプル分析手法の統一化等を盛り込んだ「統一的 実施のためのガイドライン」を採択しました。これにより、高硫黄燃料油を不正使用させないための制限や、各国間での不正情報の共有がなされ、公正な国際競争条件が確保されることとなります。

さらに、一部の国・地域において、スクラバー排水の禁止を導入する動きがあることを踏まえ、<u>各国が科学的根拠に基づき適切な対応を取るよう、対策を</u>検討することに合意しました。

その他、審議結果の詳細は別紙をご参照ください。





<問合せ先> 代表 03-5253-8111 海事局 海洋・環境政策課 岩城、村上 直通:03-5253-8118 FAX:03-5253-1644

(内線: 43-923、43-927)

総合政策局 海洋政策課 大西、酢谷 直通:03-5253-8266 FAX:03-5253-1549 (内線:24-362、24-376)

海洋環境保護委員会第 74 回会合 (MEPC 74)

主な審議結果

1. 国際海運における地球温暖化対策について

<u>(1)温室効果ガス(GHG)削減戦略関係</u>

昨年4月、IMO は、国際海運セクターの①2030年までに平均燃費40%改善、②2050年までにGHG総排出量50%削減、③今世紀中のGHGゼロ排出といった削減目標等やその実現のための対策候補を盛り込んだ「GHG削減戦略」を採択しました。現在、この実現に向け、2023年までにGHG削減のための新たな短期対策に合意すべく、各国からの提案に基づき、検討・審議が進められています。

今次会合では、我が国を含む各国や NGO 等から 20 を超える対策の提案がありました。

	概要	主な提案国
燃費性能規制	一定条件下での燃費性能を規制。	日本、ノルウェー
然其住肥况 削	※ハード面からGHG排出を制限。	ロ本、ノルフェー
実燃費規制	実運航時の燃費実績の年間平均値を規制。	デンマーク、ドイツ、
天然其况削	※気象海象条件等に左右される。	スペイン
運航速度規制	実運航時の速度の年間平均値を規制。	フランス、環境団体
建机还及况制	※船舶の性能によらず規制を受ける。	ノノノへ、環境凹体
自主的な	自主的な燃費改善目標の設定を義務付け。	ギリシャ、
燃費改善目標	※目標達成自体は義務づけられない。	国際海運団体

主な各国提案の概要

我が国が提案した、就航済み船舶に対して性能改善や燃費性能の良い新造船への代替を促す新たな燃費性能規制については、各船舶が採用する対策に自由度が高いこと、執行面で実効性が高いこと、技術のイノベーションを促すこと等の観点で、多数の支持を得ました。今後、対策の選定を行っていくに当たり、各提案が開発途上国や島嶼国の経済等に及ぼすインパクトの評価や対策の具体的内容の検討を加速させるために、本年 11 月及び来年 3 月に、GHG 中間作業部会を設置することを決定しました。

(2)新造船燃費規制(EEDI規制)関係

国際海運において、新造船に対する燃費規制(EEDI規制: 2013 年発効)は、段階的に規制値が強化されることとなっています。

今次会合では、2025年から開始予定のフェーズ3規制について、我が国が主要国や国際

海運団体の意見を取りまとめて提出した提案をベースに、CO2排出量が多いコンテナ船をはじめ、一部の船種について、規制値の強化や適用時期の2022年への前倒しを決定しました。また、その他の全ての船種についても、規制値・適用時期を最終化し、条約改正案を取りまとめました(下表を参照)。その他、超大型バルカーについては、燃費性能が非常に優れているのにも関わらず、小型バルカーと共通の計算式を用いた場合、極端に規制値が厳しくなることから、これら大型船舶の現状を勘案した新たなEEDI基準値を設定しました。来年3月のMEPC 75で正式に条約改正を採択する予定です。

EEDI規制:現行規制と決定事項の比較

	現行規制			決定	事項		
	(適用時期*1)	コンテナ船	LNG・ガス 運搬船	バルカー・ タンカー	RORO船	一般貨物船	冷凍運搬船
フェーズ 0	基準値* ² 以上 (2013~)	同左	同左	同左	同左	同左	同左
フェーズ 1	10%以上強化 (2015~)	同左	同左	同左	同左	同左	同左
フェーズ 2	20%以上強化 (2020~)	同左	同左	同左	同左	15%以上強化	15%以上強化
フェーズ 3	30%以上強化 (2025~)	30-50%*3以上 強化(<u>2022</u> ~)	30%以上強化 (<mark>2022*4</mark> ~)	30%以上強化 (2025~)	30%以上強化 (2025~)	30%以上強化 (<mark>2022</mark> ~)	30%以上強化 (2025~)

^{*1)} 適用時期:船舶の建造契約が結ばれた年を基準に適用

2. その他

(1)燃料油硫黄分0.50%規制関係

健康への悪影響を及ぼす排気ガス中の硫黄酸化物 (SOx)、粒子状物質 (PM) を削減するため、2020 年 1 月 1 日から、船舶に使用する燃料油中の硫黄分濃度規制が強化 (3.5%→0.5%) されます。

今次会合では、当該規制の円滑かつ確実な実施に向け、我が国からの提案をベースに検討が進められてきた、不正対策や燃料油サンプル分析手法の統一化等を盛り込んだ「統一的実施のためのガイドライン」を採択しました。さらに、一部の国の港湾等において、スクラバー排水の禁止を導入する動きがあることを踏まえ、各国が科学的根拠に基づき適切な対応を取るよう、対策を検討することに合意し、来年2月の汚染防止・検討小委員会(PPR)に新規議題を設置し、排水の環境影響を議論することを決定しました。また、日本が提出したスクラバー排水の環境影響調査結果含め、入手可能な関連調査について、国連の専門家*による検証の実施及びPPR7への結果報告を求めることとなりました。

※国連の専門家...Joint Group of Experts on the Scientific Aspects of Marine Environmental Protection (GESAMP)

^{*2)} 基準値:過去10年間(1999-2008)に建造された船舶の平均値

^{*3)} コンテナ船はサイズ別規制値を適用(1.5万DWT~30%、4万DWT~35%、8万DWT~40%、12万DWT~45%、20万DWT~50%)

^{*4) 1.5}万DWT未満のガス運搬船のフェーズ3適用時期は2025年から

(2)船舶からの海洋プラスチックごみ関係

近年、海洋プラスチックごみは国際的な環境問題として関心が高まっています。このうち、船舶からの投棄については、IMO が対策を講じており、既に国際条約により全面禁止されています。昨年 10 月の MEPC 73 では、これら対策の実効性を強化するための今後の行動計画「アクションプラン」を決定しました。持続可能な開発目標(SDGs14)の目標年である 2025 年までに、これらのアクションの達成を目指すこととされています。

今次会合では、船舶からの海洋プラスチックごみの発生原因や発生状況の把握など、「アクションプラン」の実施に向けて IMO で調査すべき事項を取りまとめました。また、「アクションプラン」の各対策を、検討開始時期ごとに分類し、検討スケジュールを定めた「IMO戦略」案を作成するとともに、同戦略案に基づき、漁具の偶発流出時の報告要件の見直し、廃棄物記録簿の備付義務の対象拡大やコンテナ流出時の報告義務化等について、関連する小委員会で審議を進めることに合意しました。

(3) バラスト水関係

バラスト水*中に含まれる水生生物が本来の生息地ではない海域に移入・繁殖することによる生態系への悪影響を防止するため、2017年にバラスト水管理条約が発効しました。

今次会合では、バラスト水処理装置の搭載時に実施する試運転において、生物濃度の把握 等により装置の正常な作動を確認するための試験を行うことを義務付けるための条約改正 案を取りまとめました。

※バラスト水…船舶の安定性を保つために荷物量等に応じて「おもし」として出し入れする海水

(4) 有害防汚方法規制への有害物質の追加関係(AFS 条約)

船底に使用される防汚塗料は、有害防汚方法規制条約(AFS 条約、2001年採択)により、 TBT (トリブチルスズ) などの有機スズ化合物の使用が禁止されています。

現在、欧州諸国が、同条約に基づく新たな有害物質として、シブトリン(通称イルガロール)を追加するよう提案しており、今次会合では、シブトリンの新規使用禁止に加え、現存船に対しても遡及的に過去に塗布したシブトリンを除去するよう義務付ける AFS 条約の改正案が提出されましたが、我が国が、現存船に対する遡及的なシブトリン除去の義務付けについては、影響等について十分な議論・検討を踏まえるべきであると指摘した結果、今次会合での条約改正の承認は時期尚早であり、来年2月の汚染防止・対応小委員会(PPR)において、現存船に対する適用の在り方について更に検討することを決定しました。

(5) 汚水処理関係

船舶からのふん尿等の汚水の排出は、国際条約によって規制されていますが、IMO の基準に適合した浄化装置を搭載・使用している場合は、排出が認められています。

今次会合では、ふん尿等浄化装置が搭載後も適正に稼働していることを確実に担保することを目的に、<u>同装置に関する技術基準や検査方法の見直しに関する新規議題を設置することを決定</u>しました。

<u>(6)議長・副議長の選出</u>

昨年・本年に引き続き、2020年の MEPC 議長に、 我が国の斎藤英明氏(国土交通省海事局船舶産業課 長)が選出されました。



以上

海洋環境保護委員会(MEPC)の概要

- MEPCは、海洋汚染防止条約(MARPOL条約)等に基づく環境規制を検討、策定。 A
- 水管理、油汚染対策等の環境規制が海事産業に与える影響は非常に大きく、関心度 温室効果ガス(GHG)、硫黄酸化物(SOx)や窒素酸化物(NOx)の排出削減、バラスト が高い委員会。 A
- 2018年の議長に、我が国の斎藤英明氏(海事局船舶産業課長)が<mark>アジアから初めて</mark> <u>に選出。2019年、2020年の議長にも再選。</u>



議事進行を務める斎藤議長



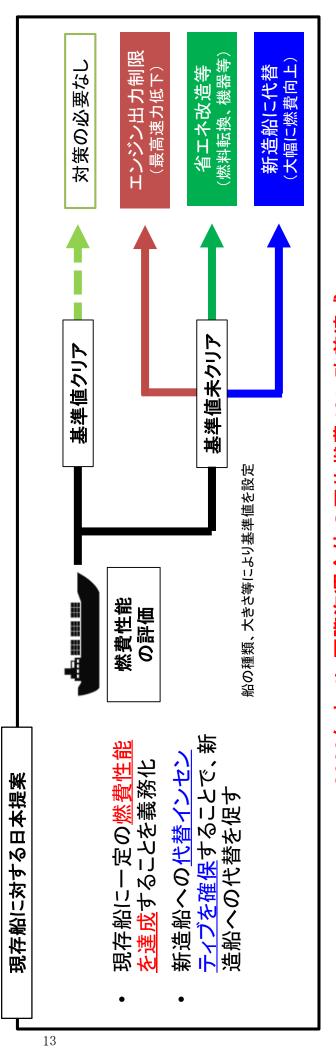
GHG 剀減短期対策・日本提案

- ・IMOでは、本年5月の会合から、GHG戦略の実現のための国際枠組の策定に向けた国際交渉を開始。
- 日本は、燃費性能の改善や燃費性能の良い新造船への代替を促す国際枠組を提案。

スピード性能 新造 (市場競争力) GH(低	高 型
スピー (市場	1	2
B田全排田量	尓	RR
燃費規制	あり 2013年~開始	つむ
	新造船	現存船

新造船への代替インセンティブの不足により、<mark>海運全体の</mark> GHG排出削減が停滞する恐れ

現存船(燃費の悪い船)に対する規制が必要





さらに、老朽船の新造船へのリプレースを促進する効果も期待 2030年までに国際海運全体の平均燃費40%改善達成





海洋環境保護委員会 第 74 回会議 議題項目 18 MEPC74/18 2019年6月9日 原本:英語

第 74 回海洋環境保護委員会 報告書

セクション		ページ
1	議題の採択	3
2	他の会議の決定	5
3	義務要件の検討・採択	6
4	バラスト水中の有害水生生物	14
5	大気汚染およびエネルギー効率	25
6	国際海運のエネルギー効率向上のための技術的・運航的手法	56
7	船舶からの GHG 排出削減	56
8	船舶からの海洋プラスチックごみ対策のためのアクションプランのフォローアップ	77
9	特別海域(SA)・排出規制海域(ECA)・特別敏感海域(PSSA)の指定・保護	85
10	汚染防止•対応	85
11	その他の小委員会からの報告	90
12	海洋環境保護のための技術協力活動	91
13	新たな措置の実施のための能力開発	93
14	委員会・小委員会の作業計画	94
15	委員会の作業手続きガイドラインの適用	103
16	議長・副議長の選出	103
17	その他	103
18	他の IMO 機関に対する要請	103

附属書一覧

附属書 1 決議 MEPC.312(74) - 電子記録簿の使用に関するガイドライン 附属書2 決議 MEPC. 313 (74) -選択的触媒還元(SCR)システムに適合した海洋デ ィーゼルエンジンに関する特別要件についての NOx テクニカルコード 2008年版の追加の側面に対応する 2017年ガイドライン(決議 MEPC.291(71))の改正 決議 MEPC.314(74) -船舶からの汚染防止に関する 1973 年国際条約の附 附属書3 属書(同条約に関する1978年議定書による改正を含む)の改正 附属書4 決議 MEPC.315(74) -MARPOL 附属書 II (永続的な浮遊物についての貨物 残渣およびタンク洗浄) の改正 決議 MEPC.316(74) - 船舶からの汚染防止に関する 1973 年国際条約の附 附属書5 属書(同条約に関する1978年議定書による改正を含む)を改正するため の、1997年議定書の附属書の改正 附属書6 決議 MEPC.317(74) -NOx テクニカルコード 2008 年版 (電子記録簿と SCR システムに関する認定要件)の改正 附属書7 決議 MEPC.318(74) –危険化学物品のバルク輸送を行う船舶の建造および 設備に関する国際コード (IBC コード) の改正 決議 MEPC.319(74) - 危険化学物品のバルク輸送を行う船舶の建造および 附属書8 設備に関する国際コード (BCH コード) の改正 BWM 条約附属書 I (国際バラスト水管理証明書の書式)の更新版統一解釈 附属書9 附属書 10 BWM 条約(規則 E-1 および 附属書 I)の改正案 附属書 11 サプライヤーによる準拠燃料油の納入に関する MSC-MEPC 通知案 附属書 12 MARPOL 附属書 VI (規則 13.2.2、規則 13.5.3、規則 14.1 および 規則 16.9)の統一解釈 MARPOL 附属書 VI 附属書 13 (規則 1、規則 2、規則 14、規則 18、規則 20、規則 21、附属書 | および 附属書 VI)の改正案 決議 MEPC.320(74) – MARPOL 附属書 VI に基づく 0.50%硫黄規制の一 附属書 14 貫した実施に関する 2019 年ガイドライン 附属書 15 決議 MEPC.321(74) –MARPOL 附属書 V の 3 章に基づくポートステート コントロールに関する 2019 年ガイドライン 附属書 16 決議 MEPC.322(74) -新規船舶のための達成済みエネルギー効率設計指数 (EEDI) の計算方法に関する 2018 年ガイドライン(決議 MEPC.308(73)) の改正

附属書 17	船舶からの GHG 排出量削減に関する当初の IMO 戦略の実施を支援するための IMO による技術協力および能力開発を維持するための、任意マルチドナー信託基金(「GHG TC 信託基金」)の設立に関する付託事項
附属書 18	第 4 回 IMO GHG 研究の付託事項
附属書 19	決議 MEPC.323(74) – 船舶からの GHG 排出量削減に寄与するための港 湾および海運セクターとの間での自発的協力を奨励することの加盟国へ の要請
附属書 20	船舶からの海洋プラスチックごみに関する IMO 研究についての付託事項
附属書 21	船舶からの海洋プラスチックごみに関する PPR 小委員会、III 小委員会および HTW 小委員会の作業範囲
附属書 22	2020-2021 年の 2 か年に関する PPR 小委員会の議題
附属書 23	PPR7 の暫定議題
附属書 24	2018-2019 年の 2 か年の MEPC アウトプットの状況報告
附属書 25	2020-2021 年の 2 か年の MEPC アウトプット案
附属書 26	MEPC75 および MEPC76 の議題に含まれる項目
附属書 27	代表団およびオブザーバーによる声明

1 議題の採択

- 1.1 2019 年 5 月 13 日から 17 日まで IMO 本部において第 74 回海洋環境保護委員会(議長: 斎藤氏(日本))が開催された。H. Conway(副議長(リベリア))も同席した。
- 1.2 今次会合にはメンバーとアソシエイト・メンバーからの代表団、国連プログラム、専門機関、その他の団体からの代表団、協力の合意を得た政府機関のオブザーバー、文書 MEPC74/INF.1 に掲載されている諮問的立場にある非政府組織のオブザーバーが参加した。
- 1.3 今次会合には、協議会の議長 X. Zhang 氏(中国)、簡易化委員会の委員長 M. Angsell 氏(スウェーデン)、ロンドン条約・議定書の理事会議長 A.Prempeh 氏(ガーナ)が出席した。

事務局長の挨拶

1.4 事務局長の開会挨拶は、参加者を歓迎して行われ、その全文は IMO ウェブサイトで次の リンクから参照できる:

http://www.imo.org/MediaCentre/SecretaryGeneral/Secretary-GeneralsSpeechesToMeetings.

1.5 議長は、開会の挨拶を事務局長に感謝するとともに、事務局長の助言と要請は、委員会の審議において考慮されるべきであると述べた。

モナコ公からのメッセージ

1.6 委員会は、モナコ公のアルベール 2 世からのビデオメッセージに謝意を示した。アルベール公は、持続可能な発展に向けた 2030 年アジェンダの実施における IMO の重要な役割を指摘していた。

議題の採択

1.7 委員会は議題を採択し(MEPC74/1/改定 1 版)、その注釈に留意し(MEPC74/1/1)、暫定的な時刻表 (MEPC74/1/1、附属書 2)に従うことで合意した。なお、時刻表については、各日の進捗度に応じて調整されることがあるとの理解に立ったものであった。

資格情報

1.8 委員会は、会合に出席した99名の代表団の資格が有効であり、適切な順序であったことに留意した。

声明

- 1.9 委員会は、以下のメンバーによって発表された全般的な声明に留意した。
 - .1 サウジアラビアとアラブ首長国連邦は、2019 年 5 月 12 日におけるフジャイラ首長国の東部沖での 4 隻の商船に対する妨害行為を非難したうえで、調査結果についてしかるべき時期に IMO が入手可能となることを通知した。
 - 2 ノルウェーは、委員会に対して、「*船舶からの海洋プラスチックごみに対する IMO 行動計画」*(文書 MEPC.310(73))について具体的な行動をもってフォローアップするよう求め、IMO 行動計画を支援するために GloLitter プロジェクト案について IMO と FAO の事務局と連携していることを通知し、このプロジェクトの枠組み内で、FAO のコンサルタントであった Joanna Toole 女史の貢献を称えることを強調した。なお、同女史は 2019 年 3 月に飛行機事故で死亡している。
 - .3 アラブ首長国連邦は、第4回 IMO GHG 研究会に1万ドルを寄付した。
 - .4 アルゼンチン、ブラジル、チリ、ペルーおよびウルグアイは、「船舶から の GHG 排出量削減に関する当初の IMO 戦略」(文書 MEPC.304(72))を実施 することに関する自国のコミットメントを表明し、船舶からの GHG 排出 量を削減するために取られる措置が、国際通商に対する障壁とならないように全当事者によって確実に、完全に遵守することができるようにする必要性を強く説いた。
 - .5 クック諸島、パラオおよびバヌアツは、加盟国に対する影響の評価手続案 を最終化するように求め、小島嶼開発途上国 (SIDS)に対する影響の証拠に

基づく評価を、排出量削減への取組みと並行して行う必要があることを強調した。

1.10 ブラジル、アラブ首長国連邦およびサウジアラビアからの代表団が発表した声明については、要請により附属書 27 に記載している。

2 他の会議の決定

2.1 委員会は、LC40/LP13 (文書 MEPC74/2)、C121 (文書 MEPC74/2/1)および MSC100 (文書 MEPC74/2/2)の作業に関する決定に留意して、関係する議題項目に基づき適切に、かつ、以下に示すとおり、行動を起こすことに合意した。

LC 40/LP 13 の結果

2.2 委員会は、船舶からの海洋プラスチックごみに関する LC40/LP13 の理事会による協議の結果が別途の文書 MEPC74/8 において提出され、議題項目 8 として検討されることに留意した。

C121 の結果

- 2.3 委員会は、第 2 回連結監査要約報告書について検討すること、およびそれに従って協議会に助言することについての、C121 から MSC および MEPC に対してなされた要請を考慮した。
- 2.4 委員会は、C121 からの要請を検討したうえで、MSC101 が同時決定を行うことを条件として、それに従って委員会に助言するよう Ⅲ 小委員会に指示した。
- 2.5 委員会は、C121 が MEPC73 の報告書を基本的に承認したうえで、以下の事項について 承認したことに留意した。
 - .1 委員会による 2018-2019 年の 2 か年議題またはその準 2 か年議題のそれぞれの 4 つの新規アウトプットを含めること
 - .2 2019 年 5 月 7 日から 10 日までの間に、「船舶からの GHG 排出量削減に関する会合間作業部会」の第 5 回会合を開催すること

MSC100 の結果

2.6 委員会は、義務要件の修正についての新規アウトプットに関する、能力開発の影響および技術支援の必要性についての初期評価を取り止める決定について委員会がこれに同意することについての MSC 100 による要請について、議題項目 13 として考慮することを指摘した。

3 義務要件の検討・採択

義務要件の修正

- 3.1 委員会は、以下の事項についての改正案を検討し採択するように要請された。
 - .1 電子記録簿に関する MARPOL 附属書 I、II および V
 - .2 永続的な浮遊物についての貨物残渣およびタンク洗浄に関する MARPOL 附属書 II
 - .3 電子記録簿に関する MARPOL 附属書 VI および耐氷能力のある船舶に関する EEDI 規則
 - .4 NOx テクニカルコード 2008 年版
 - .5 IBC コードの 1 章、15 章、16 章、17 章、18 章、19 章および 21 章
 - .6 特別・運航上・最小要件に関する BCH コード

さらに、委員会は、以下の関連の非義務要件を検討し採択するよう要請された。

- .7 MARPOL に基づく電子記録簿の使用に関するガイドラインにかかる MEPC 決議案
- .8 選択式触媒還(SCR)システムに適合した海洋ディーゼルエンジンに関する特別要件についての NOx テクニカルコード 2008 年版の追加の側面に対応する 2017 年ガイドライン (決議 MEPC.291(71))に対する改正に関するMEPC 決議案
- 3.2 委員会は、義務要件に対する上記の改正版の本文について、MARPOL の 16(2)(a)条に従って、2018 年 11 月 8 日付の第 3892 号回覧によって、IMO の加盟国および MARPO の締約国のすべてに通知したことに留意した。
- 3.3 委員会は、本議題項目として提出された 11 件の文書に加えて、MEPC73 から延期された 文書 MEPC73/11/4 (IACS)についても、それが MARPOL に基づく電子記録簿の使用に関する ガイドライン案と関連することから、この議題項目として検討するべきであることに合意し た。
- 3.4 さらに、委員会は IBC コードの改正案に関する、文書 MEPC74/10 の段落 2.5 および 2.6 に基づく、PPR6 の結果に関する 2 つの行動項目について、この議題項目として考慮するべきであることに合意した。

電子記録簿に関する MARPOL 附属書 I、II および V に対する改正案

3.5 委員会は、MEPC73では電子記録簿に関する MARPOL 附属書 I、II および V の改正案について、文書 MEPC74/3 の附属書に記載されるとおりに採択するために、検討のうえ承認したことを想起した。

- 3.6 改正案または必要な決議案に対して意見が提出されなかったことに留意したうえで、委員会は編集上の改善に従うことを条件として、そのそれぞれの内容を確認した。
- 3.7 委員会は、MARPOL 附属書 I、II および V に対する改正の発効日を 2020 年 10 月 1 日とすることに合意した。

永続的な浮遊物についての貨物残渣およびタンク洗浄に関する MARPOL 附属書Ⅱの改正案

- 3.8 委員会は MEPC73 において、永続的な浮遊物についての貨物残渣およびタンク洗浄に関する MARPOL 附属書 II の改正案について、文書 MEPC74/3/1 の附属書に記載されるとおりに、今次会合において採択するために、検討のうえ承認したことを想起した。
- 3.9 改正案または必要な決議案に関して意見が提出されなかったことに留意したうえで、委員会は、編集上の改善に従うことを条件として、そのそれぞれの内容を確認した。
- 3.10 MARPOL 附属書 || の改正については、IBC コードの改正と直接に関係しており、今次会合において採択される予定になっていることにも留意したうえで、委員会は IBC コードの改正の発効日を、これらの改正の発効日と整合させることに合意した。そのために、委員会は、MARPOL 附属書 || の改正の発効日を 2021 年 1 月 1 日とすることに合意した。

電子記録簿に関する MARPOL 附属書 VI および耐氷能力のある船舶の EEDI 規則に対する改正案

- 3.11 委員会は MEPC73 では電子記録簿に関する MARPOL 附属書 VI、および耐氷能力のある船舶に関する EEDI 規則の改正案について、文書 MEPC74/3/2 の附属書に記載のとおりに、今次会合において採択するために検討のうえ承認したことを想起した。
- 3.12 委員会は、文書 MEPC 74/3/8 において事務局が提案した、こうした文書に基づき発行された証明書に関する MARPOL 附属書 VI、および、NOx テクニカルコード 2008 年版に対する編集上の改正案を検討したうえで、この案文に合意し、これを、採択前に、改正案に含めるために起草部会に付託することに同意した。さらに、委員会は、文書 MEPC73/11/4 の提案に関する MARPOL 附属書 VI の改正に伴って必要となる可能性があるその他の修正について、MARPO に基づく電子記録簿の使用に関するガイドライン案の検討の一部として協議する予定であることを指摘した (段落 3.33 ないし 3.39 参照)。
- 3.13 変更に対する上記の修正について合意したうえで、編集上の改善に従うことを条件としたうえで、委員会は、必要な決議案の内容を確認した。
- 3.14 委員会は、MARPOL 附属書 VI の改正の発効日を 2020 年 10 月 1 日とすることに合意した。

NOx テクニカルコード 2008 年版の改正案

- 3.15 MEPC73 において、電子記録簿および SCR システムの認定要件に関する NOx テクニカルコード 2008 年版の改正案について、文書 MEPC74/3/3 の附属書に記載されるとおり、今次会合において採択するために、検討のうえで承認していたことを想起した。
- 3.16 委員会は、上記議題項目(段落 3.12 参照)として、文書 74/3/8(事務局)の規定に従って、 NO_x テクニカルコードの修正案に同意したうえで、編集上の改善に従うことを条件としたうえで、改正および必要な決議案の内容を確認した。
- 3.17 委員会は、NOx テクニカルコードにおける電子記録簿の定義を改定するための IACS からのオブザーバーからの提案を検討し、同コードにおける定義において、排出、移転およびその他の作業を参照するべきでないことに指摘したうえで、この提案に合意して、起草部会にこの事項を付託して、その行動を求めた。
- 3.18 委員会は、NOx テクニカルコードの改正の発効日を 2020 年 10 月 1 日とすることに合意した。

IBC コードの改正案

- 3.19 委員会は、MEPC73では、IBC コードの 1 章、15 章、16 章、17 章、18 章、19 章および 21 章の変更について、文書 MEPC74/3/4 の附属書に記載されたとおり、今次会合において採択するために、検討のうえ承認したことを想起した。
- 3.20 委員会は、IBC コードの改正案の 17 章と 19 章におけるいくつかの製品名の削除を提案 する文書 MEPC74/3/9 (事務局)について採択前に検討した。この際、MEPC73 が、「高エネルギー燃料およびそのブレンド品の輸送に関するガイドライン」(MEPC.1/Circ.879)の承認、および、この製品が取り込まれることになる MEPC.2/Circular の新たな附属書 12 を結果的に含めることについての承認を考慮に入れた。
- 3.21 さらに、この文書では、認定機関コード(ROコード)の参照を含める修正を提案した。これは、MARPOL 附属書 II および SOLAS の規則 XI-1/1 についての関連の参照との整合を行うことを目的とするものであった。
- 3.22 委員会は、17 章と 19 章において製品名に対してなされた修正については、IBC コードの改正を、MEPC73 においてこの新ガイドラインについて既になされている決定に整合させることになることに留意したうえで、削除案について合意した。
- 3.23 委員会は、MARPOL と SOLAS に整合させることを目的として、IBC コードの改正の一部としての RO コードへの参照を追加するとの提案にも同意した。この際、特に RO コードのパート 1 とパート 2 のみを義務的なものとすることを明確にする必要性に留意し、この事項を、起草部会に付託して、適切な行動を求めた。
- 3.24 委員会は、MEPC73 において IBC コードの改正の承認がなされた後に、ESPH24 と PPR6 によって従前に合意済みであったいくつかの製品についての輸送要件の修正を提案する

ノルウェーが提出した意見文書(MEPC74/3/10)を検討したうえで、この提案に合意し、これを起草部会に付託して、IBC コードに含めることを求めた。

3.25 委員会は、IBC コードの改正案に関する文書 MEPC74/10 (段落 2.5 および 2.6) に定める PPR6 からの行動項目を検討し、上記の段落 3.20 ないし段落 3.23 において行動項目 5 (段落 2.5) が既に取り上げられていることに留意した。行動項目 6 (段落 2.6)を検討したうえで、IBC コードの 1 章の定義をアルファベット順に並び替えることの検討を要請し、委員会は、これが純粋に編集上の問題であって、起草部会において対応可能であると結論付けた。

3.26 委員会は、変更案における H_2S 発見に関する新たな段落 15.12 の追加についての IACS からのオブザーバーが提起した懸念を留意するとともに、この段落からコードの段落 13.2.1 に定める要件に対する追加された要件が推論される可能性があるとの潜在的な見方に留意した。検討のうえ、委員会は IBC コードの段落 15.12 の末尾の直後に以下の文言を追加することに合意した。

「本コードの 13.2.1 の要件を遵守するうえで定められる有毒蒸気試験の文書については、この要件を満たすために用いることができる。なお、この文書はH₂S試験についての設計と較正を行うものでもある。」

また、この文言について BCH コードの段落 4.24 の同一の論点に対応するために用いることも可能であろう(段落 3.31 を参照)ことについても留意した。

3.27 様々な提案について決定したうえで、委員会はこれらの決定を考慮して、IBC コードに対する改正案の内容を確認した。なお、この確認は編集上の改善に従って、必要な決議案が作成されることを条件とするものである。

3.28 委員会は IBC コードの改正の発効日を 2021 年 1 月 1 日とすることに合意した。

BCH コードの改正案

- 3.29 委員会は MEPC73 において、特別・運航上・最小要件に関する BCH コードの改正案について、文書 74/3/5 の附属書に記載されたとおりに、今次会合において採択するために、検討のうえ承認したことを想起した。
- 3.30 改正案または必要な決議案に対して何ら意見が提出されなかったことに留意したうえで、委員会は、編集上の改善に従うことを条件として、それぞれの内容について確認した。
- 3.31 H_2S 発見に関する BCH コードの段落 4.24 の適用に関して提起された懸念を想起して、IBC コードの段落 15.12 に関する協議の間において (段落 3.26 参照)、委員会は従前に同意した文言について、段落 4.24 に追加するように起草部会に付託した。
- 3.32 委員会は、BCH コードの改正の発効日を 2021 年 1 月 1 日とすることに合意した。

MARPOL に基づく電子記録簿の使用に関するガイドラインについての MEPC 決議案

- 3.33 委員会は MEPC73 において、文書 PPR 5/24 の附属書 13 に記載されるとおりの、 MARPOL に基づく電子記録簿の使用に関するガイドラインについての MEPC 決議案と、文書 73/11/4 (IACS) を検討したことを想起した。なお、後者の MEPC73/11/4 (IACS)では、ガイドライン案に対して意見を述べており、特に、既存の船舶上でのオゾン層破壊物質 (ODS) 電子記録システムの使用に関して意見を述べるものであった。
- 3.34 さらに、委員会は MEPC73 においては、加盟国が文書 MEPC73/11/4 において IACS が提起した論点を検討するために追加の時間が必要となることに留意したうえで、提案に対する決定については、今次会合に延期することに合意していたことを想起した。
- 3.35 文書 MEPC73/11/4(IACS) に記載された論点および提案を再び検討したうえで、委員会はまず、既存の船舶上での ODS 電子記録システムに関する論点を取り上げた。
- 3.36 ガイドラインおよび MARPOL 改正を踏まえて、これらを再承認するべきか否について協議したうえで、委員会は以下のように決定した: MARPOL に基づく電子記録簿の使用に関するガイドラインを考慮しないまま、電子記録簿に関する MARPOL 改正の発効日前に設置され、行政当局によって承認された ODS 電子記録システムについては、ガイドラインを考慮するために、上記の改正の発効日の後に行政当局によって再承認されなければならないこと。この文脈において、委員会は既存の電子記録システムの再承認のために移行期間が必要であることに合意した。
- 3.37 委員会は、段落 3.36 において合意された要件が、MARPOL 附属書 VI において反映される必要がある(なお、潜在的には、規則 12 においてであるが、その他の規則でも可能性がある)ことに留意し、起草部会に対して、その作業の一環としてこの要件を反映するために適切な文言を作成するように指示した。
- 3.38 さらに、委員会は ODS 電子記録システムのためのハードウェアの型式承認については不要であることに合意し、ガイドライン案の段落 4.4.5 における IEC 60945 の参照を削除することを決定した。
- 3.39 IACS による提案についてなされた決定に関して、委員会は、附属書 1 に記載するとおり、「MARPOL に基づく電子記録簿の使用に関するガイドライン」についての決議MEPC.312(74)を採択した。

選択的触媒還元(SCR)システム に適合した海洋ディーゼルエンジンに関する特別要件につい ての NOx テクニカルコード 2008 年版の追加の側面に対応する 2017 年ガイドライン(決議 MEPC.291(71))の改正に関する MEPC 決議案

3.40 委員会は、選択的触媒還元(SCR)システムに適合した海洋ディーゼルエンジンに関する特別要件についての NOx テクニカルコード 2008 年版の追加の側面に対応する 2017 年ガイドライン (決議 MEPC.291(71))に対する改正に関する MEPC 決議案について、 NO_x テクニカルコードの関連の改正案との関係において、今次会合において採択するために、MEPC73 で基本的に承認済みであったことを想起した。

3.41 委員会は附属書 2 に記載されるとおり、「*選択的触媒還元(SCR)システムに適合した海洋ディーゼルエンジンに関する特別要件についての* NOx テクニカルコード 2008 年版*の追加の側面に対応する 2017 年ガイドラインの改正*」に関する決議 MEPC.313(74)を採択した。

起草部会の設置

- 3.42 委員会は義務要件の修正に関する起草部会を設置し、全体会議で発表された意見、提案および決定を考慮に入れながら、以下の文書を作成するように指示した。
 - .1 電子記録簿に関する MARPOL 附属書 I、II および V の改正案の最終テキスト
 - .2 永続的な浮遊物についての貨物残渣およびタンク洗浄に関する MARPOL 附属書 II の改正案の最終テキスト
 - .3 文書 MEPC74/3/8 を考慮に入れた、電子記録簿に関する MARPOL 附属書 IV および耐氷能力のある船舶についての EEDI 規則の改正案の最終テキスト
 - .4 文書 MEPC74/3/8 を考慮に入れた、NO_x テクニカルコード 2008 年版の改正 案の最終テキスト
 - .5 文書 MEPC74/3/9、MEPC74/3/10 および MEPC74/10 を考慮に入れた、IBC コードの改正案の最終テキスト
 - .6 特別・運行上・最小要件に関する BCH コードの改正案の最終テキスト

起草部会の報告

3.43 起草部会の報告 (文書 MEPC 74/WP.7)を考慮に入れたうえで、委員会は基本的にこれを承認し、以下に記載するとおりの行動を取った。

電子記録簿に関する MARPOL 附属書 I、II および V の改正

- 3.44 委員会は、電子記録簿に関する MARPOL 附属書 I、Ⅱおよび V の改正案の最終テキスト (文書 MEPC 74/WP.7、附属書 1)を検討し、附属書 3 に記載するとおりに、決議 MEPC.314(74) によって、改正を採択した。
- 3.45 決議 MEPC.314(74)を採択するにあたって、委員会は MARPOL の 16(2)(f)(iii)条に従って、以下のとおり決定した:MARPOL 附属書 I、II および V について採択された改正案は 2020 年 4 月 1 日に受諾されたとみなされるものとし (ただし、その日までに、同条約の 16(2)(f)(iii) の規定に従って、IMO の事務局長に対して異議が伝達された場合は、この限りでない。) また、この改正版は同条約の 16(2)(g)(ii)条に従って、2020 年 10 月 1 日に発効するものとすること。

永続的な浮遊物についての貨物残渣およびタンク洗浄に関する MARPOL 附属書 II の改正

- 3.46 委員会は永続的な浮遊物についての貨物残渣およびタンク洗浄に関する MARPOL 附属書 II の改正案の最終テキスト(文書 MEPC 74/WP.7、附属書 2)を検討し、附属書 4 に記載されるとおりに、決議 MEPC.315(74)によってこの改正を採択した。
- 3.47 決議 MEPC.315(74)を採択するにあたって、委員会は MARPOL の 16(2)(f)(iii)条に基づき、 MARPOL 附属書 II について採択された改正に関しては、2020 年 7 月 1 日付で受諾されたとみなされるものとすること (ただし、その日までに同条約の 16(2)(f)(iii)の規定に従って IMO の事務局に異議が伝達された場合にはこの限りでない)、ならびに同条約の 16(2)(g)(ii)条に従って、2021 年 1 月 1 日付で発効されるものとすることを決定した。

電子記録簿に関する MARPOL 附属書 VI、および、耐氷能力のある船舶に関する EEDI 規則の 改正

- 3.48 委員会は電子記録簿に関する MARPOL 附属書 VI および耐氷能力のある船舶に関する EEDI 規則の改正案の最終テキスト(MEPC74/WP.7、附属書 3)(附属書 5 に記載するとおり のもの)を検討し、決議 MEPC.316(74)によってこの改正を採択した。
- 3.49 決議 MEPC.316(74)を採択するにあたって、委員会は MARPOL の 16(2)(f)(iii)条に従って、以下のとおり決定した:MARPOL 附属書 VI についての採択される改正が、2020 年 4 月 1 日付で受諾されたものとみなされるものとし(ただし、その日までに同条約の 16(2)(f)(iii)条の規定に従って、IPO の事務局長に対して異議が伝達された場合はこの限りでない)、また、この改正版は同条約の 16(2)(g)(ii)条に従って、2020 年 10 月 1 日付で発効するものとすること。

NO_x テクニカルコード 2008 年版の改正

- 3.50 委員会は電子記録簿と SCR システムに関する認定要件についての NOx テクニカルコード 2008 年版の改正案の最終テキスト(文書 MEPC 74/WP.7、附属書 4)を検討し、附属書 6 に記載されたとおり、決議 MEPC.317(74)によって、この改正を採択した。
- 3.51 決議 MEPC.317(74)を採択するにあたって、委員会は MARPOL の 16(2)(f)(iii)条に従って、以下のとおり決定した: NOx テクニカルコードの採択された改正が 2020 年 4 月 1 日付で受諾されたとみなさるものとする (ただし、本条約の 16(2)(f)(iii)条の規定に従って IMO の事務局長に異議が伝達された場合は、この限りでない)、また、この改正版は同条約の 16(2)(g)(ii)条に従って 2020 年 10 月 1 日付で発効するものとすること。
- 3.52 この関連において、委員会は NOx テクニカルコード 2008 年版については、コードに電子記録簿の新たな定義が追加されたことに基づき、次回の改正にあたって登記簿について参照する段落について見直しが必要となる可能性があることに留意した。

IBC コードの改正

3.53 委員会は IBC コードの改正案の最終テキスト(文書 MEPC 74/WP.7、附属書 5)を検討し、 附属書 7 に記載されるとおりに、決議 MEPC.318(74)によってこの改正を採択した。

- 3.54 決議 MEPC.318(74)を採択するにあたって、委員会は MARPOL の 16(2)(f)(iii)条に従って、以下のとおり決定した: IBC コードの採択された改正が 2020 年 7 月 1 日付で受諾されたものとする (ただし、その日までに同条約の 16(2)(f)(iii)条の規定に従って IMO の事務局長に対して異議が伝達された場合は、この限りでない)、また、この改正版は同条約の 16(2)(g)(ii)条に従って 2021 年 1 月 1 日付で発効するものとすること。
- 3.55 委員会はIBCコードの21章の段落21.4.9.1.1に定める温度クラスの範囲が、最新のIEC 基準と整合しておらず、この情報について、21 章が次回変更される際には検討のうえ更新す る必要があることに留意した。
- 3.56 さらに、委員会は「IBC コードの17 章および18 章の改正が施行される結果として改定 証明書をもって既存の証明書と交換する時期に関するガイドライン」に関する通知 MSC-MEPC.5/Circ.7 の改定が必要となることに留意した。この改定は改正案の実施における整合性 を確保することを目的とするものであって、委員会はこのために本事項を ESPH25 に付託して、さらなる検討を求めた。

BCH コードの改正

- 3.57 委員会は BCH コードの改正案の最終テキスト(MEPC74/WP.7、附属書 6)を検討し、附属書 8 に記載するとおりに、決議 MEPC.319(74)によって改正案を採択した。
- 3.58 決議 MEPC.319(74)を採択するにあたって、委員会は MARPOL の 16(2)(f)(iii)条に従って、以下のとおり決定した: BCH コードの採択された改正が 2020 年 7 月 1 日付で受諾されたとみなされるものとする (ただし、同条約の 16(2)(f)(iii)の規定に従って IMO の事務局長に対して異議が伝達された場合は、この限りでない)、また、この改正版は同条約の 16(2)(g)(ii)条に従って 2021 年 1 月 1 日に発効するものとすること。

事務局に対する指示

3.59 上記の改正を採択するにあたって、委員会は事務局に対して、次の事項を行う許可を与えた: 真正なテキストを作成するにあたって、適切と考えられる編集上の修正(番号を振り直した段落番号の引用に対する更新を含む)、および MARPOL の締約国による対処が必要とされる誤りもしくは脱落について委員会の注意を喚起すること。

米国の代表団からの声明

3.60 米国の代表団は MARPOL の附属書 I、II、V および VI、ならびに、 NOx テクニカルコードの改正の採択について自国の立場を留保している。これは電子記録簿、および、「MARPOL に基づく電子記録簿の使用に関するガイドライン」の使用が認められるようにするためのものである。同代表団により発表された声明の全文については、附属書 27 に記載している。

4 バラスト水中の有害水生生物

総論

4.1 委員会は 2017 年 9 月 8 日付で BWM 条約が発効したことを想起したうえで、締約政府の数が現在 81 であって、全世界の商船トン数の 80.76%を占めるものであることに留意した。

経験構築フェーズのためのデータの収集・分析計画の改定

- 4.2 委員会は MEPC72 で承認された「BWM 条約に関連した経験構築フェーズのデータ収集・分析計画」(BWM.2/Circ.67)に従って、これまでに受領されたデータの要約が、事務局から今次会合に提出されるべきであることを想起した。
- 4.3 この文脈において、委員会は承認されたデータ収集・分析計画におけるインターフェイスに従って構築された国際統合海運情報システム(GISIS)内の「バラスト水管理」モジュールにおいて経験構築フェーズを適合するように新たなタブを作成済みであることを指摘した。なお、この GISIS は、2018 年 12 月に開始済みであって、これによって、加盟国は、データの提供を開始することができるようになっている (第 3913 号回覧)。
- 4.4 委員会はオーストラリア、フランス、オランダおよびノルウェーの各政府に対して、経験構築フェーズに対する資金援助に謝意を表明し、カナダ政府に対して資金援助の約束に謝意を表明した。こうした資金援助は、委員会に対して提出されるデータの分析や報告の作成を支援するうえで用いられる予定である。
- 4.5 こうした情報に照らして、委員会は BWM.2/Circ.67 に従って、できるだけ早く情報を提供するために GISIS モジュールを使用するように加盟国に促した。
- 4.6 委員会は PPR6 において、「BWM 条約に関連した経験構築フェーズのデータ収集・分析 計画」に対して、文書 PPR5/5/2 (ICES)において提案された標準業務手順(SOP) (BWM.2/Circ.67)に対するリンクを挿入することに合意済みであって、この SOP へのリンクを 組み込んだ BWM 通知の改正案について、今次会合において承認するために、その作成を事務 局に要請済みであることを想起した。文書 PPR6/20/Add.1 の附属書 7 において記載された BWM 通知の改正案を考慮したうえで、委員会は、バラスト水レビューグループに対してこれを付託して、最終化を求めることに合意した。

国際バラスト水管理証明書の書式についての改正と統一解釈の案文

国際バラスト水管理証明書の書式の改正案

- 4.7 委員会は MEPC73 において、文書 MEPC73/4/7 (中国) (「使用されるバラスト水管理方法の詳細」という項目に関する国際バラスト水管理証明書の書式の改正を提案するもの) を検討したうえで、バラスト水レビューグループが検討するために、さらなる意見を今次会合に対して提供するように加盟国政府および国際機関に要請した。
- 4.8 この点において、委員会は文書 MEPC74/4/14 (中国および IACS)を検討した。これは、「使用されるバラスト水管理方法の詳細」と「船舶の特定」という項目で国際バラスト水管

理証明書の書式に対する更新された改正案を提案するものである。なお、この証明書の書式は、BWM 条約の附属書 I に定められている。

- 4.9 委員会はこの証明書の書式に対する改正の必要性について、全般的な支持があることに留意した。ただし、この改正について今次会合において行うべきか、または経験構築フェーズの最後に行うべきであるかについて、一部の議論があることにも留意した。さらに、一部の代表団は、改正案が規範的にすぎるものであって、BWM 条約に基づく義務的な要件から生じているオプションを含んだものであるか否かについて懸念を表明した。
- 4.10 協議がなされたうえで、委員会は文書 MEPC74/4/14 において提案された、国際バラスト水管理証明書の書式の改正案について、バラスト水レビューグループに付託して、その最終化を求めた。

国際バラスト水管理証明書の書式の統一解釈

- 4.11 委員会は MEPC72 において、BWM.2/Circ.66 という形式にて通知された、国際バラスト水管理証明書の書式の統一解釈を承認し、事務局に対して「バラスト水管理システムの承認のためのコード」(BWMS コード) に対する適切な参照についての統一解釈を更新して、コードの施行日の後に開催される今後の会合においてこれを委員会に提出するように指示していたことを想起した。
- 4.12 この点について、委員会は 2019 年 10 月 13 日付の BWMS コードの発効日を踏まえ、 MEPC74 がこの発効日の直前に開催された委員会の会合であることに留意して、事務局が更新された統一解釈案について、今次会合において承認するために提出済みであること(なお、その発効日を 2019 年 10 月 13 日とするとの理解であった)ことに留意した。
- 4.13 事務局が作成した統一解釈の更新案(文書 MEPC 74/4/7)を検討したうえで、委員会は、BWM 条約の付属文書 I (国際バラスト水管理証明書の書式)の統一解釈の更新版について、附属書 9 に記載するとおりに承認し、BWM.2/Circ.66/Rev.1 という形式によりこれを通知するように事務局に指示した。
- 4.14 委員会は、文書 MEPC74/4/16 (中国) (国際バラスト水管理証明書におけるバラスト水容量の計算方法に関する統一解釈 を作成することを提案しているもの) を検討した。委員会は、PPR 小委員会が、「IMO 管理関連条約の規定の統一解釈」に関する常設の議題項目を有していることを想起したうえで、国際バラスト水管理証明書のバラスト水容量の統一解釈の提案について、PPR 小委員会の今後の会合のために提出するように、利害関係を有する加盟国政府および国際機関に要請した。

バラスト水管理システムの試運転試験

4.15 委員会は、MEPC73 が「バラスト水管理システムの試運転試験に関するガイドライン」についての BWM.2/Circ.70 を承認済であることを想起し、さらに加盟国政府と国際機関に対して以下の事項を要請したことを想起した:試運転試験を求めるため、また暫定措置としてかかる改正の施行の前にこの事項に対応するために、適切な義務要件を改正する案を今次会合に提出すること。

4.16 この点で、委員会は文書 MEPC74/4/12 (バハマ) (BWM 条約の規則 E-1 および BWMS コードの改正を提案するもの) について、バラスト水管理システム (BWMS) に関する制定 法上の調査の実施に関する説明を追加することを目的として、検討した。

4.17 その後の議論では、 発言を行ったすべての代表団は、BWMS 試運転試験のための制定 法上の調査を義務化する改正を支持し、特に以下の見解を表明した。

- .1 条約の改正が少なくとも 2021 年まで発効されないことから、試運転試験が中間期間において実施するべきであることを明確に説明するとともに、変更の早期実施を促す必要性が委員会の側にあること
- .2 委員会は規則 D-2 に基づき、既に認定されている既存船舶について、試 運転調査を実施する必要がないことを明らかにするべきであること
- .3 バラスト水レビューグループが、この問題に関する 3 つの非義務要件 (HSSC 調 査 ガ イ ド ラ イ ン 、BWM.2/Circ.42/Rev.1 お よ び 'BWM.2/Circ.70) について、改正案との関連において、試運転試験の実施に関しての受け入れ可能なレベルのガイダンスと実施要領を提供するものであるかを検討するべきであること

4.18 協議がなされたうえで、委員会はバラスト水レビューグループに対して、文書 MEPC74/4/12 における提案を検討するとともに、全体会議で出された意見を考慮に入れて、 それに従って委員会に助言するよう指示した。

4.19 委員会は PPR6 において、文書 PPR6/4 (デンマーク) (バラスト水監視システムの検証 用基準の策定を提案するもの) を考慮したうえで、デンマークの代表団およびその他の利害 関係のある代表団に対して、今次会合において出された意見を考慮に入れて、MEPC の今後 の会合において具体的な提案を提出するように要請したことを想起した。

4.20 これ関連し、委員会は文書 MEPC74/4/11 (デンマーク)を検討した。この文書は、バラスト水監視システムの検証基準を策定することを提案するものである。なお、この基準は、国際バラスト水管理証明書の発行の前に BWMS の効能を検証するための指標的分析を提供することを目的としている。その後の議論では、発言を行ったすべての代表団は、この文書を支持した。一部の代表団は、潜在的に関連する作業が ISO において並行して実施されていることに留意して、試運転試験が基準の最終化の前に始められるべきであることを繰り返し述べた。また、一部の代表団は試運転試験には、ポートステートコントロールの検査の間で用いられるものと同じレベルの指標的分析が含まれるようにするよう提案した。

4.21 協議がなされたうえで、委員会はバラスト水レビューグループに対して、文書 MEPC74/4/11 の提案を検討したうえで、全体会議で出された意見を考慮に入れて、それに従って委員会に助言するように指示した。

免除

- 4.22 委員会は、文書 MEPC74/4/8 (ナイジェリア)を検討した。この文書は、免除と陸上バラスト水管理に関する二つのコンセプトについて説明するものであった。これらのコンセプトは、「受入可能なリスクを有する港」と「プリローディング陸上バラスト水処理システム」である。
- 4.23 その後の議論では一部の代表団から、この文書において述べられたコンセプトに対して支持がなされたが、数名の代表団はこの提案が規則 A-4 の原則と整合するものではないとの見解を表明した。また、それ以外の代表団の中には、この提案が承認を必要とするものでないと示唆するものがあった。その理由として、同条約中の既存の規定については、提案されたコンセプトを包含するようにみなすことができ、規則 B-3 が規則 A-4 よりも、より適用可能であるとしている。さらに、提案されたコンセプトを用いるにあたって、潜在的なバラスト水汚染および再成長に関する懸念が表明された。
- 4.24 協議がなされたうえで、委員会はバラスト水レビューグループに対して、時間的に可能であれば、文書 MEPC74/4/8 の提案について検討して、それに従って委員会に助言するように指示した。
- 4.25 委員会は、文書 MEPC74/4/15 (中国) (「BWM 条約 の規則 A 4 に基づくリスク評価に 関する 2017 年ガイドライン(G7)」をさらに改善することを提案するもの)について、バラスト水管理の免除の評価に関するものと同一のリスク分野アプローチを用いるにあたって遭遇する論点の分析に基づいて検討した。
- 4.26 その後の議論では、一部の代表団はこの提案についてさらなる検討を行うことを支持し、そのようなさらなる検討を行う場(PPR 小委員会、バラスト水レビューグループまたは通信部会を含む)について多様な見解があった。しかしながら、他の代表団はこの提案を支持せず、ガイドライン(G7)については最近更新されたばかりであって、追加の改善が必要であれば、経験構築フェーズの終了時に行うことができるとの見解を表明した。
- 4.27 上記の点を踏まえて、委員会は「BWM 条約の規則 A-4 に基づくリスク評価に関する 2017 年ガイドライン (G7)」に対する改正についての具体的な提案を、今後の会合において 提出するように利害関係を有する加盟国政府と国際機関に要請した。なお、この提案は 『BWM 条約の経験構築フェーズ中に特定された論点から発生する緊急措置』というアウトプットとして行うものとした。
- 4.28 委員会は文書 MEPC74/4/17 (中国)を検討した。これは、規則 A-3.4 と規則 A-3.5 について、船舶による例外的な排出の事例ではなく、バラスト水管理から船舶を免除する手段として規則 A-4 に組み込むことを提案するものである。なお、この文書を導入するにあたって、中国の代表団は規則 A-3.5 を規則 A-5 に組み入れるとする代替的な提案も行っている。
- 4.29 委員会はバラスト水レビューグループに対して、文書 MEPC74/4/17 の提案を検討して、 それに従って委員会に助言するように指示した。

4.30 委員会は文書 MEPC74/INF.30 (デンマークほか)に含まれる情報に留意した。この文書は、免除に関する BWM 条約についての実施の改善と一貫性(特に、同一のリスク分野のコンセプトの適用に関するもの)関連の活動に関するものである。

BWM 条約の特定の船舶タイプへの適用

- 4.31 委員会は、以下の文書を検討した。
 - .1 文書 MEPC 74/4/13 (ロシア)。これは、BWM 条約の規則 A-5 と、「バラスト水管理の同等遵守に関するガイドライン (G3)」を改正することを提案するものであり、同等遵守に関する規定について、緊急対応、捜索・救命、油流出対応および緊急曳航のために設計・使用されている船舶にも適用することを目的としている。
 - .2 文書 MEPC 74/4/18、文書 MEPC 74/4/19 および文書 MEPC 74/4/20 (トルコ)。これは、特殊タグボードに対する BWMS の改修についての技術上・ 運営上の課題を指摘し、ガイダンス文書を策定して、BWM 条約の規則 A-4 または規則 B-3 の潜在的な改正の必要性を評価することを提案するもの である。

4.32 時間的な制約があったことから、委員会はバラスト水レビューグループに対して、文書 MEPC 74/4/13、文書 MEPC 74/4/18、文書 MEPC 74/4/19 および文書 MEPC 74/4/20 を検討して、それに従って委員会に助言するように指示し、それにあたって全体会議による事前の協議は不要とした。ロシアとトルコの代表団は、このアプローチに対して懸念を表明し、これらの提案には、まず全体会議において検討されるべきである BWM 条約の潜在的改正が含まれることを指摘した。

GISIS におけるバラスト水についての港湾受入れ設備の利用可能性についての情報

4.33 委員会は Ⅲ5 (Ⅲ 小委員会)が、港湾受入れ設備に関する GISIS モジュールのバラスト 水についての港湾受入れ設備の利用可能性に関して新たな欄を追加するべきか否かについて 検討するように、委員会に対して要請していたことを想起した。

4.34 この点において、委員会はそのような欄が、港湾受入れ設備に関する GISIS モジュールに既に追加されていることに留意した。その追加によって、加盟国はその港湾のバラスト水についての港湾受入れ設備の利用可能性についての情報を提供することができるようになっていた(第 3773 号回覧)。また、委員会は BWM 条約がバラスト水に関する港湾受入れ設備についての要件を定めていないことから、これが加盟国の側で希望する場合には、関連の情報を提供するための GISIS における任意の設備となっていることに留意した。

バラスト水のサンプリングと分析

4.35 PPR6 がアウトプット 1.14 (バラスト水のサンプリングと分析に関するガイドラインの改定版)に関する作業が完了済みであることに留意するように委員会に要請していたことを想起して、委員会は文書 MEPC74/4/10 および MEPC74/INF.17 (フランス)を検討した。これらの文書は「BWM 条約とガイドライン(G2)に従って試行用のバラスト水のサンプリングと分析に

関するガイドライン」(BWM.2/Circ.42/Rev.1)に対して、新たな分析方法の追加に関する情報を提供するとともに、このアウトプットの完了予定日の影響を提案するものであった。

4.36 委員会は文書 MEPC74/4/10 および MEPC74/INF.17 を PPR7 に付託することに合意して、それを踏まえてアウトプット 1.14 の完了予定年を 2021 年に延期した。

バラスト水管理システムの承認

活性物質を利用したバラスト水管理システムの検討と承認

4.37 委員会は GESAMP-バラスト水作業部会 (GESAMP-BWWG)の第 37 回と第 38 回の会合が、それぞれ 2018 年 11 月 26 日から 30 日と、2019 年 1 月 14 日から 17 日に、IMO の本部にて J. Linders 氏を議長として開催済みであることに留意した。また、それらの会合の報告が文書 MEPC74/4/6 および 文書 MEPC74/4/9 として通知されたことに留意した。これらの 2 回の会合において、GESAMP-BWWG は、活性物質を活用したバラスト水管理システム(BWMS)についての合計 6 つの提案を検討した。なお、これらの提案はキプロス、日本、オランダ、ノルウェーおよび韓国から提出された。

4.38 委員会は、上記報告の附属書4ないし6に含まれる提案を検討したうえで、以下の点に合意した。

- .1 Envirocleanse inTank™ BWTS (大量化学的バリエーション) (文書 MEPC74/4 におけるノルウェーの提案によるもの) に対する最終承認の付与
- .2 CleanBallast® 海洋障壁システム(文書 MEPC74/4/1 におけるノルウェー の提案によるもの)に対する基本承認の付与
- .3 MICROFADE II バラスト水管理システム(文書 MEPC74/4/2 におけるオランダの提案によるもの)に対する最終承認の付与
- .4 淡水において使用するための Purimar™バラスト水管理システム(文書 MEPC74/4/3 における韓国の提案によるもの)に対する当初の最終承認の 延期
- .5 NEO-CHLOR MARINE® を利用する JFE BallastAce® (文書 MEPC74/4/4 における日本の提案によるもの) に対する最終承認の非付与
- .6 FlowSafe バラスト水管理システム(文書 MEPC74/4/5 におけるキプロスの 提案によるもの)に対する基本承認の付与

4.39 委員会はキプロス、オランダ、ノルウェーおよび韓国の政府に対して、以下の事項を行うように要請した: GESAMP の第 77 回および第 78 回会合の報告に含まれるすべての提言 (文書 MEPC 74/4/6 附属書 4 ないし 6、および、文書 MEPC 74/4/9 附属書 5 ならびに 6)について、バラスト水管理システムの今後の開発がなされる間、完全に対応されるように検証すること。

4.40 委員会は、日本政府に対して以下の事項を行うように要請した: GESAMP-BWWG の第78回会合の報告において提起された懸念事項および問題(文書 MEPC 74/4/9、附属書4)について、最終承認のために今後再提出する前に完全に対応済みであることを検証すること。

4.41 韓国の代表団は、以下の点について説明を求めた: BWMS の淡水の試験に関する新しいデータを最終承認とともに提出する手続が強制的なものか否か、また委員会による承認が2016 年ガイドライン (G8)および BWMS コードに基づく型式承認を取得するために義務的なものか否か。なお、提出された一部の型式承認の文書は、委員会によって淡水の利用について最終承認が付与されていない BWMS についてものであったことに留意した。

4.42 GESAMP-BWWG の議長は、活性物質を利用した BWMS のいずれについても、手続 (G9) に基づき IMO によって承認されなければならないこと (BWMS の淡水の試験に関する新たなデータについて最終承認とともに含めること)を想起するとともに、 MEPC72 において、BWM 条約の規則 D-3.2 における義務的な文言によって、手続(G9) の適用が義務付けられることに合意したことを想起した。さらに、GESAMP-BWWG の議長は委員会に対して、行政当局が以下の事項を検証するように要請するよう要請した: GESAMP-BWWG の提言が型式承認の証明書の発行の前に対応されていること、またこうした情報が型式承認報告に含まれること。

4.43 委員会は GESAMP-BWWG の議長による提言に留意して、行政当局が、上記の手続を遵守するべきであるとともに、型式承認証明を発行するにあたって 2016 年ガイドライン (G8)と BWMS コードによって求められているすべての情報を提供するべきであることに合意した。

GESAMP-BWWG の今後の会合

4.44 委員会は、GESAMP-BWWG の第 39 回会合が 2019 年 11 月 4 日から同月 8 日に開催される予定となっていることに留意した。なお、この詳細な情報については、BWM.2/Circ.71 に記載されている。

バラスト水管理システムの型式承認

4.45 委員会は、以下の文書において提供された最新の型式承認済みの BWMS に関する情報 に留意した。

- .1 文書 MEPC 74/INF.4 (ギリシャ) (ERMA FIRST BWTS バラスト水管理システムの型式承認に関するもの)
- .2 文書 MEPC 74/INF.6 (ノ ル ウ ェ ー) (Envirocleanse inTank™ Electrochlorination バラスト水処理システムの型式承認に関するもの)
- 3 文書 MEPC 74/INF.7 (ノルウェー) (SunRui Marine Environment Engineering Co. Ltd の、BalClor®バラスト水管理システムの型式承認に関するもの)
- .4 文書 MEPC 74/INF.8 (ノルウェー) (HiBallast™バラスト水管理システムの 型式承認に関するもの)

- 5 文書 MEPC 74/INF.9 (ノルウェー) (Headway Technology Co. Ltd の OceanGuard®バラスト水管理システムの型式承認に関するもの)
- .6 文書 MEPC 74/INF.32 (デンマーク) (DESMI Ocean Guard A/S が製造した、CompactClean バラスト水管理システムの型式承認に関するもの)

バラスト水管理システムのその他の承認

4.46 委員会は文書 MEPC74/INF.21 (デンマーク)として提出された Bawat™ BWMS Mk2 Mobile Treatment Unit (携行処理ユニット) についての、「*バラスト水受入設備に関するガイドライン(G5)*」に準拠している旨の陳述書に関する情報に留意した。

バラスト水管理システムの評価と承認に関する組織上の措置

4.47 GESAMP-BWWG の第 37 回会合報告(MEPC74/4/6)の段落 3.4 および 3.5 において要請された行動を考慮したうえで、委員会は以下のとおり行動を起こした。

- .1 関係行政当局が、GESAMP-BWWG による評価のための申請書を申請者が 作成する前に、予備評価を実施するべきであるとの本作業部会の提言に同 意した。
- .2 申請者が秘密性のある調査書類のハードコピーと電子コピーの双方を提出するべきであるとする、本作業部会の見解に留意した。

BWM 条約の実施に関するその他の事項

4.48 文書 MEPC74/4/21 (チリ) (2017 年中にチリにおいて実施されたリスク評価調査に関する報告を提供するとともに、他の国々に対して同様の情報を IMO に提出するように促すことを提案するもの)を検討したうえで、委員会は、加盟国政府と国際機関に対して、経験構築フェーズの範囲に含まれるバラスト水管理に関する調査と研究の認定事項を提出するように促した。

BWM 条約の実施に関するその他の事項についての情報

- 4.49 委員会は、以下の文書に含まれる情報に留意した。
 - .1 文書 MEPC 74/INF.18 (IMarEST) (現在入手可能なバラスト水試験用の指標的分析文書に関するもの)
 - .2 文書 MEPC 74/INF.19 (ISO) (バラスト水サンプルの収集と処理のための基準に関する ISO 内で進行中の作業の現況に関するもの)
 - .3 文書 MEPC 74/INF.22 (IMarEST) (バラスト水の交換および処理の実践に 関連する実務性ならびに安全上の懸念に関するもの)

- .4 文書 MEPC 74/INF.25 (韓国) (バラスト水管理システムの運営データとデータベースの構築についての統合された記録フォーマットに関するもの)
- .5 文書 MEPC 74/INF.33 (コロンビア) (「バラスト水交換の区域の指定に関するガイドライン(G14)」についての決議 MEPC.151(55)に従ってコロンビアの管轄内の水域でのバラスト水区域の指定についての方法案に関するもの)

バラスト水レビューグループの設置

4.50 委員会はバラスト水レビューグループを設置し、全体会議で出された意見および全体会議でなされた決定を考慮に入れて、同グループに以下の事項を行うように指示した。

- .1 文書 PPR 5/5/2 (ICES)の段落 9 に定める標準作業手順(SOP)へのリンク について、文書 PPR6/20/Add.1 附属書 7 を基礎として用いて、経験構築フェーズのデータ収集・分析計画の改正案に組み入れるように最終化すること
- .2 国際バラスト水管理証明書の書式の改正案について、文書 MEPC74/4/14 を基礎として用いて、最終化のために作成すること
- .3 BWMS の試運転試験に関する BMW 条約の規則 E-1 と BWMS コードを改正するために、文書 74/4/12 の提案を検討し、それに従って委員会に助言すること
- .4 バラスト水監視システムの検証基準となるように文書 MEPC74/4/11 の提案を検討し、それに従って委員会に助言すること
- .5 バラスト水管理から船舶を免除する手段として規則 A-4 に BWM 条約の規則 A-3.4 と A-3.5 を組み入れるために文書 74/4/17 の提案を検討し、それに従って委員会に助言すること
- .6 特定の船舶タイプに対する BWM 条約の適用に関して、文書 MEPC74/4/13、MEPC74/4/18、MEPC74/4/19 および MEPC74/4/20 の提案を検討し、それに従って委員会に助言すること
- .7 時間的に可能であれば、免除と陸上バラスト水管理に関するコンセプト案 についての文書 MEPC74/4/8 の提案を検討し、それに従って、委員会に 助言すること

バラスト水レビューグループの報告

4.51 バラスト水レビューグループの報告(MEPC74/WP.11)を検討したうえで、委員会は基本的に承認して、以下に概略を示したとおりに行動を起こした。

経験構築フェーズのためのデータ収集・分析計画の改定

4.52 委員会は、「*BWM 条約に関連する経験構築フェーズのためのデータ収集・分析計画*」 の改定に関する BWM.2/Circ.67/Rev.1 を承認した。

国際バラスト管理証明書の書式の変更

4.53 委員会は附属書 10 に記載されたとおり、国際バラスト水管理証明書の書式の変更案を承認し、MEPC75 において採択するために、BWM 条約の 19(2)(a)条に従って改正を通知するよう事務局長に要請した。

BWMS 試運転試験に関する義務要件の修正

4.54 委員会は、BWM.2/Circ.70 に従ってできる限り早く試運転試験を開始するべきとの見解を承認し、これを義務要件の関連の改正を採択する必要な決議に反映させることに合意した。暫定的な措置として、委員会は国旗を掲揚する船舶に対する試運転の時点での BWMS の指標的分析試験の実施に関して書面での明確な指示を、その代理として行為する認定機関に提供するよう行政当局に促した。なお、この試運転には試験において不遵守が示された場合にとるべき行動が含まれる。

4.55 また、委員会は試運転試験が、BWMS を既に設置して規則 D-2 に遵守している証明がなされている船舶には適用されるべきでないという見解を承認した。

4.56 委員会は、試運転試験の文脈においてなされる分析が、指標的なものであることを確認し、義務要件の関連の改正を採択するための必要な決議において、この点が含まれることに合意した。

4.57 委員会は規則 E-1 の改正案を踏まえて、BWM.2/Circ.70 に対する必要な変更に関する提案について、PPR 7 への提出文書を要請して、MEPC75 に対して報告されるべきこの論点に関する PPR 7 の結果が、緊急事項であることを合意した。

4.58 委員会は、附属書 10 に記載するとおりに、BWM 条約の規則 E-1 の変更案を承認し、 MEPC75 において採択するために、BWM 条約の 19(2)(a)条に従って改正を通知するように事 務局長に要請した。

4.59 委員会は、BWMS コードに対する付随的な改正を行う必要がないとの本グループの見解に同意した。これは規則 E-1 の改正がなされれば、制定法上の関連性の欠如を補ううえで十分であり、また関係のガイダンスにする必要な参照が含まれているためである。

バラスト水監視システムの検証基準の策定

4.60 委員会は、バラスト水監視システムの検証基準の策定についての具体的な提案をPPR7に対して提出するように、利害関係のある加盟国と国際機関に要請した。これは、「BWM条約の経験構築フェーズ中に特定された論点から発生する緊急措置」というアウトプットに基づくものであって、今次会合においてバラスト水レビューグループから発表された意見を考慮に入れたものとする。

規則 A-3.4 と規則 A-3.5 についての、規則 A-4 への組み入れ

4.61 委員会は BWM 条約の規則 A-3 ないし規則 A-5 について、現段階において変更するべきでないとの本グループの見解に同意した。

特定の船舶タイプへの BWM 条約の適用

4.62 委員会は本グループでは、BWM 条約の遵守のために BWMS を用いる以外のオプションに関するガイドラインの具体的な提案について、今次会合において表明された意見を考慮に入れて、BWM.2/Circ.44に含まれるものに加えたものとして、PPR 7 に対して促すよう提言を行っていたことを留意した。

4.63 ロシアとトルコの代表団は、全体会議による事前の協議を行うことなく、本グループ内でのそれらの国々の提案が検討されることについて懸念を繰り返して表明した。その際、それらの提案が、全体会議において、まず、検討されるべきである BWM 条約に対する潜在的な改正を含むものであることを想起して、また、本グループが提示した代替的なオプションについてのそれらの国々の不満を表明した。代表団の数名は、ロシアとトルコによる提案については、さらに全体会議において検討するに値するとの見解を支持している。

4.64 委員会は、トルコの代表団による関連の声明が本グループの報告の附属書4として含まれていることに留意し、またアイルランドの代表団がこの声明について、むしろ委員会の報告に含める方が適切であったであろうとの見解を表明しており、このアイルランドの見解をフランスの代表団が支持していることに留意した。

4.65 カナダの代表団は本グループの結果を支持しており、カナダの本見解をオーストラリア、ドイツ、アイルランド、ニュージーランドと英国の代表団が支持している。カナダの代表団は、BWM 条約におけるバラスト水管理の利用可能なオプションのすべての範囲のものを使用することが、この時点で新たな免除規定を策定するよりも、奨励されるべきであるとの見解を表明している。カナダの代表団により発表された声明については、要請により附属書27に記載している。

4.66 協議がなされたうえで、委員会は文書 MEPC74/4/13、文書 MEPC 74/4/18、文書 MEPC 74/4/19 および文書 MEPC 74/4/20、ならびに本グループの関係の結果 (文書 MEPC 74/WP.11 段落 38 ないし 47 および 52.11)についての検討を MEPC75 に延期することを合意した。

免除と陸上バラスト水管理に関するコンセプト案

4.67 委員会は、次の見解を承認した:文書 MEPC74/4/8 において説明された、「受入可能リスクのある港」および「プリローディング陸上バラスト水処理システム」のコンセプトに関するさらなるガイダンスが不要であって、これらの提案されたコンセプトについては、今次会合において表明された懸念を考慮に入れたうえで、ナイジェリアおよびその他の関係当事者によってさらに追求することができること。ナイジェリアの代表団は、自らがそれらの懸念事項について対応して、委員会にその結果を提示するように取り組むと述べた。

今後の作業

4.68 委員会は、BWM条約の規則 D-5 の規定に従って MEPC75 においてレビューグループを再設置することに関する本グループの要請に留意した。

5 大気汚染およびエネルギー効率

5.1 委員会は本議題項目として提出された文書に加えて、大気汚染防止に関する PPR6 の結果に関する議題項目 10 として提出された文書を検討することに合意した。

MARPOL 附属書 VI の改正案

- 5.2 委員会は、PPR6 が 0.50% 硫黄規制の一貫した実施を支援するために、MARPOL の附属書 IV の改正案に合意したことに留意した(なお、この改正案は、文書 PPR6/20/Add.1 の附属書 10 に記載されている)。この改正案には、以下の項目についての改正が含まれる。
 - .1 規則 1 (規則の適用に関する条項)
 - .2 規則2(「燃料油の硫黄含有量」、「低引火点燃料」、「MARPOL提供サンプル」、「使用中サンプル」および「船上サンプル」の定義を定めるもの)
 - .3 規則 14 (MARPOL 附属書 VI 燃料油サンプルに関する使用中・船上サンプリングおよび試験の検証の手続に関する条項)
 - .4 規則 18 (検証手続に関する条項)
 - .5 附属書 I (燃料油サンプリングポイントに関する「IAPP 証明書の補足書」についてのもの)
 - .6 附属書 VI (MARPOL 附属書 VI の燃料油サンプルに関する燃料検証手続に ついてのもの)
- 5.3 委員会は、文書 MEPC74/10/11 (IBIA および IPIECA) (MARPOL 附属書 VI の附属書 VI における硫黄検証プロセス改定案に関する意見を述べるもの)を検討した。また、この文書では MARPOL 提供サンプルについての硫黄検証プロセスを簡素化することを目的とした改正案には、意図せぬ結果が伴ってリスクが増加することになるとの懸念が表明されている(この理由は、準拠燃料を購入した船舶であっても、非準拠燃料を購入したとの容疑をかけられる可能性があり、その容疑に反論するための追加の法的手段が提供されないためである)。また、この文書では認識される問題に対処するための解決策についても提案している。
- 5.4 文書 MEPC74/10/11 を検討するにあたって、一部の代表団は以下のような見解を表明している:指摘された問題が認識されていないこと; MARPOL サンプルと使用中サンプルの両方に関する方法が類似していること; 問題に関する苦情が受領されておらず、検証が同じ実験室で実施されることが多いこと; 提起された懸念事項については、ISWG-AP 1 と PPR6 によって集中的に協議されていること; この目的が手続の簡素化であること; それらの者としても、協議がこれ以上長くなることを望んでいないこと; 改正案が簡素で信頼できる方法を定めていること; それらの者が、MARPOL サンプルの検証手続の第 2 段階を保持することを支持していないこと。

5.5 他の代表団は、以下のような見解を表明した:文書 MEPC74/10/11 では、さらに検討する必要がある懸念事項が提起された(なぜなら、準拠油が非準拠であると宣言されるリスクがあるからである); MARPOL サンプルの信頼区間(使用中サンプル用に合意されたもの)を適用するのが最善であること; PSC の担当官は、MARPOL サンプルの試験を行うことによって貨物禁止の遵守を検証しようとする可能性があり、単一の実験室試験では、BDN の表示にかかわらず、船舶が非準拠であるとされる可能性があること; ISO 4259 で定める二段階の手続を放棄することで、長年にわたって受入れられた手続きに反することになること; 従って、文書 MEPC74/10/11 を支持すること。

5.6 協議がなされたうえで、委員会は MARPOL 附属書 I の改正案の最終検討を実施することを、大気汚染およびエネルギー効率に関する作業部会に指示した。その際、PPR6/20/Add.1 の附属書 10 を基礎として用いるものとし、文書 MEPC74/10/11 を考慮に入れるよう指示した。

MARPOL 附属書 VI に基づく 0.50%硫黄規制の一貫した実施に関する 2019 年ガイドライン案

5.7 委員会は、PPR6 が附属書 VI に基づく 0.50%硫黄規制の一貫した実施に関する 2019 年 ガイドライン案に関する作業を完了していることに留意した。なお、これは文書 PPR6/20/Add.1 の附属書 12 に記載のとおりである。

5.8 委員会は、ガイドライン案の段落 3.3.1.4 および 3.3.1.4bis (= その 2) の括弧書きの文言を検討したうえで、段落 3.3.1.4 を削除し括弧書き部分を削除して、3.3.1.4bis (= その 2) を保持することに同意した。

5.9 委員会は、以下の文書を検討した。

- .1 MEPC74/10/6 (オーストラリア)。これは、準拠燃料油の補給を促進する ために取るべき行動について対応するとともに、船舶が 2020 年 3 月 1 日 までの期間中に非準拠燃料を積載したものの、それを使用していない場合において、港湾国によって行使される可能性があるコントロールの範囲を定めるためのガイドライン案の変更を提案するものである。
- .2 MEPC74/5/19 (ブラジルおよびアラブ首長国連邦)。これは、寄港地での 準拠燃料油の入手不能を理由として、非準拠燃料油を用いて寄港する補 給船舶について実施される手続を含む追加の条項を提案するものであ る。

5.10 その後の議論では、特に以下の意見が出された。

- .1 ポートステートコントロールの範囲と行動の明確化を支持するが、文書 MEPC74/5/19 における提案については支持しない。
- .2 文書 MEPC74/10/6 によって提案された段落 4.2.4.6 の保持については支持するが、一部の改訂によってこの段落が過剰に複雑になっている可能性がある。しかしながら、付け加えるべき追加段落案は、その暫定性を踏まえて支持しない。

- .3 文書 MEPC74/5/19 の提案については、基本的に支持する。準拠燃料油 を荷積みする必要がある場合には、安全性の懸念から別々のタンクに荷 積みするべきである。燃料のバッチのミックスは避けるべきである。
- .4 非準拠燃料油が特定されたときには、さらなる手続上の変更が求められる。文書 MEPC74/5/19 の段落 10 と 11 は、明確に規定しており、これを支持する。
- .5 文書 MEPC74/10/6 によって提案されている、段落 4.2.4.6 の直後への新たな段落の追加については、文書 MEPC74/5/19 の提案に即して支持する。なぜなら後者の提案では、ポートステートコントロールによる行動について明確に定められているからである。
- .6 文書 MEPC74/5/19 の提案について支持する。これは、実施のための実務的な支援を明確に定めているからである。燃料油の入手不能報告 (FONAR)の後の非準拠燃料油の処分については、特に支持する。この文書は、MARPOL 附属書 IV の規則 14.1.3 の規定を実施するために役立つであろう。
- .7 燃料油を荷積みするタンクを特定することは適切ではない(なぜなら、 それによって準拠性の問題が生じる可能性があるからである)。明らか な根拠がある場合を除き、罰則を適用することは適切ではない。 FONAR が提出された場合(または、参照が削除された場合)には、 「罰則の軽減」という用語については、「罰則なし」を示す文言を用い て定められる必要がある。なぜならガイドラインでは、適用される罰則 について情報が提供されていないからである。
- .8 文書 MEPC74/5/19 については、基本的に支持する。これは硫黄規制の 遵守についてのさまざまなアプローチの概略を定めているからである。
- .9 文書 MEPC74/10/6 について支持する。しかし、文書 MEPC74/5/19 については支持しない。その理由は、これについては非準拠燃料油の補給の正当化を定めることが明らかでなく、燃料油の汚染の原因となる可能性があり、この点で行政当局は、非準拠の根拠として受け入れなければならなくなるであろうと考えられるためである。
- .10 双方の文書を支持する。特に文書 MEPC74/5/19 は、明確なガイダンス (指針) を定めており、実施に役立つからである。
- .11 文書 MEPC74/10/6 は、明確な説明を行っていないことから、文書 MEPC74/5/19 のガイドライン案について支持しない。これは 2020 年硫 黄規制の実施を妨げる解釈となり得るからである。
- 5.11 協議がなされたうえで、委員会は大気汚染およびエネルギー効率に関する作業部会に対して、MARPOL 附属書 IV に基づく 0.50%硫黄規制の一貫した実施に関する 2019 年ガイドラ

インを最終化するよう指示した。この際、文書 PPR6/20/Add.1 の附属書 12 を基礎として用い、全体会議においてなされた決定と全体会議で出された意見を考慮に入れるよう指示した。

5.12 委員会は、文書 MEPC74/10/10 (ICS ほか) において提供された情報に留意した。これは、2020 年のグローバルな硫黄規制の遵守を用意するうえでの運送会社と乗組員に対する業界のガイダンスに関するものである。

5.13 また、委員会は石油会社国際海事評議会(Oil Companies International Marine Forum)からのオブザーバーから提供された情報についても留意した。これは、硫黄含有量の上限を0.50% m/m とする燃料油の供給と使用に関する潜在的な安全性・運航上の問題についての業界の共同ガイドラインの進展に関するものである。このオブザーバーは、以下の点を確認した:業界の共同ガイドラインでは、できる限り ISO 公開仕様書(PAS) 23263 の案文からの情報を組み入れており、ガイダンスについては 2019 年 8 月に公表する見込みであり、情報としてMEPC75 に提供される予定であり、同年末までに利用可能とするべく E ラーニングのコースを開発する予定であること。

5.14 さらに、委員会は ISO からのオブザーバーから提供された情報(既存の ISO 8217 海上燃料基準の 0.50%準拠燃料油への適用についてのガイダンスとなる PAS 23263 の作成に関するもの)について留意した。なお、このガイダンスは本年中に発行される見込みである。ISOからのオブザーバーが発表した声明については、要請により附属書 27 に記載している。

附属書 VI に基づくポートステートコントロールに関する 2019 年ガイダンス案

5.15 委員会は、PPR6 が MARPOL 附属書 VI および関連の MEPC 決議案に基づくポートステートコントロールに関する 2019 年ガイダンス案について基本的に合意したことに留意した。これについては、文書 PPR6/20/Add.1 の附属書 15 に記載されているとおりである。また、委員会は、2019 年 PSC ガイドライン案の作成にあたって、PPR6 が III 5 (III 小委員会) 関連の結果を考慮に入れたことについても留意した。

5.16 委員会は、以下の文書を検討した。

- .1 MEPC74/10/3 (IMarEST)。これは、2019 年 PSC ガイドライン案のさらなる変更(特に窒素酸化物(NO_x)の排出に関する規程の施行についてもの)を含むものであって、MARPOL 附属書 IV の 4 章に基づくエネルギー効率・燃料油消費データ報告義務と関連の認証/文書化の側面に関するガイドラインについても、策定する必要があることを指摘しているもの。
- .2 MEPC74/10/5 (オーストラリア)。これは、MARPOL 附属書 VI に基づく 2009 年 PSC ガイドラインの変更案 (III 5 (III 小委員会) により作成され たもの) に対し、さらなる考慮を与えるべきであることを提案したもの であって、特に、「準拠燃料油の入手不能が主張された場合」に関する文書 PPR6/2/2 の附属書の附属書に記載されたものを提案している。これ は、排出規制海域 (ECA)の域外で運航される船舶に拡大して適用することができるものである。

- .3 MEPC74/10/13 (INTERTANKO および ICS)。これは、船舶に対して提供される「燃料油供給記録 (BDN)」上に記載されたデータと、燃料油の供給中に取得される燃料油のサンプルについて、認定実験室により実施される試験のデータとの間で差異がある状況に対応するものであって、ガイドライン案の 2 章に対する追加の修正を提案しており、上記の状況を明確に説明することを目的としたものである。
- 5.17 その後の議論では、特に、以下の意見が出された。
 - .1 文書 MEPC74/10/3 および文書 MEPC74/10/13 を支持する。なぜなら、 改正案は、入手不能の通知を受領した時点で、PSC ガイドライン案の段落 2.1.5 に関して既になされているものを反映するものであるからである。従って、この変更については、PSC ガイドラインに組み込まれるべきである。
 - 2 文書 MEPC74/10/3 において提案された改正を支持する。ただし、それに よって、PSC ガイドラインの採択が遅延する結果となる場合は、この限 りでない。ガイドラインについては、Ⅲ6(Ⅲ小委員会)に対して最終化 のために送付して、総会(Assembly)にて採択されるように提案する。 文書 MEPC74/10/13 については支持しない。なぜなら、それが取り上げ ている論点については、MARPOL 附属書 Ⅳ の規則 18.9.6 おいて定める 条項によって広くカバーされているからである。
 - .3 III5 (III 小委員会)の修正については、PPR6 によって完全には考慮されていない。MARPOL 附属書 VI の規則 14 と規則 18 の規定のみが反映されているにすぎない。委員会は、最終案を III6 (III 小委員会)に送付して見直しと最終化を求めるべきであり、総会の第 31 回会合にて採択するために、MSC と MEPC によってなされた合意に従って、PSC 手続を追加するべきである。文書 MEPC74/10/3 および MEPC74/10/5 については支持する。
 - .4 3 つの文書のすべてを支持する。文書 MEPC74/10/3 において提案された 改正については、これまで 10 年間において規則 13 と NO_x テクニカルコード 2008 年版に対してなされた改正に反映されている。入手不能に関する文書 MEPC74/10/5 のガイダンス案については、排出コントロール区域の内外を問わず、適用されるべきである。文書 MEPC74/10/13 のガイダンス案は、船舶のコントロールの外における問題を解決するための適切な方法を定めている。
 - 5 提案されたガイダンスについては、排出コントロール区域の域外において適用されるように起草される必要がある。文書 MEPC74/10/13 は、調和されたアプローチの必要性を指摘するものである。GISIS モジュールを変更する文書 MEPC74/5/20 に記載されたアプローチは、そのようなアプローチとなりうる可能性があり、加えて「フォローアップ措置」に関するガイダンスが必要となる。

- .6 文書 MEPC74/10/13 において強調された論点は、硫黄検証手続に関する ものである。 MARPOL 附属書 VI の附属書 VI の段落 3.4 は、「再現性 (reproducibility)」について言及しているため、燃料油供給記録(BDN) 上で確認される価値内でこれに言及することによって、実務的な方法で 問題に対応することができるようになる。
- .7 3 つの文書すべてについて、規定の不明確性に対応している点において支持する。燃料油供給記録は、燃料油が準拠していることについて確認する法定文書であるが、 船舶が独自に燃料の試験を行っているときにおいて、それが「非準拠」と認定された場合には、規制上のギャップがあり、このギャップが透明性のある方法で埋められる必要性がある。
- .8 文書 MEPC74/10/3 および文書 MEPC74/10/5 について支持する。しかし、文書 MEPC74/10/13 については支持しない。この提案によって、ガイドラインの最終化が遅延する可能性があるという懸念がある。
- .9 船舶の運営業者が当局に通知するべきことについて合意されているが、 FONAR のケースではない場合には、船舶の運営業者は、燃料油のサプライヤーに対して問題を引き受けるべきであって、非準拠燃料油を、貨物として輸送する他の船舶に移し替えるようにサプライヤーと手配する べきである。この問題は、全利害関係者に対するデューデリジェンスを 行うことによって回避することができると考えられる。
- .10 MARPOL 附属書 VI の規則 18.9.6 の規定については、フォローアップ措置 をカバーするものではない。また、文書 MEPC74/10/13 の提案は、抜け 道ではない。
- .11 文書 MEPC74/10/13 の提案を支持する。なぜなら、FONAR の使用は、そこで特定された状況においては不適切であるからである。こうした状況における船舶については、旗国の行政当局に対して特定の通知を発行するべきであって、他の関係当局にその写しを提示するべきである。

5.18 検討がなされたうえで、委員会は MARPOL 附属書 VI に基づくポートステートコントロールに関する 2019 年ガイドライン案の最終化を行うように、大気汚染およびエネルギー効率に関する作業部会に指示した。この際、文書 PPR6/20/Add.1 の附属書 15 を基礎として用いて、文書 MEPC74/10/3、 MEPC74/10/5 および MEPC74/10/13 を考慮に入れて、今次会合での MEPC 決議によって採択することを目的とするよう指示した。

5.19 委員会は 2019 年 PSC ガイドラインについては、今次会合において MEPC 決議として発行することに合意した。これはグローバルでの 0.50%硫黄規制の一貫した効果的な実施を支援することを目的とするものである。利用可能な時間が限られていることから、委員会は、MARPOL 附属書 VI の 3 章に対する改正のみを検討することを同作業部会に指示し、船舶のエネルギー効率に関する 4 章に関連する改正については、今後の会合において取り上げることができることに合意した。

非準拠燃料油に対応するための危機管理措置に関するポートステートコントロールについてのガイダンス案

5.20 委員会は PPR6 において、非準拠燃料油に対応するための危機管理措置に関するポートステートコントロールについてのガイダンス案を検討するように委員会に要請したことを想起した。この案については、文書 PPR6/20/Add.1 の附属書 11 に記載のとおりであって、これは、今後の進展や代替策についての潜在的な具体的提案との関係におけるものであって、緊急事項として最終化を行うことを目的とするものである。

5.21 委員会は、以下の文書を検討した。

- .1 MEPC74/10/1 (インド)。これは、非準拠燃料油に対応する危機管理措置 に関連した暫定的なガイダンスの発行を提案するものであって、FONAR との関係において準拠燃料油の入手不能の状況において、非準拠燃料油 の残存分が積載されている場合にそれを処分するという問題に対応する ものである。
- .2 MEPC74/10/7 (オーストラリアほか)。これは、FONAR において文書化されている燃料油の入手不能の結果として補給された非準拠燃料油を管理する最も適切なメカニズムを決定するためのガイダンス策定にあたって、委員会が考慮するための文言を提案するもの。

5.22 文書 MEPC74/10/1 および文書 MEPC74/10/7 を検討するにあたって、一部の代表団は以下のような見解を表明した:文書 PPR6/20/Add.1 の附属書 11 については、基礎となる文言として用いるべきである;運航上の行動の目的のためには、責任の所在は、船長にあるのであって、ポートステートコントロールではない;公海上での非準拠燃料油の使用は、既に拒絶されている;また、そうした船舶については、自らの燃料タンクを洗浄することを容易かつ簡単に行うことができない;そのために、ガイダンスが必要とされていること。

5.23 別の代表団は、以下のような見解を表明した:「en route (途中で)」という用語については、さらなる明確化が必要である;さもなければ、行政当局にとって評価する負担が大きくなる可能性がある;文書 MEPC74/10/7 の附属書について、基礎となる文言として用いるべきである(なぜなら、それが遅延を防ぐために最も実務的な方法であって、行政当局に対する管理上の負担も軽減することができるからである);文書 MEPC74/10/1 の附属書について、基礎となる文言として用いるべきである(なぜなら、文書 MEPC74/5/19 に関連するいくつかのプラスの側面があり、最も実務的で安全な解決方法であって、MARPOL 附属書 VI の規則 14の実施において役立つであろうと考えられるためである)。

5.24 検討がなされたうえで、委員会は非準拠燃料油に対応する危機管理措置に関するポートステートコントロールについてのガイダンス案を最終化するよう、大気汚染およびエネルギー効率に関する作業部会に指示した。これにあたっては、文書 PPR6/20/Add.1 の附属書 11を基礎として用いて、文書 MEPC74/10/1 および文書 MEPC74/10/7 を考慮に入れるよう指示した。

MARPOL 附属書 VI 燃料油サンプルに関する検証手続に関する MEPC 通知案(規則 18.8.2 または規則 14.8)

5.25 委員会は、MARPOL 附属書 VI に基づく 0.50%硫黄規制の一貫した実施に関する 2019 年ガイドライン案と、MARPOL 附属書 VI に基づくポートステートコントロールに関する 2019 年ガイダンス案の両方について、MARPOL 附属書 VI の附属書 VI の改正案を参照していることに留意した。これは、船舶に対して納入がなされる、使用される、または、使用のために積載して輸送する燃料油について、MARPOL 附属書 VI の規則 14 の該当する硫黄規制に準拠しているか否かを判断するための合意された方法を提供することを目的とするものである。

5.26 委員会は、MARPOL 附属書 VI の附属書 VI に定める MARPOL 附属書 VI 燃料油サンプル(規則 18.8.2)に関する燃料検証手続に代えて、関係当事者が、2020 年 1 月 1 日以降において、MARPOL 附属書 VI 燃料油サンプルの検証手続の改正版(規則 18.8.2 または規則 14.8)を実施するべきであるか否かを検討した。これは、2020 年 1 月 1 日と、MARPOL 附属書 VI の附属書 VI の改正版の発効日との間の期間における二重の条約制度が生じることを避けることを目的とするものである。

5.27 検討がなされたうえで、委員会は MARPOL 附属書 VI に関する検証手続(規則 18.8.2 または規則 14.8)に関する MEPC 通知案を最終化するよう、大気汚染およびエネルギー効率に関する作業部会に指示した。この際、全体会議でなされた決定および全体会議で出された意見を考慮に入れるよう指示した。

5.28 委員会は、IACS からのオブザーバーによる以下の介入(intervention)に留意した。これは 2020 年 3 月 1 日に施行される予定の、2018 年 10 月の決議 MEPC.305(73)によって採択された IAPP 証明書への補足書の改正の結果として、IAPP 証明書の更新の時期に関するものである。IACS からのオブザーバーは、以下のように述べている: MSC-MEPC.5/Circ.6 の段落 3.2 に従って、証明書は、改正の発効日の後になされる IAPP 調査(アンケート)の機会において更新される必要があり、MARPOL 附属書 VI の締約国は、IACS のメンバーに対して、証明書を従前に発行することを希望しない場合には、通知するべきである。IACS からのオブザーバーによる声明については、要請により附属書 27 に記載している。

船上で使用される燃料油の硫黄含有量の検証のための船上サンプリングに関する 2019 年ガイ ドラインについての MEPC 通知案

- 5.29 委員会は PPR6 において、文書 PPR6/20/Add.1 の附属書 13 に記載したとおりに、船上で使用される燃料油の硫黄含有量検証のための船上サンプリングに関する 2019 年ガイダンスについての MEPC 通知案に合意済みであることに留意した。
- 5.30 検討がなされた後、委員会は「*船上で使用される燃料油の硫黄含有量の検証のための船上サンプリングに関する 2019 年ガイドライン*」についての MEPC.1/Circ.864/Rev.1 を承認した。

サプライヤーによる準拠燃料油の納入に関する MSC-MEPC 通知案

- 5.31 委員会は MSC100 からの指示に従って、サプライヤーからの準拠燃料の納入に対応する MSC-MEPC 共同通知について、MEPC74 と MSC101 による承認を目的として、PPR6 が 策定済みであることに留意した。
- 5.32 検討がなされたうえで、委員会は附属書 11 に記載しているとおりに、サプライヤーからの準拠燃料油の納入に関する MSC-MEPC 通知案について、MSC 101 による同時承認を受けることを条件として承認した。

排ガス浄化システムについての 2015 年ガイドラインの見直し

- 5.33 委員会は作業用が多いことから、「排ガス浄化システムに関する2015年ガイドライン」の見直しについてのPPR7においてさらに作業を行うことに同意済みであることに留意した。
- 5.34 委員会は、さらに以下の点に留意した: PPR6において、単一監視装置の故障と、排気ガス浄化システム(EGCS)が要件を満たしていない場合に取るべき行動についての提言に関するガイダンスが緊急に必要とされていることに合意したうえで、MEPC 通知案を作成してMEPC74に提出するよう事務局に要請済みであること。なお、この通知案は文書 PPR6/11 (フィンランド)の附属書 2 の附属書 6 に含まれる暫定的なガイダンスと、文書 PPR6/11/3 (米国)において出された意見を統合するものである。
- 5.35 この文脈において、委員会は文書 MEPC74/5/8 (事務局)を検討した。この文書は、PPR6 の要請に基づき MEPC 通知案を作成したものであって、文書 PPR6/11/6 (CLIA)において提案された改正も組み込んでいることに留意した。
- 5.36 その後の議論では、特に以下の意見が出された。
 - .1 ガイダンス案は、同等遵守の平等な立場の原則に影響を与えるべきでない。不確実性と不明確性によって、実施と執行に困難が生じることになる。長期の超過を認める案によって、EGCS を装備する船舶にメリットが生じる可能性があり、それによって既存の条項が弱められることになる。最終製品については、安定した特定のものでなければならず、

EGCS の事故または監視システムの故障において、不当な寛容があってはならない。

.2 この文書は、検討する必要がある実際の問題をすべて指摘している。最高のレベルの透明性と情報共有が、平等のために必要とされている。

5.3 検討がなされた後、委員会は単一監視装置の事故の場合における継続的な遵守の暫定的表示に関するガイダンスについての MEPC 通知案を最終化することを、大気汚染およびエネルギー効率に関する作業部会に指示した。その際には、文書 MEPC74/5/8 の附属書を基礎として用いて、EGCS がガイドラインの規定を満たさなかった場合に取るべき行動について提言を行うよう指示した。

燃料油の品質

5.38 委員会は MEPC72 において、「*船上で使用される燃料油の品質を保証するための燃料油 購入者*/利用者のベストプラクティスに関するガイダンス案」についての MEPC.1/Circ.875 を 承認したことを想起した。

5.39 委員会は、また MEPC73 において、以下の事項が行われたことを想起した。

- .1 「*船舶に納入された燃料油の品質を保証するための供給者のベストプラクティスに関するガイダンス*」に関してMEPC.1/Circ.875/Add.1を承認したこと
- .2 加盟国/沿岸国のためのベストプラクティスに関するガイダンス案を最終化するために、燃料油品質に関する通信部会を再設置して、その最終化を指示したこと

5.40 委員会は、米国から提出された通信部会の報告(MEPC74/5/9)を検討した。この報告は、加盟国/沿岸国のためのベストプラクティスに関するガイダンス案のテキスト(案文)を提供するものであった。委員会はこれとともに、以下の文書についても検討を行った。

- .1 文書 MEPC74/5/4 (ICS ほか) (グローバルな実施のための燃料補給ライセンス制度を確立するために MARPOL 附属書 VI に新しい要件を提案するものであって、既存の IMO の文書およびガイドラインに基づきそのような制度のテンプレートを設けるもの)
- 2 文書 MEPC74/5/25 (IBIA) (加盟国/沿岸国のためのベストプラクティスに関するガイダンス案(MEPC74/5/9)に関する意見を含むもの。なお、この意見では、MARPOL 附属書 VI に基づく 0.50%硫黄規制の一貫した実施に関するガイダンス案、MARPOL 附属書 VI の附属書 VI の改正案、および、MARPOL 附属書 VI に基づくポートステートコントロールに関する 2019 年ガイダンス案についての進展を考慮に入れている)

5.41 その後の議論では、特に以下の意見が出された。

- .1 文書 MEPC74/5/9 および文書 MEPC74/5/25 について支持する。しかし、 グローバルな燃料補給ライセンス制度の案については支持しない。この 理由の一部は、グローバルに行うことによる管理上の負担に基づくもの であり、主な理由としては MARPOL 附属書 VI の規定が、政府の側で国 内の状況を考慮に入れることができるように注意深く起草されているも のであるというものである。
- .2 国際的な燃料のサプライチェーンの完全性を改善することができる既存の燃料補給ライセンス制度に関する情報は提供されている。しかし、義務的要件とするには、時期尚早に過ぎる。グローバルな調和と実施のための燃料補給ライセンス制度のテンプレートの策定は支持する。
- .3 ベストプラクティスに関するガイダンスと燃料補給ライセンス制度は支持する。
- .4 燃料補給ライセンス制度については、任意のものも義務的なものも、いずれも支持しない。そのため、文書 MEPC74/5/4 を支持しない。
- .5 燃料補給ライセンス制度は、MSC 100 によって既に検討されている正当 な安全性の重要な論点に対応するものである。その結果が MEPC74/5/4 となっている。今次会合でこの提案について進捗がないのであれば遺憾 である。
- .6 燃料補給ライセンス制度の提案は、(今次会合では支持されない場合であっても) PPR 7 に送付することができるであろう。さらなる検討を行い、MSC に対して同時に報告を行って、その報告において文書は受領され、PPR 7 において更なる検討を行う旨を伝えることになる。
- .7 安全性は、IMOにとって最優先事項である。安全性がMSCの検討事項であることが確認されているものの、この問題はMSCによって既に検討済みであり、実際の潜在的な安全性の問題が単に消失することはないだろう。
- .8 燃料補給品質管理の枠組みに関し、文書 MSC94/INF.を参照することができるものと考えられる。
- .9 国内の燃料補給ライセンス制度については、国内レベルで既に実施済であり、グローバルな制度について歓迎する。
- .10 基本的には合意されているが、それは非義務的なものに限った合意である。したがって、すべての義務的な文言は削除するべきである。
- .11 この問題における安全性の重要な性質についての理解はなされているが、委員会は、明確な政策上の方向性を提供する必要がある。

- 12 文書 MEPC74/5/4 は、2020 年の硫黄規制の効果的な実施に関する業界の 懸念への対処法を強調するものである。進捗がないのであれば、政府は 安全性の影響が生じることに関する説明の余地がなくなるであろう。そ のため、しかるべき考慮が必要となる。
- .13 文書 MEPC74/5/4 の附属書において提案された燃料補給ライセンスのテンプレートについては支持する。なぜなら、安全性の懸念が共有されるからである。
- .14 ベストプラクティスに関するガイドライン案では、既に「ライセンス/ 認証スキーム」への言及がなされており、文書 MEPC74/5/4 の附属書案 については、適切な参照を行うことでガイドラインに追加される形での 潜在的なテンプレートとすることができよう。
- .15 燃料補給ライセンス制度は、国内の裁量の問題に限定するべきである。
- .16 国際航空の目的では、ICAO のマニュアルは航空機に供給される燃料油 の品質について国家政府に責任を与えている。海運における不良品質燃料はなくす必要があり、文書 MEPC74/5/4 がさらに検討されない限り、誤ったメッセージを送ることになろう。
- .17 文書 MEPC74/5/4 の附属書は、2020 年の発効日の前に、任意のガイダンスとして作業部会に検討のため送付するものとする。

5.42 検討がなされたうえで、委員会は加盟国/沿岸国のためのベストプラクティスに関するガイダンス案を最終化するよう、大気汚染およびエネルギー効率に関する作業部会に指示した。この際、文書 MEPC74/5/9 の附属書を基礎として用いるものとし、文書 MEPC74/5/4 および文書 MEPC74/5/25 の附属書を考慮に入れるよう指示した。

MARPOL 附属書 VI の規則 18 の実施の強化

5.43 委員会は MEPC73 において、MARPOL 附属書 VI の規則 18 の実施を強化する方法について、さらに具体的な提案を要請したことを想起した。特に燃料油の品質、および準拠燃料油の入手不能性の報告に関してのものであり、これにはデータの収集および分析を支援するための GISIS における MARPOL 附属書 VI モジュールの強化が含まれる。

5.44 また、委員会は MSC100 から MEPC74 に対してなされた、燃料油安全性問題に関する新たな GISIS モジュール上の進展についての MSC101 への通知の要請について想起した。

- 5.45 委員会は、以下の文書を検討した。
 - .1 MEPC74/5/18 (オーストリアほか)。これは、燃料油の品質と準拠燃料油の入手不能性の報告に関するデータの収集についての考慮事項と提案を提示するものであって、MARPOL 附属書 IV モジュールの強化を含むものである。

- .2 MEPC74/5/20 (バハマほか)。これは、データベースについての強化の提言を通じてデータの収集・分析についての包括的な提案を含むものであって、データ分析の戦略の策定を提案しているものである。
- .3 MEPC74/5/21 (バハマほか)。これは、GISIS における MARPOL 附属書 VI モジュールにおけるデータの報告に関して、文書 74/5/20 においてなさ れた提案に関連した MEPC 通知案を提示するものである。
- .4 MEPC74/5/23 (ギリシャ)。これは、グローバルな海上コミュニティの懸念を考慮に入れて、燃料油の品質と報告に関してのデータ収集・分析に関する考慮事項と、具体的な提案について意見を提供するものである。また、この文書では委員会に対して、2020 年 1 月 1 日の前後にかかわらず安全で準拠した燃料油についてのグローバルな入手可能性を確保することの重要性について留意するよう要請している。この要請は、MARPOL 附属書 VI の関連の規則の実施を強化することを目的としたものである。
- .5 MEPC74/10/4 (オーストラリア)。これは、燃料油の入手不能性の報告についての調査を促進するための MARPOL 附属書 VI の GISIS モジュールの改正とともに、利害関係者に対する情報提供のため、この調査の結果について報告する手続を提案している。
- 5.46 その後の議論では、特に以下の意見が出された。
 - .1 GISIS とデータ収集および準拠燃料油の入手不能の報告を強化するとの 提案については支持する。こうした提案は、船舶の安全性に関する取組 みと関係している。
 - .2 確実な合意を得ることが欠かせない。文書 MEPC74/5/21 の附属書において提案された MEPC 通知案に対する承認については支持する。
 - .3 データ収集とデータの定期的分析についての計画については支持する。
 - .4 燃料油の入手不能に関するデータ収集の強化と品質は重要な事項であるので、この提案を支持する。
 - .5 GISIS による報告の範囲を拡大することによって、情報の収集と普及のために良い機会が提供されるであろうが、問題は関係当事者が必要な情報を定期的に入力していないことである。これは、MARPOL 附属書 VIの規則 18 の規定に基づきその義務があるにもかかわらずである。GISIS を有用なツールとするのであれば、データの提出が必要である。

- .6 データ収集、品質と入手不能の報告についての提案を支持する。文書 MEPC74/10/4 の提案については、FONAR の情報を普及させうる方法に ついてさらに協議を行ううえでの良い基礎となる。文書 MEPC74/5/21 の 附属書において提案された EPC 通知案に対する承認については、支持する。
- .7 提案において激しい一極集中が見られるものの、時間的な制約があるために、データ収集計画について詳細に評価することができない。データ、分析および結論を改善することで、グローバルでの硫黄規制の影響について明確な評価を提供することになり、MARPOL 附属書 VI のモジュールの更新と強化を含むさらなる作業を早急に行う必要がある。事務局は、データの初期的な概観を開始するべきである。データ分析計画、分析の頻度や期限を最終化することができないことから、会合間作業を行って MEPC75 に報告するべきである。文書 MEPC74/5/21 の附属書において提案された MEPC 通知案については承認するべきである
- .8 データ収集は、MARPOL 附属書 VI の規則 18 の規定について統一的な実施と強化を行ううえで重要である。事務局との調整を行って、緊急事項としてアウトプットを MEPC75 に提供するべきである。これを達成するためには、セッシション間作業が支持されるべきである。
- .9 提案によって、燃料油の入手不能に関する実施が強化され、情報の普及に役立つことになろう。文書 MEPC74/5/21 の附属書において提案された MEPC通知案は承認を得ているが、段落 4.2 (加盟国は、提供された情報 の正確性について責任を負い続けると規定しているもの) についての重要性を確認する必要がある。
- .10 LNG などの代替燃料の入手可能性に関するデータを提供するオプション について、GISIS モジュールの更新版に含まれる必要がある。
- .11 GISIS への必要な報告について関係当事者への義務付けは、現状のままとなろう。一方、MARPOL 附属書 VI の GISIS モジュールは、事務局によって更新されている。
- .12 文書 MEPC74/5/18 において特定された、データ収集の期間である3年から5年についてはさらに検討する必要がある。なぜなら、燃料油の品質は、長期にわたる懸念事項であって、そのために恒久的に確立されるべきであるからである。
- 5.47 協議がなされたうえで、委員会は「MARPOL 附属書 VI に基づく 0.50% m/m 硫黄規制 の一貫した実施に対する理解の深化を促進するための GISIS における燃料油の入手可能性と 品質に関するデータの報告」に関する MEPC.1/Circ.887 を承認した。
- 5.48 委員会は、文書 MEPC74/5/23 に含まれる情報に留意した。

5.49 委員会は、MARPOL 附属書 VI の GISIS モジュールにおける規則 18.1、18.2.5 および 18.9.6 についての既存のタブを更新するように事務局に指示した。(これは、文書 MEPC74/5/18、MEPC74/5/20 および MEPC74/10/4 に提案されているものである。)なお、この更新には、以下のものが含まれる。

- .1 列挙されている燃料の種類および硫黄含有量の更新
- .2 複数の港についての入力を、一度の入力で可能とすること
- .3 港別または準拠油別での検索を可能とすること
- .4 FONAR の書式と整合させること
- .5 燃料油の品質に関するチェックボックスを追加すること
- .6 規則の選定を改善すること

5.50 委員会は、MARPOL 附属書 VI の規則 18 に基づくデータ収集・分析に関する通信部会を設置した。なお、この通信部会は事務局によって調整されるものとし、以下の付託事項によるものとする。

- .1 文書 MEPC74/5/18、文書 MEPC 74/5/20 および文書 MEPC 74/10/4 における提案に従って、GISIS 上の追加項目の報告を調査すること
- .2 実行可能であり適切な場合には、さらに利用可能性を改善すること
- .3 MEPC75 に対して書面の報告を提出すること

5.51 委員会は事務局に対して、以下の事項を行うよう指示した: GISIS において現在利用可能な燃料油の品質と入手可能性に関するデータの初期的な概観と、規則 18 および規則 14 に基づく義務を参照して GISIS の現在の利用の概観を MEPC75 に報告すること、ならびに、燃料油の安全性の問題について新たな GISIS モジュール上での進捗について MSC101 に対して助言すること。

IMO 硫黄監視プログラム

5.52 委員会は、以下の点を想起した: MARPOL 附属書 VI の規則 14.2 と、「船上で使用するために供給される燃料油の世界平均硫黄含有量を監視するための 2010 年ガイドライン」(決議 MEPC.192(61))(決議 MEPC.273(69)による改正を含む)に従って、硫黄監視の結果について、毎年、その直後の委員会の会合に提示するべきであること。

5.53 この点において、委員会は文書 MEPC74/5/3 (事務局)を検討したうえで、2018 年における、船上で使用するために供給される海上燃料油の世界平均硫黄含有量の監視の結果に留意した。この結果は、3 社のサンプリングおよび試験サービス提供業者から提供された情報に基づくものであって、この結果では、世界平均硫黄含有量(すなわち、3 年時差平均)を、残

留燃料油について 2.59%、溜出燃料油について 0.08%とした。委員会は事務局に対して、本事項に関する情報を毎年、委員会に対して継続して提供するよう要請した。

5.54 委員会は、「*船上で使用するために供給される燃料油の世界平均硫黄含有量を監視するための 2010 年ガイドライン*」(改正を含む)の改正案を提案する文書 MEPC74/5/10 (事務局)を検討した。この文脈において、委員会は以下の点に留意した: 改正案は、IMO 硫黄監視プログラムに対する必要な更新としてみなされるものであり、この更新は 2020 年 1 月 1 日からの 0.50%硫黄規制の発効によるものであって、この規制を遵守するために使用される燃料油の潜在的な種類にもよるものである。

5.55 委員会は、IPIECAからのオブザーバーによる以下の介入に留意した:「船上で使用するために供給される燃料油の世界的な硫黄含有量を監視するための 2010 年ガイドライン」の改正案については、0.50%硫黄規制を超える域を組み入れるべきである(これによって、規制値を超える超過分の情報を取得することができるようになる)というもの。IMarEST からのオブザーバーは、以下の点を指摘した: MARPOL 附属書 VI の規則 14.2 において、残存燃料油のみが参照されており、2010 年以降においては、溜出燃料油に関しての硫黄監視プログラムを報告しているものの、2020 年 1 月 1 日以降に供給される燃料油を反映するために、規定の改正が必要となる可能性があること。

- 5.56 検討がなされたうえで、委員会は、以下の手続きを取った。
 - .1 2010 年ガイドライン(改正を含む)に対する改正案を基本的に承認した。
 - .2 事務局に対して、サンプリングと試験サービスの提供業者 3 社と連絡することを許可した。これは 2020 年において 2010 年ガイドラインの改正案を実施することを目的とするものである。
 - .3 事務局に対して、「船上で使用するために供給される燃料油の世界 平均硫黄含有量を監視するためのガイドライン」の改定の統合版を作成 して、MEPC76の検討を求めるよう指示した。
 - .4 MARPOL 附属書 VI の規則 14.2 を改正する具体的な提案を提出するように、利害関係を有する加盟国に要請した。

船上で使用しない燃料油の硫黄含有量の検証用の船上サンプリングに関するガイドライン案

5.57 委員会は、PPR6 による以下の提言に留意した:船上で使用しない燃料油の船上サンプリングに関して導入するための、MARPOL 附属書 VI の規則 14.8 の改正案の結果として、新たな義務の発効前に、効果的かつ安全な実施を支援・支持するためのガイドラインを策定する必要があるというもの。

5.58 委員会は、文書 MEPC74/10/2 (IMarEST)を検討した。これは、船上で使用される燃料油の硫黄含有量の検証に関する船上サンプリングに関するガイドライン案の改正について(文書 PPR6/20/Add.1 の附属書 13 に記載のとおり)提案するものである。なお、この提案は MARPOL 附属書 VI の規則 14.8 の改正の実施を支援するとともに、同附属書の附属書 VI にお

いて定められた検証手続の使用について、使用中および船上の燃料油のサンプルも対象とするように適用を拡大することを目的としたものである。

5.59 検討がなされたうえで、委員会は文書 MEPC74/10/2 を PPR 7 に送付し、新たなガイドラインについてさらに検討を行って、それを作成するように求めた。

MARPOL 附属書 VI の統一解釈案 (規則 13.2.2、13.5.3、14.1 および 16.9)

- 5.60 委員会は、MARPOL 附属書 VI の以下の規則についての統一解釈を承認した。
 - .1 規則 13.2.2 (エンジンの交換または追加の時期に関するもの)
 - .2 規則 13.5.3 (決議 MEPC.230(65))の対象となる交換エンジン (ティア II) に対する登録要件の適用性に関するもの)
 - .3 規則 14.1 (燃料油の硫黄含有量の要件を緊急装置に適用することに関するもの)
 - .4 規則 16.9 (船上焼却装置に関するもの)

これらについては、附属書 12 に記載されている。委員会は事務局に対して、MARPOL 附属書 VI の統合した統一解釈に関する MEPC.1/Circ.795/Rev.4 を発行するように指示した。

国際海運からのブラックカーボン排出による北極への影響

5.61 委員会は、PPR6 が、MEPC 62 によって与えられた付託事項に従って、「国際海運からのブラックカーボンの排出による北極への影響の検討」アウトプットに基づき作業を完了させたことを想起した。

5.62 委員会は、PPR6 からの以下の要請を検討した:国際海運からのブラックカーボンの北極への影響の軽減についてさらなる作業を行うように指示をすることの要請。なお、この作業にはこれまでの関連の結果を考慮し、これには特定されたコントロール措置の候補についての簡潔な編集や、将来において追加の作業が必要となる可能性がある分野を特定するための補助的なガイダンスが含まれる。この要請については、 文書 PPR6/20/Add.1 の附属書 9 に記載されている。

- 5.63 この文脈において、委員会は、以下の文書を検討した。
 - .1 文書 MEPC74/10/8 (フィンランドほか)。これは、海上ディーゼルエンジンの排気によるブラックカーボンの排出を規制する(または、その他の直接コントロールを行う)アプローチの概要を示したものであって、国際海運からのブラックカーボンによる北極への影響を軽減するためのPPR 小委員会に対する付託事項案を提案するものである。

- .2 文書 MEPC74/10/12 (Pacific Environment (太平洋環境) および CSC)。 これは、委員会に対して国際海運からのブラックカーボンの排出による 影響を軽減するための初期的な措置を決定し採択するための作業を迅速 化することを求めるものであって、適切かつ合意された地域内で運航する際において、船舶が溜出燃料に切り替える必要があることを提言するものである。
- .3 文書 MEPC74/INF.31 (FOEI ほか)。これは、海運からのブラックカーボン の排出の軽減に関するインフォグラフを含むものである。

5.64 その後の議論では、見解を表明した多くの代表団が、国際海運からのブラックカーボンの排出による北極への影響の軽減に関する作業について付託事項を支持した。この理由は、ブラックカーボンが気候変動の原因となっており、実務的な問題として、人間の健康への影響もあるとの懸念に対する緊急事項であるとみなされるからであるとした。

5.65 別の代表団は、以下のような見解を表明した:提言されているブラックカーボンの測定方法については、結果と合意の収斂を達成するためにさらなる作業が必要であって、コントロール措置については時期尚早である。グローバルでの 0.50%硫黄規制の影響についても考慮に入れる必要がある。ブラックカーボンの濃度が薄いことから、影響は大きなものとならない可能性がある。この問題は 2021 年にさらに評価して、さらなる行動を決定するべきである。

5.66 代表団のうちの数名は、北極海域を航行する船舶に対して、燃料油の溜出グレードを使用することを義務付けるとの提案について意見を述べた。迅速に実施することができる提案の一つとしてこのアプローチを支持する代表団がいる一方、別の代表団は、PPR が、北極における重燃料油に関するリスクを既に評価しており、これについては、重燃料油の使用禁止につながる可能性があると指摘した。また、別の代表団は以下の点を指摘した:ブラックカーボンの排出量の削減については、使用される燃料の種類に依存するものであって、現代のエンジンでは、ブラックカーボンの排出要素は低くなっており、軽減化技術(例えば、ディーゼル微粒子フィルター)を使用することを、海上燃料品質の点で考慮する必要があること。

5.67 検討がなされたうえで、委員会は、以下の点に留意した:圧倒的多数が、原則として国際海運によるブラックカーボン排出の北極への影響の軽減に関する付託事項案を支持していること(なお、この案は文書 MEPC74/10/8 に記載のとおりであって、PPR 7 によるさらなる検討を求めて、それに従い委員会に助言することを目的とするものである)。さらに、委員会は、検討された行動には、ガイダンスなどの非義務要件が含まれる可能性があることに留意した。そのため、委員会は加盟国政府や国際機関に対して、以下の点についての具体的な提案を行うよう要請した:国際海運からのブラックカーボンの排出による北極への影響の軽減のためのブラックカーボンの排出のコントロール方法、および国際海運からのブラックカーボンの排出に関する標準的な、サンプリング、条件付けならびに測定のプロトコルの策定方法。

大型ヨットに関する MARPOL 附属書 VI の NOx ティア Ⅲ 要件

5.68 委員会は、以下の点を想起した: MEPC73 において、文書 MEPC73/5/11 および文書 MEPC73/INF.6 において提供された情報に留意したうえで、MARPOL 附属書 VI の締約国が、

関係の規則の大型ヨットへの適用をさらに遅らせることを希望する場合には、MARPOL 附属書 VI の改正案について、委員会の今後の会合に提出するべきであること。

5.69 この文脈において、委員会は文書 MEPC74/5/15 (トルコおよび ICOMIA)について検討した。これは、全長 4 メートル以上、500 トン(GT)以下の大型ヨットに対してティア III を実施するうえでの継続中の問題を指摘するものであり、 NO_x 排出についての代替的な解決策として 2 つの潜在的な案を提案するものであった。

5.70 その後の議論では、代表団の数人は MARPOL 附属書 VI の改正案を支持したうえで、また、新規アウトプットの提案も支持した。それら代表団は、もっともな問題がこれまでに多く提起されており、そうした問題についてさらなる調査が必要となっているとともに、異なる遵守すべきオプションや技術的レビューについても検討するべきであると指摘した。

5.71 見解を表明した別の代表団は、以下のように捉えた:このセクターは、既に5年間の適用免除の提供を受けており、これはその間にヨットが NOx ティア III に準拠するように技術開発するというものであって、路上・オフロードなどの他のセクターによって示されているとおり、技術は活用可能となっており、ヨットを購入する人々は技術的な革新を支持する手段を有しており、そうした手段についてのパイオニアですらあるところの、このセクターにおける実施についてのさらなる遅延は、沿岸住民の健康に対する影響を及ぼすものであって、誤ったシグナルを送るものである。

5.72 協議がなされたうえで、委員会は大型ヨットに対する NO_x ティア III の実施をさらに遅延させるという提案については、十分な支持がないことに留意した。

定期航路を運航する船舶についての船上燃料油サンプルの保管期間の調整

5.73 委員会は、文書 MEPC74/17/1 (韓国)を検討した。これは、定期航路を運航する船舶のために、MARPOL 附属書の規則 18.8.1 に従って、MARPOL 提供の燃料油のサンプルについての保管期間を調整する必要性についてのレビューを提案するものであった。

5.74 検討がなされたうえで、委員会は文書 MEPC74/17/1 について、 PPR 7 に付託してさらなる検討を求め、そのうえで委員会に助言するよう求めた。

オゾン層破壊物質

5.75 委員会は、文書 MEPC74/5/1 (事務局) に含まれる情報に留意した。この文書は、モントリオール議定書の締約国による船舶が使用するオゾン層破壊物質(ODS)の処理に関する最新の情報を提供するものであった。

5.76 委員会は、モントリオール議定書の締約国が、第 30 回会合によって採択した「ハロンとその代替物の将来の利用可能性に関する決定 XXX/7」を留意したうえで、加盟国に対して、海上セクターからのハロンに関するデータを収集するようにとの要請を改めて伝えた。これは、特に、ハロンシステムを装備した船舶の隻数(例えば、商船に設置されたハロンの総数)に関する情報を収集して、オゾン事務局(Ozone Secretariat)に直接この情報を送付するよう要請した。

MARPOL 附属書 VI の規則 21.6 に基づき必要とされる EEDI レビュー

5.77 委員会は、以下の点を想起した;MEPC73 において、EEDI 第 3 段階の要件の強化に関する MARPOL 附属書 VI の改正案を策定する作業における進捗度に留意したうえで、今次会合に対して、具体的な提案を要請したこと(なお、この提案要請はさらなる検討のうえ承認することを目的するものであった)。委員会はまた、MEPC73 では「第 2 段階を超える EEDI レビューに関する通信部会」に対して、MARPOL 附属書 VI の上記改正案の策定を進めるよう指示済みであることを想起した。

EEDI データベースの更新

5.78 委員会は、文書 MEPC74/INF.13 (事務局)に留意した。この文書は、EEDI データベースに現在含まれている 4505 隻の船舶についてのデータと情報の要約を含むものである。委員会は事務局に対して、EEDI の情報の要約を今後の会合に継続して提出するよう要請した。

「第2フェーズを超える EEDI レビューに関する通信部会」の最終報告

5.79 委員会は、文書 MEPC74/5/2 (日本)および文書 MEPC74/INF.11 (日本)を検討した。これらの文書は「第 2 フェーズを超える EDDI レビューに関する通信部会」の最終報告を提供するものであって、EEDI の第 3 フェーズの要件の開始年と削減率、ならびに EEDI の第 4 フェーズの潜在的要件の導入についての提言を含んだものである。また、これらの文書には、以下の文書も添付されていた。

- .1 文書 MEPC74/5/12 (WSC) (サイズによって区別された段階的な一連の基準 を用いたコンテナ船の EEDI 第 3 フェーズの基準を提案するもの)
- .2 文書 MEPC74/5/24 (ノルウェー) (非従来型推進機を有する LNG 運搬船やクルーズ船については、第3 段階の開始年を 2022 年に前倒しするべきと提案するもの)
- .3 文書 MEPC74/5/27 (ICS ほか) (文書 MEPC74/5/2 (日本)および文書 MEPC74/5/28 (WSC)に記載された開始年と削減率の提案を支持するもの)
- .4 文書 MEPC74/5/28 (INTERTANKO) (非常に大型の原油タンカーについては、 従来的な設計技術を用いて EEDI 第 3 フェーズの求める数値を満たすことが非常に難しいことの理由に関する初期データについての情報を提供する もの (なお、こうしたデータはこの問題に対する実務的かつ安全な解決策 を見出すことを目的とする調査に基づくものである))

5.80 委員会は、文書 MEPC74/5/28 に含まれる情報に留意した。特に、研究の全文と、MARPOL 附属書 VI の改正案については、今後の会合において提出されることに留意した。

5.81 委員会は、タンカーやバルクキャリアについての現行の EEDI 第 3 フェーズ要件を保持するとの MEPC73 での決定を想起したうえで、通信部会の報告に基づいて、非従来型推進機を有するガス輸送船、コンテナ船、一般貨物船、冷凍運搬船、兼用船、LNG 運搬船やクルーズ船に対する改正を検討した。

5.82 委員会はガス輸送船のための、EEDI 第 3 フェーズの開始年と削減率についての提案を検討した。検討を行ったうえで、委員会は以下の事項に合意した。

- .1 EEDI の第 3 フェーズは、15,000 DWT (載荷重量トン) 以上のガス輸送船 については 2022 年 1 月 1 日に開始するべきであり、15,000 DWT 未満の ガス輸送船については、2025 年 1 月 1 日に開始するべきであること
- .2 EEDIの第 3 フェーズの現行の 30%の削減率は、ガス輸送船に対して保持 するべきであること
- .3 ガス輸送船についての、MARPOL 附属書 VI の規則 21 の表 1 についての改正案に関して、今次会合で承認するために、大気汚染およびエネルギー効率に関する作業部会に対してその最終化を指示すること

5.83 委員会はコンテナ船のための、EEDI 第 3 フェーズの開始年と削減率についての提案を検討した。検討を行ったうえで、委員会は以下の事項に合意した。

- .1 EEDIの第3段階は、コンテナ船については2022年1月1日に開始するべきであること
- .2 コンテナ船に対する第3フェーズの削減率は、文書 MEPC74/5/12 において 提案されるとおり、異なる船舶の大きさの分類に基づくべきであること
- .3 コンテナ船についての、MARPOL 附属書 VI の規則 21 の表 1 の改正案に関して、今次会合で承認するために、大気汚染およびエネルギー効率に関する作業部会に対してその最終化を指示すること

5.84 委員会は一般貨物船のための、EEDI 第 3 フェーズの開始年と削減率についての提案を検討した。検討を行ったうえで、委員会は以下の事項に合意した。

- .1 EEDIの第3フェーズは、一般貨物船については2022年1月1日に開始するべきであること
- .2 EEDIの第 3 フェーズの現行の 30%の削減率は、一般貨物船に対して保持 するべきであること
- .3 一般貨物船についての、MARPOL 附属書 VI の規則 21 の表 1 の改正案に関して、今次会合で承認するために、大気汚染およびエネルギー効率に関する作業部会に対してその最終化を指示すること

5.85 委員会は冷凍運搬船のための、EEDI第3フェーズの開始年と削減率についての提案を検討した。検討を行ったうえで、委員会は以下の事項に合意した。

.1 EEDI の第 3 フェーズの 2025 年の開始年は、冷凍運搬船については保持するべきであること

- .2 EEDI の第 3 フェーズの現行の 30%の削減率は、冷凍運搬船に対して保持 するべきであること

5.86 委員会は、兼用船のため、EEDI 第 3 フェーズの開始年と削減率についての提案を検討した。検討を行ったうえで、委員会は以下の事項に合意した。

- .1 EEDIの第3フェーズの2025年の開始年は、兼用船については保持するべきであること
- .2 EEDIの第 3 フェーズの現行の 30%の削減率は兼用船に対して保持するべきであること
- .3 兼用船については、MARPOL 附属書 VI の規則 21 の表 1 を変更する必要が ないこと

5.87 委員会は液化天然ガス(LNG)運搬船のための、EEDI第3フェーズの開始年と削減率についての提案を検討した。検討を行ったうえで、委員会は以下の事項に合意した。

- .1 EEDI の第 3 フェーズは LNG 運搬船については 2022 年 1 月 1 日に開始するべきであること
- .2 EEDI の第 3 フェーズの現行の 30%の削減率は、LNG 運搬船に対して保持 するべきであること
- .3 LNG 運搬船についての、MARPOL 附属書 VI の規則 21 の表 1 の改正案に関して、今次会合で承認するために、大気汚染およびエネルギー効率に関する作業部会に対してその最終化を指示すること

5.88 この関連において委員会は、日本の代表団からの以下の介入に留意した:データを用いずに改正を承認することが通常の手続ではないことが指摘されているものの、このように例外的なケースにおいては、2022 年開始年の案は改正の採択を正当化するうえで MEPC75 においてデータが利用可能となることを条件として支持することができるというもの。

5.89 委員会は、被従来型推進機を有するクルーズ船についての EEDI 第 3 フェーズの開始年 と削減率の案を検討したうえで、見解を表明した代表団の過半数が、開始年を 2022 年に変更 することを支持していることに留意した。

5.90 CLIA からのオブザーバー代表団は、以下のような見解を有していた:この船舶タイプについては、ほとんどデータがない;こうしたデータについては、認定機関や行政当局による検証が行われておらず、EEDIの計算に用いるためのデータの矛盾やパラメーターの不明確性が生じている;複雑性やリードタイムの長さによって、提供が 2023 年より先になる可能性がある。CESA のオブザーバー代表団は、以下の点を指摘した:EEDIの算定における複雑性があるものの、データの不足は適用の不足によるものである。そのため、第3フェーズの船舶については、提供日を、2029年1月1日のまま維持することが提案されている。

- 5.91 検討が行われたうえで、委員会は、以下の事項に合意した。
 - .1 EEDIの第 3 フェーズは、非従来型推進機を有するクルーズ船については 2022 年 1 月 1 日に開始するべきであること
 - .2 EEDIの第 3 フェーズの現行の 30%の削減率は、非従来型推進機を有する クルーズ船に対して保持するべきであること
 - .3 非従来型推進機を有するクルーズ船についての、MARPOL 附属書 VI の規則 21 の表 1 の改正案に関して、今次会合で承認するために、大気汚染およびエネルギー効率に関する作業部会に対してその最終化を指示すること

5.92 通信部会による提言を受けた後、委員会は、大気汚染およびエネルギー効率に関する作業部会に対して、「新規船舶についての達成済みエネルギー効率設計指数 (EEDI) の計算方法に関する2018 年ガイドライン」(決議 MEPC.308(73))の改正案を最終化するよう指示した。なお、文書 MEPC74/5/2 の附属書 2 を基礎として用いた、今次会合での採択を目的とすることを指示した。

達成済み EEDI の報告義務

- 5.93 委員会は、MEPC73において以下のとおり行動がなされたことを想起した。
 - .1 文書 MEPC73/5/5 (日本ほか)を検討した。この文書は、MARPOL 附属書 VI の改正を提案するものであって、その改正では、EEDI の第 0 フェーズ、第 1 フェーズ、および、今後の EEDI フェーズの対象となる新規船舶についての、検証済みの EEDI 数値についての報告義務を求めるものであった。
 - .2 EEDI 数値の報告義務について基本的に合意したうえで、MARPOL 附属書 VI の改正案(文書 MEPC73/5/5 の附属書に記載しているもの)に意見を付して、MEPC74 にさらなる提出を行うように要請した。

5.94 委員会は、文書 MEPC74/5/11 (日本ほか)を検討した。この文書は、MARPOL 附属書 VI の規則 20 の改正を提案するものであって、この改正は第 0 フェーズと第 1 フェーズの対象に既になっている船舶についての検証済みの EEDI 数値と関連情報、MARPOL 附属書 VI の規則 21 の対象となる将来的な新規船舶についての検証済みの EEDI 数値と関連情報について、その報告義務を求めるものである。また、この提案では、「新規船舶のための達成済みエネルギー効率設計指数(EEDI)の算定方式に関する 2018 年ガイドライン」(決議 MEPC.308(73))についての関連の改正案も提案している。

- 5.95 その後の議論では、特に、以下の意見が出された。
 - .1 文書 MEPC74/5/11 の提案については、EEDI の第 3 フェーズの改正案の検 討の前に、検討されるべきであるとともに、この問題が取り上げられるべ きであった。
 - 2 改正案の慎重な検討が必要である。なぜなら、IMOの EEDI データベースに報告される EEDI データにおいて実際に「重大なギャップ」があることが明らかでないからである。IACS から IMO への報告手続については、検討のうえで改定されており、そのため EEDI データベースは、最新の内容であるとみなされる。報告基準については改正すべきでないであろう。改正すれば、委員会の期待値が何であったかについて疑念が生じることになる。また、既存の船舶についてのデータの提出期限が何であったかについても疑念が生じる。
 - .3 改正案を支持する。作業部会に送付するべきである。
 - .4 以下の事項について疑念が生じている: EEDI データの報告についての、 提案されているメカニズムと、既存のメカニズムとの間の関係が何である のか、また管理上の負担についてどのような影響があるのか。

5.96 検討がなされたうえで、委員会は大気汚染およびエネルギー効率に関する作業部会に対して、以下の事項を行うよう指示した。

- .1 MARPOL 附属書 VI の改正案の最終化 (これでは、文書 MEPC74/5/11 の附属書 1 を基礎として用いるものとする)
- .2 「新規船舶の達成済みエネルギー効率設計指数(EEDI)の計算方法に関する 2018 年ガイドライン」(決議 MEPC.308 (73))の改正案の最終化(これでは、文書 MEPC74/5/11 の附属書 2 を基礎として用いるものとする)

バルクキャリアの基準線

5.97 委員会は、タンカーやバルクキャリアについての EEDI 第 3 フェーズ要件の検討がなされた後に、MEPC73 において、2025 年の開始年、30%の削減率と基準値の判断のためのパラメーターの保持に合意済みであることを想起した。

5.98 委員会は、文書 MEPC74/5/22 (ブラジルほか)を検討した。これは、非常に大型のバルクキャリアタイプについての EEDI 基準線パラメーターに関する MARPOL 附属書 VI の規則 21.3 の改正を提案するものである。

- 5.99 その後の議論では、特に、以下の意見が出された。
 - .1 効率性が高いバルクキャリアについては罰を与えるべきではない。解決策としては、基準線の外挿よりも、むしろ一定のトン数の閾値を超える定数を用いるようにするべきである。これは、RORO 貨物船や RORO 客船に関する規定を改正するために用いるアプローチである。
 - .2 統計的分析や追加の情報が提供されたのは時宜にかなっていた。さらなる技術的な検討が、この提案に対してなされるべきである。

5.100 検討がなされたうえで、委員会は大気汚染およびエネルギー効率に関する作業部会に対して、文書 MEPC74/5/22 を考慮に入れながら、MARPOL 附属書 VI の規則 21 の表 2 の改正案を最終化するよう指示した。

第4フェーズの潜在的導入

5.101 委員会は、文書 MEPC74/5/16 (日本)を検討した。この文書は、EEDI 第 4 フェーズの 潜在的な導入に関して通信部会に対する付託事項案を含むものである。

5.102 その後の議論では、多くの代表団は文書 MEPC74/5/16 の附属書に記載された付託事項案を用いて、通信部会の設置を行うことを支持した。一部の代表団は、通信部会の設置を支持しながら、以下の点を指摘した:人的な要素を含めて全体的な検討を考慮に入れる必要があり、文書 MEPC74/5/6 (ICS ほか)において特定された技術的問題や課題について、(不明確性を解決する必要性を含めて)通信部会間で考慮するべきであること。

5.103 検討がなされたうえで、日本の調整の下で、委員会は EEDI 第 4 フェーズの潜在的導入に関する通信部会を設置することを合意した。これには、以下の付託事項が含まれる。

- .1 EEDI 第 4 フェーズの潜在的導入に関する情報とデータを検討し照合し分析すること。これは、以下のものを含む。
 - .1 EEDI データベースから入手した情報
 - .2 稼働中船舶、またはデモ用プログラムの船舶における、エネルギー節約技術の実際の設置および使用から生じる測定可能なエネルギー改善に関する造船所、造船技士、エンジンメーカーやその他の者からの一般的に入手可能かつ検証可能な情報。なお、文書 MEPC 68/INF.38 において特定された技術を含む。
 - .3 関連性があると通信部会が特定したその他の一般的に入手可能で検証可能な情報。

- .2 上記のデータと情報を用いて、MARPOL 附属書 VI の 4 章における EEDI 規則のエネルギー効率の改善についての技術的進展の状況と、EEDI 第 4 フェーズの潜在的導入を検討すること。これには以下の事項が含まれる。
 - .1 EEDI がより厳格なものとして義務付けられる潜在的な場合に、 それを遵守するために用いられる一定範囲の技術(例えば、エ ンジン技術、材料、装置、器具、代替燃料、エンジンの出力お よび速度の削減、船体の改良)
 - .2 実際に応用されている導入事例やデモと同じ特徴を有する船舶 へのこうした技術を積載して現在および将来において利用する こと(これには、費用対効果分析や安全性の影響についての考 慮が含まれる)
 - .3 必要な EEDI を満たすことに関連した技術の組み込みに向けての 造船会社、設計者、エンジンメーカーの進捗度
- .3 潜在的な EEDI 第 4 フェーズ階の導入によって、「 *船舶からの GHG 排出量 削減に関する初期 IMO 戦略*」 (決議 MEPC.304(72)) にどのように貢献する かについての検討。これにあたっては、MEPC73 で承認された、2023 年 までの船舶からの GHG 排出量の削減に関する初期 IMO 戦略のフォローアップ活動のプログラムを考慮に入れるものとする。
- .4 潜在的な EEDI 第 4 フェーズの導入についてさらなる検討を行うこと。この検討にあたっては、文書 MEPC74/5/2 の段落 46 において特定された考え方や、さまざまな船舶の種類の船舶安全性、人的要素に関する影響、MEPC74 において表明された意見(不明確性を解決する必要性を含む)、ならびに文書 MEPC74/5 および文書 MEPC74/5/6 を考慮に入れるものとする。
- .5 中間報告を MEPC75 に提出し、2020 年に最終報告を MEPC76 に提出する こと

悪条件における船舶の操舵性を維持するための、軸出力規制と最低推進動力

- 5.104 委員会は MEPC73 において、以下のとおりであったことを想起した。
 - .1 EEDI 第 3 フェーズ要件について検討することについて同意した。これは、「*悪条件における操舵性を維持するための船舶の最低推進動力の決定 に関する 2013 年暫定ガイドライン*」を適用することに基づくものとすること。
 - .2 MARPOL 附属書 VI の規則 21.5 に定める最小出力を保持することに同意 したこと。
 - .3 軸出力規制の案の検討に関する作業部会の協議(MEPC73/WP.7,段落 21)に ついて留意したこと。

5.105 委員会は、以下の文書を検討した。

- .1 文書 MEPC74/5/5 (フランスほか)。これは、軸出力規制(「ShaPoLi」)の更 新案を含むものである。これについては当初、文書 MEPC73/5/1 において 導入されたものであって、EEDI 要件と最低必要推進動力との間の潜在的 な矛盾について技術的な解決策を提案するものである。
- 2 文書 MEPC74/5/17 (デンマーク)。これは、エンジン荷重が少ない場合のエンジントルクの増加(すなわち、「悪天候条件」下の機能)についてのコンセプトを導入するものである。これによって、エンジンが悪天候条件における船舶に対して十分な出力を確保することができるようになる。また、これは、最低推進動力要件を用いて課題に対応するという異なる解決策について、最善の解決策の策定を動機づけるために検討するべきであると結論づけている。
- .3 文書 MEPC74/5/26 (ICS ほか)。これは、文書 MEPC74/5/5 について意見を 述べるものであって、また軸出力規制(「ShaPoLi」)を組み入れるために 2018 年 EEDI ガイドラインを改正する前に、最低出力ガイドラインの案に ついての作業を完了させることを提案するものであり、異なる EEDI 認定 格付け評価と、軸出力規制(「ShaPoLi」) による予備出力に関する評価を 委員会が完了するように提案しているものである。
- .4 文書 MEPC74/5/29 (米国)。これは、文書 MEPC74/5/5 について意見を述べたうえで、文書 MEPC74/5/5 において提案されている、エネルギー効率設計指数(EEDI)に関する調査と認定に関する 2014 年ガイドライン(改正を含む)における EEDI 算定のための船舶の出力の定義に対する変更には賛同しないものである。また、出力の定義に対するそのような変更によって EEDI の意図した目的が損なわれ、船舶のエネルギー効率の改善が得られなくなるという点を強調している。
- .5 文書 MEPC74/5/31 (中国)。これは、MEPC73/5/1 に含まれる提案に基づいて、EEDI計算における軸出力規制についての新たな提言を提案するものであって、文書 MEPC73/5/13、文書 MEPC73/5/16 および MEPC73 での作業部会の協議において提示された問題を考慮に入れている。
- .6 文書 MEPC74/INF.38 (中国)。これは、悪条件における船舶の操舵性を維持するための最小推進動力決定に向けた 2013 年暫定ガイドラインで適用された、規則的な波の付加抵抗の二次伝達関数を算出する数式のさらなる検証を提供するものである。

5.106 その後の議論では、多くの代表団は、軸出力規制(「ShaPoLi」)のさらなる開発と適用を支持した。この際、以下の点に留意した:それが、大型のバルクキャリアや石油タンカーのために特に、最小出力に関する懸念をもって、エネルギー効率の改善を解決するうえで

潜在的に役立つ可能性があるオプションとして考えらえるものの一つであって、極度の悪天候における予備出力のために用いることができるものであること。一部の代表団は、以下の点に留意した:依然として対応するべき重要な技術上の障壁が存在している;それには、海上ディーゼルエンジンの NO_x 認定のためにどのエンジン出力を用いるべきであるかという点や、悪天候時や通常時の航行条件において用いるべきなのは、最適推進機設計であるのか否かという点が含まれる。

5.107 数名の代表団は、以下の事項に留意した:暫定的な最低出力ガイドラインを最終化する必要性が依然としてあり、EEDI 計算ガイドラインに対する改正を行う前に、それらについて合意するべきである;なぜなら、現在の要件では船舶の船長に責任が移転しているため、安全性の理由から重要と考えられるからである。

5.108 別の代表団は、以下のような見解を有していた:暫定的な最低出力ガイドラインを最終化する必要性については、軸出力規制 (「ShaPoLi」)のコンセプトと統合するべきではない;なぜなら、このコンセプトは出力を規制するものでなく、暫定的な最小出力ガイドラインのレベル1は安全性の理由から既に利用されており、保守的な数値が設定されているからである;さらに、暫定な最小出力ガイドラインを最終化することと、EEDI 計算ガイドラインの改正について並行して作業を行う必要はなく、その点を警告する必要はない。

5.109 別の代表団は、以下のとおり軸出力規制(「ShaPoLi」)の適用を支持しなかった。その理由は、EEDIは、設計または代替燃料を通じてエネルギー効率を改善することを想定したものであるからである;したがって、そのコンセプトではイノベーションに対する動機付けを失わせる可能性がある;なぜなら、同一のエンジンであっても EEDI が低くなるからである;また、ポートステートコントロールに関する課題もあり、それについて検討の必要があるあろう。別の代表団は、暫定的最小出力ガイドラインにおけるレベル1について用いる天候の想定がそのままで妥当なのかどうかとの疑問を提起し、そのうえで最終化するべきレベル2の出力については、レベル1よりも高くする必要があるかもしれないと指摘した。

5.110 検討を行ったうえで、委員会は、以下のとおり行動した。

- .1 軸出力規制についての追加の情報と具体的な提案を今後の会合に提出するよう、加盟国政府と国際機関に要請した。これには文書 MEPC74/5/17、文書 MEPC74/5/26、文書 MEPC74/5/29 および文書 MEPC74/5/31 を考慮に入れるものとするよう伝えた。なお、この要請については文書 MEPC74/5/5 に記載している。
- .2 利害関係のある加盟国政府と国際機関に対して、暫定的な最小出力ガイド ラインの改定を完了させる作業を迅速に進めるように促した。

被従来型推進機を有する船舶についての EEDI 計算

5.111 委員会は、文書 MEPC74/5/13 (ノルウェー)(被従来型船舶に関する EEDI 算定方法についての MEPC74 での協議を促したもの)と文書 MEPC74/INF.20 (ノルウェー)(これは、被従来型推進機に関する EEDI 計算に関する研究を提供するもの)を検討した。

5.112 検討がなされたうえで、委員会は非従来型推進機を有する船舶に関する EEDI の計算に関して、さらなる意見と具体的な提案を MEPC75 に提出するように、利害関係を有する加盟国と国際機関に要請した。なお、これにあたっては文書 MEPC74/5/13 および文書 MEPC74/INF.20 を考慮に入れるものとする。

MEPC75 に延期した文書

5.113 時間的な制約があることから、委員会は以下の文書について次回会合に延期した:文書 MEPC74/5 (IACS)、文書 MEPC74/5/6 (ICS ほか)、文書 MEPC74/5/7 (事務局)、文書 MEPC74/5/14 (韓国)、文書 MEPC74/5/30 および文書 MEPC74/INF.39 (中国)。 IFSMA からのオブザーバーから発表された声明については、附属書 27 に記載されている。

大気汚染およびエネルギー効率に関する作業部会の設置

5.114 委員会は、大気汚染およびエネルギー効率に関する作業部会を設置し、全体会議で出された意見と全体会議でなされた決定を考慮に入れて、以下の事項を行うように同作業部会に指示した。

- .1 MARPOL 附属 VI の改正案の最終化。これにあたっては、文書 PPR6/20/Add.1 の附属書 10 基礎として用いて、文書 MEPC74/10/11 を考慮に入れるものとする。
- .2 MARPOL 附属書 VI に基づく 0.50%硫黄規制の一貫した実施に関する 2019 年ガイドライン案の最終化。これにあたっては、文書 MEPC74/5/19 およ び文書 MEPC74/10/6 を考慮に入れるものとする。
- .3 MARPOL 附属書 VI の改定版に基づくポートステートコントロールに関する 2019 年 ガイドライン 案の 最終 化。 これに あたっては、文書 PPR6/20/Add.1 の附属書 15 を基礎として用いて、文書 MEPC74/10/3、MEPC74/10/5 および MEPC74/10/13 を考慮に入れるものとする。
- .4 非準拠燃料油に対応するための危機管理措置に関するポートステートコントロールに関するガイダンス案の最終化。これにあたっては、文書 PPR6/20/Add.1 の附属書 11 を基礎として用いて、文書 MEPC74/10/1 および文書 MEPC74/10/7 を考慮に入れるものとし、今次会合において MEPC 通知として承認することを目的とする。
- .5 MARPOL 附属書 VI 燃料油サンプルに関する検証手続(規則 18.8.2 または規則 14.8)に関する MEPC 通知案の最終化
- .6 単一監視装置の事故の場合における継続的遵守の暫定表示、および EGCS がガイドラインの規定を満たさない場合に取るべき、提言された行動に関するガイドラインについての MEPC 通知案の最終化。これにあたっては、文書 MEPC74/5/8 の附属書を基礎として用いるものとする。

- .7 加盟国/沿岸国のためのベストプラクティスに関するガイドライン案の最終化。これにあたっては、文書 MEPC74/5/9 の附属書を基礎として用いて、文書 MEPC74/5/4 の附属書および 文書 MEPC74/5/25 を考慮に入れるものとし、今次会合で承認をすることを目的とする。
- .8 MARPOL 附属書 VI の規則 20 の改正案の最終化。これにあたっては、文書 MEPC74/5/11 の附属書 1 を基礎として用いるものとする。
- .9 MARPOL 附属書 VI の規則 21 の表 1 の改正案の最終化。これにあたっては、文書 MEPC74/5/2 の 附属書 1 を基礎として用いて、文書 MEPC74/5/12、文書 MEPC74/5/24 および文書 MEPC74/5/27 を考慮に入れるものとする。
- .10 附属書 VI の規則 21 の表 2 の改正案の最終化。これにあたっては、文書 MEPC74/5/22 を考慮に入れるものとする。
- .11 「新規船舶に関する達成済みエネルギー効率設計指数(EEDI)の計算方法に関する 2018 年ガイドライン」(決議 MEPC.308(73))の改正案の最終化。これにあたっては、文書 MEPC74/5/2 の附属書 2 と文書 MEPC74/5/11 の附属書 2 を基礎として用いるものとする。

作業部会の報告

5.115 作業部会の報告 (MEPC74/WP.8)の関連部分を検討したうえで、委員会は同報告を基本的に承認し、以下に示すとおり行動を起こした。

0.50%硫黄規制の一貫した実施を支援するための MARPOL 附属書 VI の改正案

5.116 委員会は、MARPOL 附属書 VI の規則 1、2、14 および 18、ならびに附属書 I および附属書 VI の改正案を承認した。これは、附属書 13 に記載のとおりであって、MEPC75 で採択することを目的するとするものであった。委員会は、MARPOL の 16(2)条に従ってこれを通知するよう事務局長に要請した。

MARPOL 附属書 VI に基づく 0.50%硫黄規制の一貫した実施に関する 2019 年ガイドライン

5.117 委員会は、附属書 14 に記載したとおりに、「*MARPOL 附属書 VI に基づく 0.50%硫黄 規制の一貫した実施に関する 2019 年ガイドライン*」に関する、決議 MEPC.320(74)を採択した。

MARPOL 附属書 VI の 3 章に基づくポートステートコントロールに関する 2019 年ガイダンス

5.118 委員会は、附属書 15 に記載するとおり、「*MARPOL 附属書 VI の 3 章に基づくポート* ステートコントロールに関する 2019 年ガイダンス」に関する決議 MEPC.321(74)を採択した。

5.119 委員会は、以下の点に留意した:採択された「MARPOL 附属書 VI の 3 章に基づくポートステートコントロールに関する 2019 年ガイドライン」は、以下の事項に関するガイドラインを含まずに作成されたものであること:(船舶のためのエネルギー効率に関する規則 (EEDI)、船舶エネルギー効率管理計画(SEEMP)船舶燃料油消費データの収集と報告を含む)

についての MARPOL 附属書 VI の 4 章の規程の施行。この点で、委員会は具体的な提案を PPR7 に提出し、その検討を求めるように加盟国政府と国際機関に要請した。この要請は、今 後の会合で当該ガイドラインの改正を行うことを目的とするものである。

非準拠燃料油に対応するための危機管理措置に関するポートステートコントロールに関する ガイドライン

5.120 委員会は、「*非準拠燃料油に対応するための危機管理措置に関するポートステートコントロールに関するガイダンス*」についての MEPC.1/Circ.881 を承認した。

MARPOL 附属書 VI 燃料油サンプルについての検証手続に対する承認済改正の早期適用

5.121 委員会は、「*MARPOL 附属書 VI 燃料油サンプルに関する検証手続の早期適用(規則 18.8.2 または規則 14.8*)」に関する MEPC.1/Circ.882 を承認した。

5.122 委員会は統一され一貫した方法で、いかに関係当局による試験結果の評価を実施するかについての追加ガイダンス策定の潜在的な必要性に関して出された意見に留意した。

単一監視装置の故障の場合の継続的遵守の表示と、EGCS がガイドラインの規定を満たさなかった場合に取ることを推奨される措置に関するガイダンス

5.123 委員会は、「単一監視装置の故障の場合の継続的遵守の表示と、EGCS が 2015 年 EGCS ガイドラインの規定を満たさなかった場合に取ることを推奨される措置に関するガイ ダンス」(決議 MEPC.259(68))に関する MEPC.1/Circ.883 を承認した。

加盟国/沿岸国のためのベストプラクティスに関するガイダンス

5.124 委員会は、本作業部会の以下の見解を承認した:燃料補給供給ライセンスの例の案について、文書 MEPC74/5/4 の附属書に含めたままの形で、できる限り早く今後の会合(例えば、PPR 7 または MEPC)において検討すること。

5.125 委員会は、「*加盟国/沿岸国のためのベストプラクティスに関するガイダンス*」に関する MEPC.1/Circ.884 を承認した。

EEDI のための削減要素と、バルクキャリアの基準線の決定のためのパラメーターに関する MARPOL 附属書 VI の規則 20 と 21 の改正案

5.126 委員会は附属書 13 に記載のとおり、MARPOL 附属書 VI の規則 20 と 21 の改正案について、MEPC75 において採択することを目的として承認し、MARPOL 16(2)条に従ってこれを通知するよう事務局長に要請した。

新規船舶のための達成済みエネルギー効率設計指数(EEDI)の計算方法に関する 2018 年ガイド ライン (決議 MEPC.308(73))の改正

- 5.127 委員会は、以下の点に留意した:本作業部会が、「*新規船舶のための達成済みエネルギー効率設計指数(EEDI)の計算方法に関する 2018 年ガイドライン*」(決議 MEPC.308(73))の改正案について、文書 MEPC74/WP.8 の附属書 9 に記載するとおり作成したこと。
- 5.128 委員会は改正案の第4段落と第5段落について、MARPOL 附属書 VI の規則 20.3の改正案との関係において、MEPC75で採択することを目的として延期することに合意した。
- 5.129 委員会は附属書 16 に記載したとおり、「新規船舶のための達成済みエネルギー効率設計指数(EEDI)の計算方法に関する 2018 年ガイドラインに対する改正」に関する決議 MEPC.308(73)を採択した。

6 国際海運のエネルギー効率の強化のための、さらなる技術上・運営上の措置

時間的な制約があることから、委員会は以下の文書についての検討を、MEPC75 に延期することに同意した:文書 MEPC74/6 (ロシアほか)、文書 MEPC74/6/1 (CLIA)、文書 MEPC74/6/2 (IACS 外)、文書 MEPC74/6/3 (ロシア)および文書 MEPC74/INF.35 (ロシアほか)。

7 船舶からの GHG 排出削減

総論

7.1 委員会は MEPC72 において、「*船舶からの GHG 排出量の削減に関する初期 IMO 戦略*」 (初期戦略)に関する決議 MEPC.304(72)を採択済みであることと、MEPC73 において、2023 年までのフォローアップ行動プログラムを承認済みであることを想起した。

UNFCCC に関する事項

- 7.2 委員会は、文書 MEPC74/7 において事務局から提供された情報に留意した。これは、2018 年 12 月にポーランドのカトヴィツェにおいて開催された国際連合気候変動会議の第 24 回会合(COP 24)の結果に関するものであって、これには、UNFCCC(国連気候変動枠組条約)の科学技術諮問下部機関(Subsidiary Body for Scientific and Technological Advice)の第 49 回会合(SBSTA 49)が含まれている。
- 7.3 委員会は、UNFCCC 事務局による声明(附属書 27 に記載されているもの)に留意した。これは、UNFCCC に関する事項についてのアップデートを提供するものであり(こうした事項には、2018 年 12 月に開催された UNFCCC 気候変動会議の結果の要約、カトヴィツェ気候パッケージの進展が含まれている。)また、多くの当事者から表明された関心事項に対して、ICAO および IMO から SBSTA に対して報告する手続き上および実質上の側面に関して協議がなされたことについて留意している。COP 25 の最優先事項は、パリでの COP 21 の結果を踏まえて、また、国際海上輸送からの GHG 排出量の削減に関する取組みについての IMO の継続的な報告の重要性、および、関連措置の実施能力を構築するうえでの加盟国に対する支援が強調されている。
- 7.4 委員会は、提供された情報について留意するとともに、UNFCCC の事務局との間で十分に確立された協力と、関係する UNFCCC 会合への出席を継続するよう事務局に要請するとともに、適切な場合には、関係する UNFCCC の機関との会合に対して IMO の取組みの結果を継

続して知らせるよう事務局に要請した。この文脈において、委員会は以下の点に留意した: IMO の継続的な取り組みに関する情報について、SBSTA 50 (2019 年 6 月 17 日から 28 日までドイツのボンで開催予定) と、SBSTA 51 (12 月 2 日から 13 日までチリのサンチアゴで開催予定)に提供する予定であること。

7.5 さらに、委員会は以下の点に留意した:チリ政府は、2019 年 12 月 2 日から 13 日までサンチアゴでの COP 25 を主催することとしており、慣例に従って IMO の事務局が今次会合に出席し、サイドイベントの主催および参加に関与する予定であること (これは、船舶からの GHG 排出量の削減に関する IMO の取組みを促進することを目的とするものである)。委員会は、利害関係を有する代表団のすべてに対して、気候変動会議の間に行われる海事関連のサイドイベントに参加するように要請した。

当初戦略の実施を支援し、IMO の技術協力と能力開発活動を持続させるための、任意マルチドナー信託基金の設立

7.6 委員会は、以下の点を想起した: MEPC73 において当初戦略の実施を支援し、IMO の技術協力と能力開発活動を持続させるための任意マルチドナー信託基金の設立の必要性について、基本的に合意済みであること。

7.7 委員会は、以下の文書を検討した。

- .1 文書 MEPC74/7/5 (事務局)。これは、MEPC73 によって要請されたもので、 当初戦略の実施を支援するための、IMO の技術協力と能力開発活動を持続 させるための任意マルチドナー信託基金の設立の設置のメカニズムについ ての事務局の分析を提供して、かかる基金についての付託事項案を提案す るものである。
- .2 文書 MEPC74/7/11 (マーシャル諸島)。これは、文書 MEPC74/7/5 に対して意見を述べるものである。特に、任意マルチドナー信託基金の設立には、船舶からの GHG 排出量の削減を支援するために取り組みも行っている他の国家主導的なイニシアチブを取り込んでいく必要があるであろうことを指摘し、この点で、文書 MEPC74/7/5 の附属書に記載された付託事項案の改正を提案している。
- .3 文書 MEPC74/7/14 (韓国)。これは、文書 MEPC74/7/5 について意見を述べる ものであって、この新規基金の設置の案について全般的に支持することを 述べて、当初戦略の実施のプロセスの間における影響評価、政策・組織 的・技術的情報の提供、能力開発、技術協力や研究開発という点で後発発 展途上国(LDC) や小規模島嶼国(SIDS) を支援する必要性を強調してい る。

- 7.8 その後の議論では、特に以下の意見が出された。
 - .1 基金の設置について支持する。この基金が、支援を提供すること(特に、 SIDS や LDC に対するもの)に特化したものであるからである。
 - .2 基金の設置を支持する。これは、 GMN プロジェクトに対する持続可能な 資金を提供するものであって、海事技術協力センター (Maritime Technology Cooperation Centres) を他の国々に設置することを可能にする ものであるからである。
 - .3 基金の設置を支持する。なぜなら、技術協力は重要であるからである。特に、SIDS および LDC。文書 74/7/5 に記載された付託事項案について支持する。これは、船舶からの GHG 排出量の削減に関する IMO 当初戦略の実施のための特定の支援を行うとともに、GMN を支援する経済的メカニズムを提供する二重の目的を有しているからである。文書 MEPC74/7/11 の段落10.2 の変更案についても支持する。
 - .4 基金の設置は、実施のための重要なステップである。なぜなら、それによってイニシアチブを支援するための予測可能で調整された資金提供がなされることになるからである。
 - .5 文書 MEPC74/7/11 および文書 MEPC74/7/14 は、非常に妥当なポイントを示しており、基金に関する付託事項に組み込まれるべきである。
 - .6 基金については、できる限り柔軟性を有するものであるべきであって、そのために、付託事項案の第 2 段落の第 2 文を削除するという、文書 MEPC74/7/11 の段落 10.2 の変更案に同意する。
 - .7 文書 MEPC74/7/5 の附属書に記載された付託事項案は、十分なものであって、他のイニシアチブに対して不利益を与えないであろう。GMN プロジェクトを特定することは適切である。なぜなら、これは、IMO のイニシアチブであるからである。他の活動は、IMO 統合技術協力プログラム(ITCP)に基づいて設置することができる。
 - .8 基金の設置を支持する。これは、GHG 問題を進捗させるために必要な支援を提供するものである。文書 MEPC74/7/11 について、考慮に入れるべきである。
 - .9 基金案は、有益な金融プログラムであり、変更は必要でない。文言に問題 はないでからである。
 - .10 ITCP との関係について、明確に説明する必要がある。
 - .11 MARPOL 附属書 VI について理解を深めたうえでこれを実施するための支援が必要とされている。基金は、開発途上国と地球のための、長期的な能力開発に向けた支援の一部である。

- .12 この基金は、慈善資金源と、民間資金源を組み合わせた「ブレンドファイナンス」を含めて、投資家がインフラ構築のために政府と協働するものが含まれる経済支援の一部とすることができよう。
- .13 GMN プロジェクトの受益者として、限定的なリソースによって何が達成されるかということを直接目撃してきた。それは、当初戦略に沿ったMARPOL 附属書 VI のデモプロジェクトと能力開発活動の支援を通じてであった。現行のMTCC は、戦略的に位置しており、サテライトセンターを設置する可能性を提供している。それは、一つのセンターにおいて既に生じていることであって、開発途上国において研究開発の機会を提供している。特に SIDS や LDC ではそうである。この基金は、GMN の持続可能性を支援する経済的なメカニズムを提供するものであるので、支持する。
- .14 付託事項案に基づく基金の設置を支持する。ただし、同付託事項の段落 2 の第 2 文については削除することが条件である。イニシアチブについては、補完的である必要があるが、他のイニシアチブと重複するべきでない。効果的かつ効率的にリソースを活用するようにするべきである。

7.9 協議が行われた後、委員会は以下の行動を起こした。

- .1 附属書 17 に記載するとおりに、「GHG TC 信託基金」(当初戦略の実施を支援するためのIMOの技術協力および能力開発を持続させるための任意マルチドナー信託基金)の設立に関する付託事項を承認した。この承認にあたって、付託事項については、GHG TC 信託基金の運営から得られる経験に基づいて将来見直しを行うことを指摘し、この見直しでは機能レビューの結果を考慮に入れるものとした。
- .2 GHG TC 信託基金を設置することと、それに応じての協議会への報告を行うよう事務局長に要請した。
- .3 できるだけ早く、GHG TC 信託基金に出資を行うよう加盟国と国際機関に 要請した。
- .4 定期的に、GHG TC 信託基金の運営について委員会に報告するよう事務局 に指示した。

当初戦略のフォローアップ活動を支援するための潜在的な今後の作業アレンジメントの検討

7.10 委員会は MEPC73 において、「2023 年までの当初戦略のフォローアップ活動のプログラム」を承認するにあたって、以下の点に留意したことを想起した:フォローアップ活動から生じるワークロードの多さを勘案して、支援の強化についてはフォローアップ活動を進捗させるための作業アレンジメントの点で提供することが重要であること、そのうえで情報提供を受けた決定または提言について今次会合で実現することができるように、具体的な提案を提出するように加盟国に要請していたこと。

7.11 委員会は、以下の文書を検討した。

- .1 文書 MEPC74/7/1 (事務局)。これは、当初戦略のフォローアップ活動と、 想定されるワークロードの多さについての検討ならびに実施を支援するための、潜在的な今後の作業アレンジメントに関する事務局の分析を述べた ものである。
- .2 文書 MEPC74/7/12 および MEPC74/7/13 (キリバスほか)。これは、当初戦略の実施とレビューを支援するために採択するプロセスにおいて SID と LDC を参加させる必要性について強調するものであって、SIDS と LDC が GHG 排出量削減プロセスに積極的かつ全面的に参加することができるように、資金提供とパートナーシップアレンジメントに関する総会(Assembly)の決議案を提案するものである。

7.12 その後の議論では、特に、以下の意見が出された。

- 主な論点は SIDS と LDC が、船舶からの GHG 排出量の削減に関して将来 .1 の審議にどのように貢献することができるかということになるであろう。 なぜなら会合への出席は、人的にも経済的にリソースに対する大きな要求 が課せられるからである。気候変動の影響を既に受けている最も気候的に 脆弱な加盟国の中には、以下のような見解を表明するところがあった。国 際海運から GHG 排出を削減するためになされている取組みは、きわめて 重要なものであり、協議と意思決定への参加が求められる。これは、この 問題が深刻な影響力を有しているからである。ワークロードを管理するた めに事務局は、いくつかのオプションの概略を示している。しかし、どの オプションについて合意されたとしても、開発途上国(特に、SIDS や LDC)が参加するうえでどのように支援することができるかが、大きな懸 念事項であることが指摘されている。太平洋地域の IMO 加盟国は、資金提 供の支援のために会合に参加する SIDC の大半を構成している。経済支援 を必要としている発展途上国、SIDS や LDC が参加するうえでの支援をど のように行うことができるかについて検討する必要があり、委員会に対し ては、この問題についてさらに検討することに同意するよう要請する。
- .2 船舶からの GHG 排出量の削減の協議を迅速に行って、短期・中期・長期 の措置を進める必要性がある。通信部会には限界がある。なぜなら、通信 部会では、直接対面する交渉に代えることができないからである。文書 MEPC74/7/1 において特定されたとおり、常設の専門部会の設置について は、最善の解決策として支持する。これは、予算上の問題なく小委員会の メリットを生かせる。なぜなら翻訳が不要であるからであり、作業部会の 会合間会合よりも柔軟性を有している。また、それによって、小部会を設置して、それに対して当初戦略の実施に注力させることもあろう。
- .3 常設の専門部会の設置について支持する。なぜなら、それは予算的な影響がほとんどなく柔軟に行うことができ、他方で提出物の企画や作成において代表団に対して予見可能性を高めることになるからである。

- .4 常設の専門部会の設置については、明らかにメリットがある。それには、 追加の会合を開催することが含まれる。SIDS と LDC に対して支援を提供 することに関して提起される問題については、協議会によって潜在的にな されることを含めて、さらに検討する必要がある。
- 2書 MEPC74/7/1 では、常設の専門部会の追加の予算上の影響が「無視できる」と指摘されている。しかし、同文書では、同時に、当初戦略のフォローアップ活動の検討と実施に関する委員会の取組みについて事務局が全面的かつ効果的に支援するためには、追加のリソースが必要となると示されている。一方で、委員会は手続の規則 2 に基づき下部機関を設置することができ、予算上の影響があれば、協議会/総会(Assembly)は承認しなければならない。常設の専門部会の設立案は、文書の翻訳や通訳がなく、常設の専門部会の目的が適わない場合であっても、IMO にとっては費用負担となるが、委員会は、現行のアレンジメントを将来的に活用するべきである。それには、ワークロードに対応するために、専門事項を PPRに付託することや、PPR への付託範囲を拡大することも含まれる。SIDSや LDC に対する支援については、決議 A.1060(28)に従って、すべての事項に関して検討が必要とされる。
- .6 開発途上国(特に、SIDS や LDC)の参加を実現するために資金を提供することを目的として、加盟国の分担金を毎年 1%値上げするという提案を支持する。これは、他の国連機関では一般的な慣行であるからである。 IMO 条約の 64 条と 65 条では、IMO は、他の UN 機関と連携するべきと特定されており、これには、IMO 会合に SIDS や LDC が参加するための資金の取得が含まれうる。こうした支援を提供するために、具体的な予算について 特定し、および/または、法制化するべきである。
- .7 欧州委員会は、太平洋の SID に対する支援を提供するための 18 カ月のプログラムを開始している。これには、IMO 会合への参加に対する支援が含まれている。しかし、予算は限られており、構造化された解決策を提供することができない。そのため、今後において SIDS に対する支援をどのように取り組んでいくかについては、さらなる検討が必要である。
- .8 人的・経済的リソースが不足していることから、太平洋の SIDS は、非常に不利な立場にある。しかし、太平洋の各国のリーダーは、気候変動の外的脅威に対する緊急の行動の必要性について強調するために、すべてのフォーラムにおいてできる限りのことを行うことをコミットしている。国際海運からの GHG 排出量の削減に関する今後の IMO 会合において SIDS とLDC が出席するように支援するための資金提供は、課題があるものとして理解されているが、 IMO はこのように多くの解決策と政策において、SIDS とLDC の特別な必要性を認識している文言をどのように実施していくかについて検討する必要がある。

- .9 現在の作業アレンジメントについては、協議会の承認を得ることを条件に支持する。船舶からの GHG 排出量の削減に関する委員会の取組みは、完全に軌道に乗っており、ロードマップのマイルストーンが達成されている。作業方法の変更の必要性について実証する必要がある。なぜなら、小部会やパラレルグループの設置についても、懸念があるからである。それらは、多くの国々に役立つうえで課題となるであろう。
- .10 常設の技術部会は、最善の方法である。なぜなら、予算上のメリットや、 組織上の便益があるからである。SIDS と LDC に対する支援の問題につい ては、協議会に送付して検討を求めるべきである。
- .11 常設の専門部会について支持する。なぜなら、費用面と管理面でメリットがあるからである。開発途上国の参加を支援するために、マルチドナー信託基金を設置するべきである。
- .12 現行の作業アレンジメントは、うまく機能してきている。そのため、常設 の専門部会を設定するかどうかを決定するのは時期尚早である。協議会の 承認が条件となるが、会合間会合を増やすアイデアを支持する。
- .13 国々に対して支援することに関する問題については、協議会に送付するべきである。常設の専門部会の設置については支持する。
- .14 常設の専門部会は適切なアプローチであるが、文書の翻訳についての問題も提起されている。これは、加盟国への影響などの検討対象の事項の費用と比較して、費用としては多額でない。将来的には新たなアレンジメントが必要であろうが、それには、より詳細な検討が必要とされる。
- .15 現行の慣行を継続するのであれば、会合間会合の頻度について、さらに検討する必要があろう。

7.13 協議がなされたうえで、委員会は船舶からの GHG 排出量の削減に関する将来の取組みにおいての SIDS や LDC の参加に関して表明された懸念に留意し、文書 MEPC74/7/12 および文書 MEPC74/7/13 に関する協議内容について協議会が留意するよう要請することに合意し、この問題について、今後の会合において検討していくことができることに合意した。委員会は、また今後の作業アレンジメントについて、さらに詳細な検討が必要であることについても留意し、船舶からの GHG 排出量削減に関する作業部会の第6回会合間会合 (ISWG-GHG 6)について、2019 年11 月11 日から15 日まで開催することについて承認した(ただし、協議会の承認が条件となる)。またそのうえで、委員会は作業部会に対して、付託事項案を作成するよう指示した(段落 7.49 を参照)。

7.14 クック諸島、マーシャル諸島、スペイン(これに対しては、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、イタリア、マーシャル諸島、メキシコ、ルーマニア、ソロモン諸島が支持している)、ソロモン諸島およびトンガからの代表団により発表された声明については、要請により附属書 27 に記載している。

船舶からの GHG 排出量の削減に関する会合間作業部会の第 5 回会合(ISWG-GHG 5)

7.15 委員会は、以下の点に留意した:船舶からの GHG 排出量の削減に関する会合間作業部会の第5回会合(ISWG-GHG 5) については、2019年5月7日から10日まで開催済みであって、その報告については、文書 MEPC74/WP.6として、委員会に提出されていること。書面の報告 (MEPC74/WP.6)と議長の Sveinung Oftedal 氏(ノルウェー)による口頭の報告を検討したうえで、委員会は、以下に記載するとおりの行動を起こした。

第 4 回 IMO GHG 研究

第4回IMO GHG 研究の付託事項

7.16 委員会は、以下の点を想起した: 「2023 年までの当初戦略のフォローアップ活動のプログラム」において、第 4 回 IMO 研究が、今次会合において開始されるべきであり、進捗報告について、MEPC75 (2020 年春)に検討され、最終報告について MEPC76 (2020 年秋)に検討される予定であることに留意したこと。

7.17 委員会は、また、以下の点を想起した: MEPC73では、第4回 IMO GHG 研究の指標的な概要と期限について基本的に承認済みであって、専門家ワークショップを開催することに合意済みであること。その際、一部の技術上・方法上の問題によって、今次会合においてその付託事項の最終化がなされる前に専門家ワークショップからの助言が必要となることに留意した。

7.18 委員会は、以下の点に留意した:第4回 IMO GHG 研究の準備を行う専門家ワークショップ (GHG-EW 1)については、2019年3月12日から14日まで IMO の本部において開催済みであり、ISWG-GHG 5 は文書 ISWG-GHG 5/3として提出された専門家ワークショップの報告を検討済みであること。なお、委員会はこの報告について、委員会の参照情報のために文書MEPC74/INF.37として複製済みであることに留意した。委員会は、文書 MEPC74/WP.6 の附属書に記載されているとおりに、会合間作業部会が作成した本研究の付託事項案を検討した。

7.19 委員会は、文書 MEPC74/7/15 (ガーナほか)を検討した。これは、第 4 回 IMO GHG 研究の付託事項を策定するにあたって透明性と客観性を高めるために追加で考慮に入れるべき事項を指摘するものである。こうした事項として、特に以下のものが挙げられている:本研究の付託事項は、関連の規定およびコードや規則(入札プロセスに関するもの)についての言及を含むべきである;入札書の技術的評価基準については、経済的入札額に帰属する比率と、技術的・経済的評価の統合のための公式を含めるべきである;また、事務局は入札のすべての部分について評価プロセスを説明するプレゼンテーションを行うべきである。

7.20 委員会はまた、入札プロセスに関して提供される情報と、第4回 IMO GHG 研究のために設置される常設委員会の役割について承知した。これについては、文書 MEPC74/WP.6の附属書2と、文書 MEPC74/INF.3 (事務局) (第4回 IMO GHG 研究常設委員会の設置に関するもの) に記載されているとおりである。なお、後者の設置については、2014 年の第3回 IMO GHG 研究の際に実施された手続に倣うものとする。

7.21 検討がなされたうえで、委員会は、附属書 18 に記載のとおりに、第4回 IMO GHG 研究の付託事項を承認した。

第4回IMO GHG 研究の開始

7.22 委員会は、承認したばかりの付託事項に従って第4回 IMO GHG 研究を開始するように 事務局に要請した。この要請には、作業を2019年秋に開始することができるように、委員会 の合意内容に従って常設委員会を設置することが含まれている。

7.23 委員会は、第4回 IMO GHG 研究の入札招聘用の通知書が今次会合の後できる限り早く事務局から発行されることに留意して、加盟国に対して本研究への入札参加に関心があると判断する関係の国内研究機関・大学に対して、この情報を転送するように奨励した。

7.24 委員会は、第4回 IMO GHG 研究に対して経済的出資を行ったフランス、ノルウェー、アラブ首長国連邦および英国の代表団に謝意を伝え、本研究への経済的出資をまだ行っていない利害関係を有する加盟国とオブザーバー機関に対して、遅滞なく実施することができるように出資を促した。

船舶からの GHG 排出量削減のための港湾と海運セクターとの間の協力の促進に関する MEPC 決議案

7.25 委員会は、以下の点を想起した: MEPC73 では、船舶からの GHG 排出量削減を促進するために港湾の開発や活動の奨励に関する MEPC 決議案について、カナダおよび国際港湾協会 (International Association of Ports and Harbors) と連携して取り組むように、加盟国政府と国際機関に要請して、今次会合での検討を予定していたこと。

7.26 この文脈において、委員会は文書 MEPC74/7/10 (アルゼンチンほか)を検討した。これは、船舶からの GHG 排出量の削減に寄与するように、港湾と海運セクターとの間の自発的な協力を奨励するよう加盟国に促すという MEPC 決議案を提案するものである。委員会は、この決議案が、船舶からの GHG 排出量の削減を促進するための措置について、加盟国が自国の管轄内の港湾によって検討と採択を行うように加盟国が促進するよう要請するものであることに留意した。こうした措置には、以下のものが含まれる:(a) 陸上電力供給(再生可能な資源からのものが望ましい)、(b)持続可能な低炭素・ゼロ炭素の燃料による安全かつ効率的な補給、(c)持続可能な低炭素・ゼロ炭素の海運を促進するインセンティブ、ならびに(d)寄港の最適化の支援。委員会は、会合間作業部会が文書 MEPC74/WP.6 の附属書 3 に記載するとおりに、この MEPC 決議案を最終化済みであることに留意した。

7.27 ICHCA からのオブザーバーは、以下のような見解を表明した:港湾、ターミナル、その貨物取扱設備は、民間の所有となっている可能性が高く、そのため加盟国からの支援が必要となること、最も重要な点は船舶からの GHG 排出を削減する措置を設けることである;そうした措置については、効果的な排出量削減を確保するために慎重に検討する必要がある;船舶の運航方法についても強調するべきである。直面する課題を受け入れる必要がある。

7.28 検討がなされたうえで、委員会は附属書 19 に記載するとおりに、「*船舶からの GHG 排出量削減に寄与するための港湾および海運セクターとの間での自発的協力を奨励することの加盟国への要請*」に関する決議 MEPC.323(74)を採択した。

措置が加盟国に与える影響を評価する手続の最終化

7.29 委員会は、以下の点を想起した:当初戦略では、措置が加盟国に与える影響について、措置の採択前に評価し、適切な場合にはそれを考慮に入れるべきであることが指摘されており、また「2023 年までの当初戦略のフォローアップ活動のプログラム」では、今次会合においてそうした影響を評価する手続を最終化することを目的としていたこと。

7.30 委員会は、以下の文書を検討した。

- 1 文書 MEPC74/7/3 および文書 MEPC74/INF. 12 (世界銀行)。これは、研究報告書とそのエグゼクティブサマリーに基づき、海運における GHG 軽減措置の結果として推論することができる加盟国に対する潜在的な経済的影響を検討したものである。これでは、以下の手段によって IMO での検討に寄与することを意図している: (a) 運送・貿易システムを通じて経済的影響のある 4 つの分野とその伝搬を特定すること、(b) その大きさの順で最新の研究上の認定事項をとりまとめること、そのうえで、(c) 将来の影響評価のために最新式の経済モデリングアプローチを提示すること。
- .2 文書 MEPC74/7/17 (ブラジル)。これは、文書 MEPC74/7/3 について意見を述べるものであって、特に以下のように提言を行っている:経済影響評価にあたっては、国家間における地理的・生産上の異質性を考慮に入れるべきである;また、潜在的な影響を全体として捉えることによって、輸送費用が大幅に増大することになる経路、国および商品に対して区別を生じさせることになるが、これは、最も影響を受ける市場のシェアに対応し、絶対的価値における影響を測定するためである。

7.31 委員会は、文書 MEPC74/INF.2 (事務局)において提供された情報に留意した。この情報は、影響評価に関連する既存の IMO 手続としての以下の事項に関するものである:新規アウトプットについての提案の検討と評価;規則制定プロセスに用いるための総合安全性評価 (FSA);新規の義務要件の策定または既存の義務要件の修正の際における能力開発要件の影響の評価;特別敏感海域(PSSAs)についての特定および指定;排出規制海域(ECA)の指定の基準および手続。

7.32 委員会は、手続案の策定に関する ISWG-GHG 5 中になされた進捗(MEPC74/WP.6 附属書 4)に留意したうえで、加盟国への影響の評価手続案を最終化するように、船舶からの GHG 排出量削減に関する作業部会に指示した。

短期措置候補に関する具体的提案の検討

7.33 委員会は、短期的措置の候補についての以下の文書を検討した。

- .1 MEPC74/7/2 (日本)。これは、エネルギー効率既存船舶指数(EEXI)の導入に含まれる規制上の措置に基づき短期に国際海運からの GHG 排出量削減を行う潜在的アプローチを特定したものであって、2030 年までに40%の炭素強度削減を達成することを目的とするものである。これでは、2023 年までに、措置案についてさらに開発するために通信部会の設置を提案している。
- .2 MEPC74/7/4 (デンマークほか)。これは、SEEMP の法的枠組みに基づき目標指向型アプローチに含まれる全船舶に対する短期措置を提案するものであって、当初戦略の目標 2 から生じる削減目標を用いるものである。
- .3 MEPC74/7/8 および MEPC74/7/18 (CSC)。これは、船舶の航行速度を規制するアプローチを説明し提案するものであって、これでは船舶の種類とサイズによって区別された年間の最大平均船舶速度を設定して、それにより削減をもたらして、2030 年炭素強度目標を IMO が達成することができるようにし、一部の船舶については適用免除とするものである。船舶航行速度を規制するための、MARPOL 附属書 VI の改正案を提案している。
- .4 MEPC74/7/9 (ベルギーほか)。これでは、2030 年の目標レベルを達成するためには、船舶の運航効率と設計効率に対する影響を有する短期的措置を採択することが不可欠であることを指摘したものであって、運航効率を改善するためには、協議の対象となっている3つの措置が可能性を有することを指摘している。これらは目標指向型短期削減措置、船舶運航速度の規制、および既存船舶に対するエネルギー効率改善措置である。そのうえで、2030 年の目標レベルを達成するために、上記の措置の一つ以上を採択する必要があると指摘している。
- .5 MEPC74/7/16 (ISC および BIMCO)。これは、文書 MEPC74/7/4 について意見を述べるものであって、特に以下の点を提言するものである:船舶所有者は、適切な運行効率指標、または SEEMP のパート 1 内の主要業績指標を定義するべきである; IMO は特定の運行効率指標を義務付けるべきでなく、また委員会が承認済みの IMO リストに掲載されたものに規制するべきでない; SEEMP のパート 1 の監査ガイドラインの策定と、実際の監査が、SEEMP の効果的な適用を確立するために必要となるであろう; 外的要因(天候や環境条件など)による SEEMP 目標の未達によって、船舶の国際エネルギー効率証明書が取り下げられるようにするべきでない。

- .6 MEPC74/7/19 (中国)。これは、文書 MEPC74/7/2 および文書 MEPC74/7/4 について意見を述べるものであり、船舶のエネルギー効率パフォーマンスに関する統計的分析から得た認定事項と、それについての政策的影響を提供するものであって、航行中の船舶に対するエネルギー効率の改善に関する措置についての今後の協議に対して情報を提供することを目的としているものである。
- 7.34 委員会は、以下の文書において提供された情報に留意した。
 - .1 MEPC74/INF.23 (日本)。これは、既存船舶のエネルギー効率を改善するためのエンジン出力規制(EPL)に関する研究の結果を提供するものであって、以下の点を指摘している: EPL が、改修を要することなく、船舶のエンジン制御システムにおける燃料インデックスリミッターを調整することによりエンジン推進動力を容易に規制することができる、簡素な装置を構成するものであること。EPL は、短期において既存船舶のエネルギー効率を改善するための効果的な措置の一つとして活用することができること。
 - .2 MEPC74/INF.26 (RINA)。JoRes 共同産業(Joint Industry)プロジェクトを 提示しているものである。このプロジェクトは、新たに開発された測定技 術を用いることによって、フルスケールでの船舶流体力学の理解を高める ことを目指すものである。
 - .3 MEPC74/INF.34 (S 事務局)。これは、船舶のジャスト・イン・タイム (JIT) 到着に関する、「低炭素海運を支援する世界産業連盟 (Global Industry Alliance to Support Low Carbon Shipping)」による取組みについて の最新情報を提供するものであって、これにはジャスト・イン・タイム (JIT) 到着についての実務的なガイドの策定が含まれる。

7.35 委員会は、以下の点に留意した: ISWG-GHG 5 では、文書 MEPC74/WP.6 の附属書 5 に記載するとおりの、ISWG-GHG 5 と MEPC74 に提出された文書に基づいて、候補となる措置に関する具体的提案と、短期的措置の候補に関する情報の照合を検討済みであること。

- 7.36 その後の議論では、特に以下の意見が出された。
 - .1 炭素強度改善目標の達成(2030年までに40%、2050年までに70%、2050年までに絶対的に50%削減)を行うために、国際海運からのGHG排出に規制を設定するために、できる限り早く短期的措置を採択するべきである。2030年の目標を達成して、イノベーションとエネルギーの移行を促進するためには、柔軟な取決めを考慮しながら、2023年までに運航効率に関する措置を実施する必要がある。

- .2 運航慣行の変更が必要とされており、目標指向型措置を検討するべきである。なぜなら、それがデメリットを最小にしてメリットを最大にすることができるものであるからであり、我々は目標と期限を達成するために必要な、プラス面を伸ばしてマイナス面を減らし、厳格性レベルを高めることができる措置をどのように開発することができるかについても検討するべきである。
- A 船舶速度の義務的規制案については疑わしい。なぜなら、速度規制により GHG 排出を削減されるとする主張は実証することができず、すべての船舶 (季節的に変動する貨物を輸送する船舶や、巡航速度を有する必要がある船舶を含む)に適用することができないからである。エネルギー効率の統一係数は、すべてのタイプの船舶に適用することはできず、運航制度によることになる。既存船舶に EEDI を強制的に適用すれば、船舶所有者に対して多額の費用が発生することになる。それぞれの船舶について、どのような措置を取るべきかを独自に決定するのは船舶所有者であるべきである。 SEEMP については、安全管理として ISM コードに含めるべきでなく、エネルギー効率は異なるコンセプトであって、実際のところ矛盾や齟齬が生じる対立した目的を有する可能性がある。
- .4 平等性の維持を確保するために、船籍国にかかわらず、すべての船舶に措置を適用する必要がある。措置については、速度の最適化と燃料油消費の最大化に着目して、SEEMP 上に構築するべきである。相乗効果と相互関連性について、既存船舶のエネルギー効率の改善と、低/ゼロ炭素燃料の効果的実施に着目して特定するべきである。
- .5 速度を唯一のパラメーターとすることは受け入れられない。なぜなら、それは、燃料消費と完全な相関性を有していないからである。燃料消費は、トン数、風や波を含むそれ以外の要素による影響を受ける。速度を維持するためには、出力上下の調整が必要である。速度措置について、影響評価を実施することが不可欠である。なぜなら、一日の遅れで費用が 0.6%から2.3%分上昇することがあり、それによって地理的な遠隔地の国々が不利な立場に置かれたり、競争に影響を与えたり貿易を阻害する可能性がある。効果については疑問がある。なぜなら、同一の貿易フローを維持するために多くの船舶が必要となるからである。速度の最適化を含む SEEMP の強化を優先するべきである。
- .6 目的は既存の要件(EEDIや SEEMP など)について、いずれの措置も目標 指向型に改善するべきである。速度最適化は、速度規制に代わる目標とす るべきである。なぜなら速度規制にした場合には、新技術に対する投資が 落ち込むであろうからである。

- .7 影響の評価については進捗があった。これは、すべての措置について評価する必要があったからである。速度の削減は、有効なオプションではない。なぜなら生産者や消費者に対し、例えば腐食しやすい商品の取引に対して影響があるからである。これによって、国際輸送の再構成がなされることになろう。
- .8 検討されている提案は、措置、その影響や、特定された不相応な影響について理解するための必要な十分な情報が提供されていない。一部の措置は、相互に関連して重複している。作業を整理して合理化する必要がある。委員会は、優先順位を設定する立場にない。具体的なタスクを特定する必要がある。例えば、以下のものである:ライフサイクル GHG/炭素強度ガイドラインの策定;代替的な低・ゼロ炭素燃料の定義の策定;燃料と革新的な技術(中・長期的措置であるが、業界が準備することができるように、ライフサイクル評価や障壁の特定に関する作業を開始する必要がある);政府行動計画(National Action Plans)の策定。
- .9 具体的な措置の採択や、当初戦略の迅速な実施を通じて、問題の緊急性を 改めて伝える必要がある。2023 年までの排出量の削減を最優先にする必要 がある。措置については、平等性を維持し効果的で、強制的かつ執行可能 であるとともに、さまざまな船舶の種類の運航上の問題点を反映する必要 がある。
- .10 幅広い検証可能な一連のオプションが、既存船舶の目標基準による強制的 措置のために必要である。炭素強度の 40%削減という 2030 年目標について は目標とするべきである。なぜなら、これは、低炭素技術の開発を奨励し 刺激するもので既存の MARPOL 枠組みの下で措置を採択するべきである。 文書 MEPC74/7/2 は、こうした基準を満たすものであり、他の提案された 措置と同様に、SEEMP を活用している。実質的な進捗がなされるように具 体的な提案が必要である。
- .11 すべての提案には、前に進むことができる要素が一部含まれている。文書 MEPC74/WP.6 の附属書 5 のアプローチを最優先とするべきである。
- .12 国連事務局長が、2019 年 9 月に気候変動サミットの支援を求めて太平洋の 島々を訪問する予定である。措置の合理化について支持する。代替的燃料 が必要とされており、不相応なマイナスの影響を特定する必要がある。そ れによって、こうした影響に対応することができるであろう。

- .13 当初戦略の目標を達成するために、既存の IMO 文書を用いて短期的措置を 採択することを支持する。こうした措置は、影響評価手続に従うべきであ る。提案され、採択のために検討された措置については、コンセンサスを 通じて支持を得たものであるべきであって、同意されないようなメカニズ ムや目標に基づくイニシアチブは、回避するべきである。速度削減に着目 し、生産や消費から遠く離れた国々を不利にする提案を避けるべきであ る。速度最適化や、長距離移動に対する差別とならない措置に対する支持 を表明する。代替的燃料の使用に基づく措置に対して支持を表明する。
- .14 2030 年目標に沿った GHG 排出量を削減するための最大の可能性を有する 措置を特定する必要がある。措置は、強制的で、執行可能で、解決策について中立的であって、平等性を維持するものでなければならない。目標指向型措置は、柔軟性を認めつつも、排出量の削減に大きな影響を有するように設計されなければならない。既存船舶についての EEDI や SEEMP、ならびに、エネルギー効率指標を通じてエネルギー効率を改善することに着目するべきである。文書 ISWG-GHG 5/4/3、ISWG-GHG 5/4/11 および MEPC74/7/8 に対して支持を表明する。
- 第4回IMO GHG 研究や港湾解決策の進捗について歓迎する。相関関係のある問題を有する提案があることに同意を表明するが、当職は異なる見解を表明したことによって、具体的提案に優先順位をつける立場にない。合意された手続に従って影響を完全に理解することが求められている。既存のエネルギー効率の枠組み(EEDI、SEEMP やデータ収集システムを含む)に基づくエネルギー効率措置に関する目標指向型アプローチにつながる要素を協議することに対しての解放性を表明する。速度削減についての懸念が共有されている。作業を構成するうえでは、より高い明確性が必要とされている。
- .16 監視システムを用いて目標指向型アプローチを委員会が設定するべきであり、そのうえで、船舶所有者は目標を達成するための最も適切な措置を決定することができる。そのようなアプローチによって、目標を達成するための柔軟性が得られる。
- .17 措置を採択し実施するうえでの困難を回避するために、明確に定義された枠組みが必要である。4年の作業計画と構成が必要である。文書MEPC74/7/9は、セクターにおける運航慣行について、今後行うべき明確かつ効果的な方法を述べている。エネルギー効率の枠組みを改善することに関連して正確な提案が提示されコンセンサスが達成される措置について優先順位を設定する必要がある。速度最適かと速度削減のコンセプトに関するコンセンサスを達成するためのさらなる協議を促すとの意見を表明する。

- .18 SEEMP の強化と速度最適に関する見解に同意することを表明する。既存船舶に対する EEDI の適用義務と、措置の優先順位設定についての懸念と反対が共有されていることを表明する。
- 19 当初戦略の目標を達成するために、措置について格付けをつける必要がある。そのような優先順位の設定は、排出量の削減の達成に基づくものとすべきであるが、開発途上国(特にSIDSやLDC)に対する影響を回避して、輸送に対する加罰や悪影響を回避してバランスを取ったものとするべきである。EEDI や SEEMP の枠組み内でのエネルギー効率に基づく措置に対して着目するべきである。速度の削減を含まないその他のアプローチを検討するべきである。これには、加盟国による行動から生じるものが含まれる。政府行動計画の促進が優先されるべきである。
- .20 包摂的・公平・透明なプロセスが必要である。短期措置には、実務的な実施アプローチが求められる。最適化された船舶速度は、いくつかの要素の結果である。目標指向型の短期措置については、実務的アプローチを検討しながら策定し最終化することができる。
- .21 従前の世界海事テーマは、「海運:世界貿易に不可欠なもの」であった。このスローガンは、グローバルな持続可能性と復元力(レジリエンス)のある議題の文脈において反映するべきである。輸送能力の限界と、市場への接続性の欠如が、持続可能性や発展(特に SIDS にとってのもの)に影響している。加盟国への措置の影響について評価する必要がある。市場指向の措置に対して議論を改めて行うことで海上輸送に対する追加の費用が生じる可能性があり、それによって、成長や発展の可能性が阻害される。太平洋地域における貿易のための持続可能な海上輸送の必要がある。どのような措置であっても、影響が不相応になる可能性がある。措置については、「国際経路」についての検討であって、流通ハブからサプライチェーンの末端の仕向け地への海運については免除するべきである。
- .22 措置の実施の点について検討する必要がある。さもなければ、GHG 削減の可能性に対して完全な効果が与えられない危険性があるというリスクがある。義務的な実施については、船舶所有者、乗組員やその他の利害関係者が取る行動に関して、行政当局や認定機関がどのように検証するのか、加盟国にとっての執行オプションは何であるのかという疑問が提起されている。
- .23 通常のビジネスとしてのアプローチを取れば、2023 年までに必要とされている重要な排出量削減は達成されないであろう。2023 年までに目標を達成するためには、グローバルに結果を計測するために、新規の技術、デジタル化、自動化やデータ経済の可能性を活用する必要がある。

- .24 措置の優先順位付けについてコンセンサスがない。前に進む方法は、作業の整理と合理化である。作業部会の作業は、さらに整理した方法で構築するべきであって、それによって、部会のメンバーが、自らの作業を行うにあたって期待するものを把握するようにするべきである。
- .25 IMO の主要な付託事項は海運の促進であって、海上貿易・経済に対する影響があれば、この付託事項に反することになる。速度規制が実際に GHG 排出量の削減となるか否かについては疑問を提起する。なぜなら、それによって船舶の隻数が増えることになるからである。この点については、評価されていない。
- 26 当職は、措置の優先順位をつける立場にはないが、フォローアップ行動計画では、既にこの優先順位付けが提供されていると思われる。加盟国は、特定の措置を提案する機会を有している。中・長期の措置に関する研究開発を開始する必要がある。新たな作業計画を策定することについて支持することはできない。加盟国が準備することができるように作業を構築する必要があることについて支持を表明する。
- .27 際立った傾向が二つある。そのうちの一つは、速度の削減と最適化とを組み合わせたアプローチであり、もう一つは 2023 年までに GHG 排出量削減を達成するためのコンセンサスの程度を最大のものとする措置を検討することに対する要求である。
- .28 EEDI や SEEMP に関する目標指向型措置について支持を表明する。速度規制についての懸念を共有する。
- 2023 年までに排出量削減を達成することで 2030 年目標を満たすために、 船舶の航行に与える影響を有する措置の策定について支持を表明する。 2023 年までに短期措置を承認するべきという点で当初戦略は明確である。 今後の作業方法については、さらに検討する必要がある。
- .30 2030 年目標を達成するために、2023 年までに実施する短期措置に関しての作業を開始する必要がある。文書 MEPC74/7/9 や、運航上のエネルギー効率に関するその他の提出文書は、さらなる協議のための十分な基礎を構成するものである。
- .31 優先順位付けを試みるにあたって、関連する影響が最も少ない措置に対して高い優先順位を付することを確保するように影響を評価することが非常に重要である。科学的なモデリングを行うことによって、迅速な評価を進めることができる。

- .32 2030年の 40%炭素強度削減目標を達成するためには、短期措置が必要である。特に既存の MARPOL 枠組みに基づく措置が必要である。文書 MEPC74/7/2 に記載されたエネルギー効率既存船舶指数(EEXI)の提案は、2030年の目標レベルを達成するために適している。そのためには、義務的なエネルギー効率措置に既存船舶を加えることとしているためである。技術開発に対する奨励制度を策定する必要がある。
- .33 まず、排出および加盟国に対する影響を分析しない限り、この段階で手段を放棄するべきでない。すべての手段の候補については、決定を行う前に、科学的証拠に基づく適切な評価を受けるべきである。
- .34 太平洋の SIDS は、固有の脆弱性を有しており、信頼できる海運が存続のために必須である。どのような措置であっても、不相応な悪影響をもたらす可能性があるという懸念を表明する。そのため、太平洋の SIDS 地域に対しては、適用免除を検討するべきである。
- 35 非液体バルクキャリアと定期船のセクター間の相違について認識する必要がある。エネルギー効率を高めるための目標指向型アプローチを支持するものの、燃料消費に関連するものなどについて規範的アプローチを検討するべきである。そうすることで、用船主に対して伝達することができるようになる。区別を付けた解決策を検討して、同時に適用するべきであるが、市場をゆがめることになる場合には、異なるセクターには別個に適用するべきである。なぜなら、セクターは相互に競合することが稀であるからである。
- .36 アプローチについては、作業と平行な流れとして検討するべきであって、 競合させるものではない。措置の実務的な実施面についてさらなる検討が 必要との業界の見解に同意を表明する。信頼できる排出量削減を達成する には、一部のコンセプトは放棄されるかもしれないし、他のコンセプトが 提示されるかもしれない。重複がないようにするために広範な作業の流れ にさらに統合することを支持する。また、当初戦略の目標に向けて補完的 な結果を有する項目に関する作業について支持を表明する。
- .37 措置は、客観的かつ達成可能なものであるべきであり、各国に対して重大 な影響を与えないものにすべきである。当職は、建設的な協力の精神で目 標を達成することを希望している。
- .38 加盟国(特に、SIDS)に対する影響について懸念を共有するものの、気候変動の脅威の緊急性が意味するところは、速度最適化だけでは不十分であるということである。GHG 排出量の規制設定と削減をできる限り迅速に行うことは、化石燃料を段階的になくしていくことを可能にする長期的措置に関する作業を早急に開始しなければならないことを意味している。それこそが、達成しなければならないビジョンである。

7.37 議長は、議論のとりまとめにあたって、委員会に対し、以下の点に留意するように促した:すべての措置について、さらに検討していく; 2030 年目標を達成するために 2023 年までに短期措置を実施するべきである;措置は、実務的に可能で、実施可能で、検証可能なものとすべきであって、MARPOL 附属書 VI 内に、義務的な措置を組み込む;措置については、平等性を有する性質上、バランスの取れたグローバルなものであるべきである。また、委員会は措置の案が、目標指向型のものであるべきであって、それには既存船舶に対するエネルギー効率、速度最適化と削減、代替的燃料や政府行動計画が含まれることについても留意した。

7.38 検討が行われたうえで、委員会は短期措置の候補についての案を検討し、整理・合理化するように、船舶からの GHG 排出量削減に関する作業部会に指示した。これは、これらの措置について特定し、今後の会合においてさらなる検討を行って最終化することを目的とするものである。

中・長期措置の候補に関する具体的提案の検討

7.39 委員会は、中・長期の措置の候補に関する以下の文書を検討した。

- 1 MEPC74/7/6 (CESA および EUROMOT)。これは、低炭素燃料、ゼロ炭素燃料、化石フリー燃料などの代替的な燃料の用語についての定義を提案するものであって、IMO における共通の理解を採択することを目的としたものである。代替的燃料の適時の導入を促進するものであり、これらの燃料の生産には、相当量の再生可能エネルギーが必要とされることを強調して、燃料に関する将来のライフライン GHG/炭素強度ガイドライン、研究および開発において検討するべきであるとしている。
- .2 MEPC74/7/7 (ノルウェー)。これは、代替的燃料の活用に関して入手可能な情報を提供するもの。「Alternative Fuels Insight (代替的燃料インサイト)」のプラットフォームを紹介して、このポータルが、当初戦略やそのフォローアップ活動を支援するうえでどのように利用することができるかのアイデアを提供するものである。

7.40 委員会は ISWG-GHG 5 が、措置の候補についての具体的な提案を検討して、中・長期の措置の候補に関する情報の照合を行っていることに留意した。なお、この検討は ISWG-GHG 5 と MEPC74 に提出された文書に基づくものであって、その検討内容については、文書 MEPC74/WP.6.の附属書 5 に記載している。

7.41 検討がなされたうえで、委員会は中・長期的措置の候補に関する具体的な提案を検討するよう、船舶からの GHG 排出量削減に関する作業部会に指示した。この際、代替的な低炭素・ゼロ炭素燃料の効果的な活用に着目するものとし、作業の進捗を最善に進めるためにどのようにすべきかについて委員会に助言するよう指示した。

船舶からの GHG 排出量の削減に関する作業部会の設置

7.42 委員会は、船舶からの GHG 排出量の削減に関する作業部会を設置し、全体会議で出された意見と全体会議でなされた決定を考慮に入れて、以下の事項を行うよう指示した。

- .1 加盟国に対する影響の評価を行う手続案の最終化
- .2 短期措置の候補に関する提案の検討、整理および合理化。これは、こうした措置を特定して、今後の会合においてさらに検討し最終化することを予定するものである。
- .3 中・長期的な措置の候補に関する具体的な提案の検討。この際、代替的な 低炭素・ゼロ炭素の燃料の効果的な活用に着目するものする。また、作業 の進捗を最善にするための方法について委員会に助言を提供する。
- .4 能力開発、技術協力、研究・開発に関するさらなる活動の策定を検討すること。これには、影響の評価のための支援や、措置の実施のための支援が 含まれる。
- .5 船舶からの GHG 排出量の削減に関する会合間作業部会の第 6 回会合のため の付託事項案の策定

船舶からの GHG 排出量の削減に関する作業部会の報告

7.43 船舶からの GHG 排出量の削減に関する作業部会の報告 (MEPC74/WP.9 および MEPC74/Add.1), を検討したうえで、委員会はこれに基本的に合意し、以下に概要を示すとおり行動を起こした。

措置の候補による加盟国への影響の評価の手続

7.44 委員会は、措置の候補による加盟国への影響の評価の手続案を最終化する前に、同作業部会が検討した未解決の問題に留意し、「措置の候補による加盟国への影響の評価の手続」に関する MEPC.1/Circ.885 に合意した。

短期的措置の候補に関する提案の検討、整理、合理化(これらの措置を特定したうえで、今 後の会合においてさらなる検討と最終化を行うことを目的としたもの)

7.45 委員会は短期的措置の候補に関する提案の検討、整理および合理化に関する部会の協 議内容に留意した。

中・長期的な措置の候補に関する具体的な提案の検討(代替的な低炭素・ゼロ炭素燃料の効果的な活用に着目し、作業の進捗を最善にする方法を委員会に対して助言するもの)

7.46 委員会は、中・長期の措置の候補に関する具体的な提案についての同作業部会による 検討に留意した。これは、代替的な低炭素・ゼロ炭素の燃料の効果的な活用に着目したもの であった。

能力開発、技術協力、研究・開発に課するさらなる活動の策定の検討(これには影響の評価のための支援や、措置の実施のための支援が含まれる)

7.47 委員会は、以下の点に留意した: 時間的な制約があったために、本部会では能力開発、技術協力、研究・開発に関するさらなる活動の策定(影響の評価のための支援や、措置の実施のための支援を含む)について検討することができなかったこと。

船舶の GHG 排出量削減に関する会合間作業部会の第 6 回会合(ISWG-GHG6)の付託事項案の 策定

7.48 委員会は、船舶からの GHG 排出量の削減に関する会合間作業部会の第 6 回会合の開催に同意した。これは、C122 による合意を条件とするものであって、以下の付託事項によるものである。

船舶からの GHG 排出量の削減に関する会合間作業部会は、船舶からの GHG 排出量の削減に関する当初 IMO 戦略、2023 年までのフォローアップ活動のプログラム、措置の候補による加盟国への影響の評価の手続、ISWG-GHG6 に対して提出された文書、および、ISWG-GHG 5 ならびに MEPC74 に提出された関連の文書を考慮に入れて、以下の事項を行うよう指示を受けた。

- .1 既存船舶の運航上のエネルギー効率を改善するための具体的な提案をさらに検討すること(これは、MARPOL 附属書 VI の 4 章および該当する場合には関連のガイドラインについての、改正案を策定することを目的とするものである)
- .2 メタンスリップおよび揮発性有機化合物(VOC)の排出を削減するための具体 的な提案をさらに検討すること
- .3 任意の政府行動計画(NAP)を策定し更新するように加盟国に促す MEPC 決議案を検討すること (これは、国際海運からの GHG 排出量の削減に寄与することを目的とするものである)、および該当する場合には関連のガイドラインを策定すること
- .4 代替的な低炭素・ゼロ炭素の燃料の活用を奨励する具体的な提案をさらに 検討すること(すべての関連の種類の燃料についてのライフサイクル GHG /炭素強度ガイドラインおよび該当する場合には奨励制度を策定すること を含む)
- .5 能力開発、技術協力、研究・開発に関するさらなる活動の策定を検討する こと (これには、影響の評価のための支援や、措置の実施のための支援が 含まれる)
- .6 措置の候補についてのその他の具体的な提案を検討すること
- .7 MEPC75 に対して書面の報告を提出すること

7.49 検討がなされたうえで、実施するべき必要な多くの作業があることに留意したうえで、委員会は、船舶からの GHG 排出量削減に関する会合間作業部会の第 7 回会合(ISWG-GHG7) の開催に合意した。ただし、この開催合意は C122 による合意を条件として、ISWG-GHG6 の場合と同一の付託事項(適切な場合の修正を含む)に基づくものとする。

7.50 この点において、委員会は以下の点に合意した: ISWG-GHG7 は、 MEPC75 より前に行われるものとし、会合は連続して開催されるべきであって、「 *措置の候補による加盟国への影響の評価のための手続*」についての適用の文脈において一つの会合として算定するべきであること。委員会は、適切な場合には当初戦略を進捗させるための今後の取組みの頻度についてさらに検討し決定することに合意した。

7.51 また、委員会は以下の点に合意した: ISWG-GHG6 について、「*措置の候補による加盟国への影響の評価の手続*」についての適用という文脈において、一つの会合としてみなされるものであること。そして、委員会は、ISWG-GHG 6 および ISWG-GHG7 に出席する加盟国政府と国際機関に対して、エネルギー効率とその他の技術的問題についての関連の専門性を有する代表団を含めるよう要請した。

8 船舶からの海洋プラスチックごみ対策のためのアクションプランのフォローアップ

8.1 委員会は MEPC73 において、「船舶からの海洋プラスチックごみに対処するための行動計画」 (決議 MEPC.310(73)) (行動計画)を採択したうえで、行動計画に含まれる措置について、フォローアップの提案に基づいて MEPC74 において見直すことに合意済みであったことを想起した。委員会はさらに、MEPC73 では以下の点に合意済みであったことを想起した:その見直しの後において、委員会は作業について十分に定義された範囲を策定済みである行動についてのみ、作業を行うように、PPR 小委員会またはその他の小委員会(いずれか該当するもの)に指示すること。

8.2 さらに、委員会は MEPC73 では、船舶からの海洋プラスチックに関する通信部会を設置したうえで、次の事項を行うように同通信部会に対して指示済みであることを想起した:海洋プラスチックごみに関する IMO 研究に基づき検討するべき問題の特定、かかる研究を行うために最も適切なメカニズムの決定、および船舶からの海洋プラスチックごみの問題に関連するすべての国際規制文書およびベストプラクティスを特定する規制上の枠組みマトリックスの策定。

船舶からの海洋プラスチックごみに関する通信部会の報告

8.3 委員会は、海洋プラスチックごみに関する通信部会の報告として英国から提出された文書 (MEPC74/8) を検討した。それでは、船舶からの海洋プラスチックごみに関する IMO 研究の下で検討することができる論点を特定して、研究を行うための最も適切なメカニズムに関する議論を要約して、規制上の枠組みマトリックスの案を提示している。

8.4 そのうえで、委員会は船舶からの海洋プラスチックごみに関する作業部会に対して、次の事項を行うように指示した。

- .1 船舶からの海洋プラスチックごみに関する IMO 研究についての付託事項の 策定。これでは、文書 MEPC74/8 を考慮に入れるものとする。さらに、か かる研究を実施するための適切な方法に関して委員会に助言すること。
- .2 文書 MEPC74/8 の附属書 3 に記載する規制上の枠組みマトリックスの更新。 ただし、追加の情報を提示することを条件とする。

LC 40/LP 13 の結果

- 8.5 委員会は、文書 MEPC74/8/1(事務局)において提供された情報に留意した。これは、海洋ゴミに関するロンドン条約/議定書理事会の会合(LC 40/LP 13)の結果、および理事会から行動計画に対するインプットに関するものである。
- 8.6 この点において、委員会は行動計画については、それに従って次回の改定の際に更新するべきであるが、その更新は今次会合ではないことに合意し、海洋プラスチックごみに関する MEPC の進展について理事会に対して最新情報を提供すること(ならびに、その逆)を事務局に要請した。

その他の関連の情報

- 8.7 また、委員会は事務局から、以下の進展について情報の提供を受けた。
 - .1 海洋プラスチックごみおよびマイクロプラスチックに関する決議 UNEP/EA.4/L.7 の採択。これでは、IMO 行動計画の採択および MEPC と LC/LP の作業について留意がなされた。
 - .2 海洋ごみに関するグローバルパートナーシップの枠組みの下で二つの報告書が発行されたこと。一つは、グラスファイバー製の船舶の処分の問題に関するもの、もう一つはマイクロプラスチックのソースとしての船体剥離や船舶塗装についての見直しに関するもの。
 - .3 「海洋におけるプラスチックごみに関する監視と評価のガイドライン」 との表題が付された GESAMP 報告・研究 99 についての最近の発行物
 - .4 こうした問題に関する FAO に対する事務局の協力。これには放棄、紛失またはその他の処分がなされた漁具を防止し削減するためのベルトプラクティスに関する地域の FAO ワークショップに寄与することへの同意が含まれる。こうしたワークショップは、2019 年を通して開催される予定である。
 - .5 海洋ゴミの海洋由来源に関する GESAMP の新たな作業部会(作業部会 43) の最近の設置。これは FAO と IMO が共同スポンサーとなるものであって、2020 年の第 1 四半期までに最初の報告書を発行することを目指している。

船舶からの海洋プラスチックごみに対処するための IMO 戦略の策定についての提案

- 8.8 委員会は、文書 MEPC74/8/2 (バヌアツほか)を検討した。これは、特に以下の提案を行うものである:船舶からの海洋プラスチックごみに対処するための IMO 戦略の策定において、共同スポンサーの見地から、海運セクター全体として、短期および中期の行動と投資についての指針となる有益なアウトプットを提供するものとすること、また、適切な期限と方法を特定する作業計画の策定。
- 8.9 その後の議論では、委員会は、船舶からの海洋プラスチックごみに対処するための IMO 戦略の策定に対して幅広い支持がなされていることに留意した。この支持は、行動計画の実施についての指針となって、監視および監督することを目的としているものである。委員会は、次の意見に留意した:戦略が実務的で達成可能であるべきとし、背景を伴う統合された文書であって、客観的で基本的な期限があって、短期・中期・長期の行動についての分類別の表を有するものとすることができるように提案するもの。
- 8.10 さらに、委員会は戦略が今次会合において最終化されない場合には、この点での作業を継続するために通信部会を設置することを支持するとの意見に留意した。また、海洋プラスチック汚染に対応するうえでの機関横断的な協力の必要性が強調された。
- 8.11 文書 MEPC74/8/2 の附属書(海洋プラスチックごみに関する作業部会の付託事項案を含むもの)との関連で、委員会は付託事項の第二の案においても、海洋プラスチックごみを処理する港湾受入れ設備の十分性を評価するとの任務を含めるべきであるとの意見に留意した。
- 8.12 検討がなされたうえで、委員会は行動計画に関連する作業をどのように進めることができるかについて検討するよう、海洋プラスチックごみに関する作業部会に指示した。この際、文書 MEPC74/8/2 (船舶からの海洋プラスチックごみに対処するための IMO 戦略の策定を提案するもの)を考慮に入れるものとし、それに従って委員会に助言するよう指示した。

漁具の偶発的な消失または排出についての報告

- 8.13 また、委員会は以下の事項を提案する文書 MEPC74/8/3 (バヌアツ)を検討した。
 - .1 MARPOL 附属書 V の規則 10 の改正案 (これは、漁具の排出または偶発的 な消失について、MARPOL 各加盟国が IMO に通知することを義務付ける もの)
 - .2 「 MARPOL 附属書 V の実施に関する 2017 年ガイドライン 」(決議 MEPC.295(71))のセクション 2.2 について、これに従って対応するよう微 調整すること。これは、MARPOL の加盟国が収集し IMO に報告するべき データが何であるかを絞り込むものである。
 - .3 漁具の排出または偶発的消失に関するデータの収集を促進するための新たな GISIS モジュールの開発

8.14 文書 MEPC74/8/3 に含まれる提案をさらに詳細に検討することについて全般的な支持がなされたことに留意して、委員会は海洋プラスチックごみに関する作業部会に対して、文書を付託して、さらなる検討を求めることについて、最善の進め方について委員会に助言することを目的としてこれに合意した。

作業部会の設置

8.15 委員会は海洋プラスチックごみに関する作業部会を設置し、全体会議で出された意見と全体会議でなされた決定を考慮に入れて、以下の事項を行うよう指示した。

- .1 船舶からの海洋プラスチックごみに関する IMO 研究の付託事項の策定。これには、文書 MEPC74/8 を考慮に入れるものとし、かかる研究の実施のための適切な方法について委員会に助言を提供すること。
- .2 文書 MEPC74/8 の附属書 3 に記載された規制上の枠組みマトリックスを更新すること。なお、追加の情報が提示されることがある。
- .3 行動計画に関連する作業をどのように進めることができるかについての検討。これには、文書 MEPC74/8/2 (船舶からの海洋プラスチックごみに関する IMO 戦略の策定を提案するもの)を考慮に入れるものとし、それに従って委員会に助言すること。
- .4 文書 MEPC74/8/3 についてさらに検討し、最善の進め方について委員会に助言すること。

海洋プラスチックごみに関する作業部会の報告

8.16 海洋プラスチックごみに関する作業部会の報告 (文書 MEPC74/WP.10)を検討したうえで、委員会は、これに基本的に合意し、段落 8.17 ないし 8.42 に概略を示す行動を起こした。

海洋ごみの海洋由来源に関する GESAMP 作業部会 (GESAMP WG43)

8.17 委員会は、海洋ゴミの海洋由来源に関する GESAMP 作業部会(GESAMP WG43)が設置済みであることに留意した。なお、この作業部会は特にすべての海洋由来源による海洋プラスチックごみに関する既存の知識の総体を検討・分析して、データのギャップの評価を提供するものである。また、委員会は GESAMP WG43 が既にその作業を開始しており、その付託事項を完了するための資金を確保しており、最初の報告を 2020 年初頭に提出して、第二の報告を 2020 年の終わりに提出することを目指していることに留意した。

海洋プラスチックごみに関する IMO 研究の付託事項案の策定

8.18 委員会は、以下の点に留意した:作業部会が、海洋プラスチックごみに関する IMO 研究については、GESAMP WG43 が既に実施済みの(または、実施している)作業と重複しないようにすべきで、むしろ、新たな情報や定量的データを提供することによって、GESAMP やその他の機関による報告や分析を基礎とするべきであることに同意していること。

8.19 さらに、委員会は海洋プラスチックごみに関する IMO 研究についての付託事項案として作業部会が策定するものが、以下の2つの広範な要素を含むものであることに留意した。

- .1 すべての船舶が海洋プラスチックごみに対して寄与していることに関する情報
- .2 船舶からの(および、船舶によって回収される)プラスチックごみの保 管、提供および受入れの情報

8.20 検討がなされたうえで、委員会は附属書 20 に記載されるとおり、船舶からの海洋プラスチックごみに関する IMO 研究の付託事項に合意した。

漁具の表示に関する情報

8.21 漁具の表示および記録管理に関して、委員会は、FAO に対して以下の事項を行うよう要請した。

- .1 漁具の表示および記録管理の制度に関する情報を、MEPC および/または GESAMP WG43(いずれか該当するもの)が利用できるようにすること
- .2 漁具の表示についての任意または義務的な適用に関して、IMO と共同して 情報を提供すること。これらの情報には、義務的な要件の実施に伴う費 用、およびかかる要件の潜在的な導入のために最も適切な FAO または IMO の文書が含まれるものとする。

港湾受入れ設備の不十分性に関する容疑についての報告に対する調査結果に関する情報

8.22 港湾受入れ設備について、委員会は事務局が III 小委員会に提出した文書 (港湾受入れ設備に関する年次執行報告) において、港湾受入施設の不十分性に関する報告に対する調査の結果を含めるよう事務局に要請した。これは、プラスチックごみの引渡および処理に関するテーマの特定を促進することを目的とするものである。

船舶からの海洋プラスチックごみに関する IMO 研究の実施方法についての提言

- 8.23 委員会は、作業部会による以下の提言に同意した。
 - .1 十分な資金が入手可能であることを条件として、船舶からの海洋プラスチックごみに関するIMO研究を実施するために請負者のサービスを調達することが、本研究を実施するうえで優先される方法であること
 - .2 付託事項の 1 および 2 (文書 MEPC74/WP.10、附属書 1) (海洋プラスチックごみに対する船舶の寄与の理解に関するもの) については、十分な金融的な出資がなされることを条件として、最優先事項として実施するべきであること

- .3 追加の経済的出資がなされることを条件として、付託事項の 3(船舶からのプラスチックごみの保管、提供および受入れに関するもの)についても、実施するべきであること。
- 8.24 従って、委員会は加盟国とその他の利害関係者に対して、本調査の業務付託事項の完了を確保するために経済的出資を行うことによって、本研究を支援すること、ならびに、本作業を支援するために実施する関連の研究に関する情報を提供することを要請した。
- 8.25 請負者のサービスを調達するための十分な資金が取得されるまでの間、GESAMP WG43による作業が、本調査の付託事項の1および2への対応を開始することに留意して(なお、これは、すべての海洋由来源からの海洋プラスチックごみに関する既存の情報の総体に関する検討と分析ならびに、データギャップの評価に関するものである)、委員会は本研究を進めるうえでの GESAMP の作業の重要性を認識した。
- 8.26 この関連において、委員会は GESAMP WG43 作業に関しての MEPC75 に対する報告および、それに付随するプレゼンテーション(説明)を行うよう GESAMP に要請した。
- 8.27 委員会は、以下の点に合意した: 加盟国およびその他の利害関係者から十分な資金提供がなされ次第できるだけ早く、本研究の付託事項の1および2についての入札招聘書を発行するように事務局に要請することを検討すること。なお、この際選定された請負者による作業が GESAMP による作業と重複するべきでないことに留意するものとする。
- 8.28 従って、委員会は本研究の付託事項の3を検討するように、さらにGESAMPに要請した。なお、これはGESAMPが作業を進めるために実施することができる追加の作業があるか否かを判断することを目的とするものである。

規制上の枠組みマトリックス

8.29 船舶からの海洋プラスチックごみの問題に関連するすべての国際規制文書およびベストプラクティスを特定する規制上の枠組みマトリックス(文書 MEPC74/8、附属書 3)について、委員会は、以下の事項を行った。

- .1 加盟国および国際機関に対して、マトリックスに含めるための関連の情報 を事務局に提出するように要請した。これは、最新の資料としてマトリッ クスを維持することを目的とするものである。
- .2 新たな情報を受け取った際にマトリックスを更新することと、かかる更新について委員会に最新情報を必ず提供することを、事務局に対して要請した。
- .3 マトリックスを、参照資料として IMO ウェブサイト上に閲覧可能とするように事務局に許可した。なお、この際、マトリックスに含まれる情報については、参照用にすぎず、網羅的でないことを説明する追加の注を付するものとした。

漁具の偶発的な消失または排出についての報告

- 8.30 文書 MEPC74/8/3 に関連して、委員会は旗国による漁具の偶発的消失または排出に関する情報の提供についての中央的なリポジトリが有する潜在的なメリットについて、本作業部会が行った協議に留意した。
- 8.31 また、委員会は本作業部会による次の見解に留意した:漁具の偶発的消失または排出についての IMO に対する報告の義務化と、報告を促進するために GISIS 内に新たなモジュールを設けるように MARPOL の附属書 V を改正することについて、さらに検討するべきであること。
- 8.32 さらに、委員会は本作業部会による次の見解に留意した: MARPOL 附属書 V の規則 10.6 において現在定められている、漁具の偶発的な消失または排出の報告についての促進および強化に関する作業については、PPR 小委員会において進められるべきであること。
- 8.33 本作業部会が策定した、PPR 小委員会の作業範囲(MEPC74/WP.10、附属書 4、段落 7)を検討するにあたって、委員会はバヌアツの代表団による介入(これは、クック諸島およびその他のいくつかの代表団によって支持されている)に留意した。この介入は、文書MEPC74/8/3を検討し、最善の進め方を委員会に助言するように本作業部会に指示することは、MARPOL 附属書 V について、漁具の偶発的消失または排出についての報告を促進し強化するように改正するべきであることに委員会が原則として同意していることを黙示的に示しているという趣旨のものであった。検討を行ったうえで、委員会は次のとおり合意した: PPR 小委員会は、MARPOL 附属書 V および 「MARPOL 附属書 V の実施に関する 2017 年ガイドライン」(決議 MEPC.295(71))(いずれか該当するもの)をどのように改正するべきであるかについて検討するべきであること(なお、これは、改正するべきか否かとその方法についての検討ではない)。そのうえで、委員会は附属書 21 の段落 7 に定めるとおり、この点について、PPR 小委員会の作業範囲に合意した(段落 8.37 を参照)。
- 8.34 この文脈において、委員会は漁具の偶発的な消失または排出の既存の報告手続に関する関連の情報を、MEPC または PPR 小委員会の今後の会合に提出するように FAO に要請した。こうした情報にはシステムの課題およびメリットならびに、報告するべき消失の詳細を明確にするために役立てるべき情報が含まれるものとする。
- 8.35 また、委員会は漁具の偶発的消失または排出の報告手続に関する提案を PPR 小委員会に提出するよう、利害関係を有する加盟国と国際機関に対して要請した。なお、こうした提案には、かかるシステムの課題およびメリットならびに、漁船に対して報告を奨励するための既存の、そして潜在的な方法が含まれるものとする。

船舶からの海洋プラスチックごみに対処するためのIMO 戦略の策定

8.36 委員会は、「船舶からの海洋プラスチックごみに対処するためのアクションプラン」(決議 MEPC.310(73))に関連する作業を進めるうえでの本作業部会による進捗度に留意した。なお、この進捗は船舶からの海洋プラスチックごみに対処するための戦略において、以下の要素を含める作業の進展がなされたことによるものである。

- .1 行動計画における行動について、短期、中期、長期および継続的な分類に グルーピングして示す表 (MEPC74/WP.10、附属書 2)
- .2 行動計画に基づくフォローアップ行動の期限(工程表) (MEPC74/WP.10、附属書 3)

アクションプランにおける行動の促進

8.37 関連する短期の行動の作業を進めるために、PPR 小委員会、III 小委員会および HTW 小委員会による作業範囲について本作業部会がこれを策定済みであることに留意したうえで、委員会は、次の行動を起こした。

- .1 附属書 21 に記載するとおり、PPR 小委員会の作業範囲に合意した。また、PPR 7 の暫定議題にアウトプット 4.3 (船舶からの海洋プラスチック ごみに対処するためのアクションプランから発生するフォローアップ作業)を追加することに合意した。これについて、作業を完了するために 4 会合を割り当てた。
- .2 附属書 21 に記載するとおりに、III 小委員会の作業範囲に合意した。 III 7 (III 小委員会) の暫定議題にアウトプット 4.3 (船舶からの海洋プラスチックごみに対処するためのアクションプランから生じるフォローアップ作業) を追加することに合意した。これについて、作業を完了させるために 2 会合が必要とされるものとした。
- .3 アクションプランの研修の点に関して、附属書 21 に記載するとおりに HTW 小委員会の作業範囲に合意した。

8.38 アクションプランのアクション 10 および 11 (海上で消失したコンテナの義務的報告およびその位置の伝達方法に関するもの) について、委員会はその進め方として優先するべきことが、利害関係を有する加盟国と国際機関が、新規アウトプットについての提案を MSC に提出することであることに合意した。

8.39 アクションプランのアクション 10 および 11 の関連性については、CCC 小委員会および NCSR 小委員会に対して付託されていることを踏まえて、委員会は、CCC 小委員会と NCSR 小委員会に対して、船舶からの海洋プラスチックごみに対応するための海上でのコンテナ消失の問題の重要性に留意するよう要請した。これは、それらの専門性について今後求めていくことができるようにするためである。

8.40 アクションプランのアクション 12 (船舶から海洋に消失したプラスチック消費財の責任に対応するために最も適切な文書に関するもの) について、委員会はこれを進めるための優先的な方法が、利害関係を有する加盟国と国際機関が、関連の提案を法務委員会に提出することであることに合意した。

8.41 アクションプランのアクション 27 および 28 に関連して、委員会は、行動計画の実施の 進捗について、国連環境(UN Environment)、FAO、ユネスコの IOC およびその他の国連機関 との間で情報の交換を行うように事務局に指示した。なお、この情報交換については関係の協力メカニズム(GPML、UN-Oceans など)を通じるとともに、それぞれの統治機関(国連環境総会(United Nations Environment Assembly)および FAO 漁業委員会を含む)を通じて行うものとする。

通信部会の設置

8.42 船舶からの海洋プラスチックごみに対処するための戦略案について時間的制約があるために本作業部会が最終化まで行うことができないことに留意して、委員会はシンガポール¹ の調整の下で、船舶からのプラスチックごみに対応する戦略の策定に関する通信部会を設置することに合意した。なお、これは、以下の付託事項によるものである。

- 「.1 船舶からの海洋プラスチックごみに対処するための戦略案の策定。これにおいては、文書 MEPC74/8/2 を考慮に入れ、『*船舶からの海洋プラスチックごみに対処するための行動計画』*(決議 MEPC.310(73))ならびに文書 MEPC74/WP.10 の附属書 2 および 3 を基礎として用いるものとする。
- .2 MEPC75 に対して書面の報告を提出すること。」

9 特別海域、ECA および PSSA の特定ならびに保護

委員会は、文書 MEPC74/INF.5 (フランス)に留意した。これは、排出量削減シナリオに関連する地中海沿岸諸国における大気の品質に対するメリットの研究に関する情報を提供するものである。これは、使用する燃料の硫黄含有量を 0.5%から 0.1%に削減することと、ティア III エンジンについて一定量(50%または 100%)を装備することによって NOx 排出量を削減することに基づくものである。

10 污染防止·対応

PPR6 の結果

10.1 委員会は、汚染防止対応に関する小委員会の第6回会合(PPR6)の報告(文書 PPR6/20 および文書 PPR6/20/Add.1)について基本的に合意認し、第10.2 段落ないし10.27 段落に示すとおりの行動を起こした。

10.2 委員会は、文書 MEPC74/10 (事務局)の第2段落において列挙されるとおり、PPR6によって要請された行動の中で、以下の事項について留意した。

Samuel Soo 氏

First Secretary (Maritime) (第一秘書(海事担当))

High Commission of the Republic of Singapore (シンガポール共和国 高等弁務官事務所)

電話: +44 74 9896 6783

電子メール: Samuel SOO@mpa.gov.sg

¹ コーディネーター:

- .1 第 5 項および 6 項 (IBC コードの改正案に対する修正案に関するもの) について、議題項目 3 (義務要件の修正についての検討と採択)として検討したこと (段落 3.20 ないし 3.23 を参照)
- .2 第 10 項(「BWM 条約に関連する経験構築フェーズのためのデータ収集・ 分析計画」に関する BWM 通知の改定案に関するもの)については議題項 目 4 (バラスト水中の有害水中生物種)として検討したこと (段落 4.2 ないし 4.6 および 4.52 を参照のこと);
- .3 第 17 項ないし 26、28、29、34 ないし 36 項、ならびに文書 文書 MEPC74/10/1、文書 MEPC74/10/2、文書 MEPC74/10/3、 文書 MEPC74/10/4、文書 MEPC74/10/5、文書 MEPC74/10/6、 文書 MEPC74/10/7、文書 MEPC74/10/8、文書 MEPC74/10/10、 文書 MEPC74/10/11、文書 MEPC74/10/12、文書 MEPC74/10/13 および文書 MEPC74/INF.31(大気汚染および防止に関するもの)については、議題 項目 5 (大気汚染およびエネルギー効率)として検討したこと (段落 5.2 ないし 5.67 および 5.114 ないし 5.123 を参照)
- .4 第 27 項および 37 ないし 39 項、ならびに文書 MEPC74/INF.10 (小委員会の作業プログラムに関するもの) については、議題項目 14 (小委員会および下部機関による作業プログラム)として検討されたこと (段落 14.12 ないし 14.15、14.25 および 14.34 を参照)。

危険化学物質のバルク輸送

製品および洗浄剤の評価

- 10.3 液体物質の暫定的分類に関して、委員会は以下の事項を実施した。
 - .1 ESPH24 による製品の評価、ならびに文書 MEPC.2/Circ.24 のリスト1、2、3および5 (2018 年 12 月 1 日付発行分)へのそれらの追加について同意した。なお、すべての国々に有効で、有効期限内のものとする。
 - .2 ESPH24 による洗浄剤の評価に同意し、文書 MEPC.2/Circ.24 の附属書 10 にそれらが追加されたことに留意した。
 - .3 PPR6 における ESPH 作業部会による製品と洗浄剤の評価ならびに、 MEPC.2/Circular の次回改定版の附属書 1、3 および 10 (すなわち MEPC.2.Circ.25)にそれぞれ追加されることに同意した。なお、これは、 2019 年 12 月に発行予定である。

パラフィン類似製品に関する MEPC.2/Circular の適用

10.4 委員会は「パラフィン類似製品に関連する MARPOL 附属書 II および IBC コードに基づく液体物質の暫定的分類の実施に関するガイドライン」についての、MEPC.1/Circ.886 に合意した。

10.5 委員会は、IACS からのオブザーバーからの介入に留意した。この介入では、一部の旗国の当局において、上記の通知の段落5に列挙した既存の項目について、船舶の適合性証明書上、削除するべきであるとの見解を有することを指摘するものである。これは、通知の段落2におけるものと同じ貨物と重複しているのがその理由である。なお、一方で別の旗国の当局は、通知の段落5に列挙された項目については、現在の適合性証明に残すべきであるとしている。またこの点で、委員会はこれについては各行政当局の決定にゆだねるべきであるとする代表団の一人からの介入についても留意した。協議がなされたうえで、委員会は本件の検討を行うこと、またそれに従って委員会に助言するようPPR7に指示することに合意した。

バイオ燃料および MARPOL 付属書 I 貨物のブレンド輸送

10.6 委員会は、以下の点に留意した: PPR6 は、「石油およびバイオ燃料のブレンド輸送に関する 2011 年ガイドライン」(改正版(MEPC.1/Circ.761/Rev.1)に対する結果的な改正について(MEPC.2/Circular に、新たな附属書 12 (MARPOL 附属書 1の対象となる高エネルギー燃料)を追加したことの結果としてのもの)を行うことに合意済みであり、海上航行中におけるバルク液体貨物のブレンドと生産プロセスの禁止に関する SOLAS 規則 VI/5.2 の参照を追加済みであること。

10.7 そのうえで、委員会は文書 PPR6/20/Add.1 の附属書 3 に記載したとおりに、「バイオ燃料と MARPOL 附属書 I 貨物のブレンド輸送に関する 2019 年ガイドライン」についての通知案 MSC-MEPC.2 を、MSC101 による同時承認の取得を条件として合意した。

液体物質のバルク輸送に対する暫定的評価

10.8 委員会は、以下の点に留意した: IBC コードの 17 章、18 章、19 章および 21 章の改正 案(MEPC73 によって合意済みもの)が最終化された後に、PPR6 が、「*液体物質のバルク輸送の暫定評価に関するガイドライン*」(MEPC.1/Circ.512)の改定案を作成したこと。

10.9 検討がなされたうえで、委員会は、MEPC.1/Circ.512/Rev.1 として、「液体物質のバルク輸送の暫定評価に関するガイドライン」の改定版に合意した。なお、これには、IBC コードの 17 章、18 章、19 章および 21 章の改定と、複雑な混合物の評価に関するガイダンスを定める新たな 9 条を反映した改正が含まれるものである。

製品のカテゴリー化と分類

10.10 委員会は、以下の点に留意した: IBC コードの 17 章、18 章、19 章および 21 章の改定案 (MEPC73 により合意されているもの)の最終化の後に、PPR6 が IBC コードに基づく貨物要件の割り振りに関するこれまでのすべての関連の決定をまとめた、「*製品のカテゴリー化と分類に関する決定*」(BLG.1/Circ.33)の改正版を作成済みであること。

10.11 検討がなされたうえで、委員会は文書 PPR6/20/Add.1 の附属書 5 に記載のとおり、「*製品のカテゴリー化と分類に関する決定*」の更新版について、PPR.1/Circ.7として発行することについて、MSC101 による同時承認を条件として合意した。

AFS 条約の改正案

10.12 委員会は、AFS 条約の改正に関する専門部会(PPR6 において設置されたもの)の報告 (PPR6/20/Add.1、附属書 8)に留意した。

10.13 この点で、委員会は PPR6 が、以下の AFS 条約の改正案(専門部会が作成したもの)について合意済みであることについて、特に留意した。なお、これは MEPC74 による承認とその後の採択を目的とするものである。

- .1 AFS 条約の附属書 1 (汚染防止システムのコントロール)の改正案。これは、シブトリンのコントロールを AFS 条約に含めるものであって、文書 PPR6/20/Add.1 の附属書 1 ないし附属書 8 に記載のとおりである。 (PPR6/20、段落 6.11)
- .2 AFS 条約の附属書 4 の附属書 1 (国際汚染防止システム証明書(IAFSC)の モデル書式)についての改正案。文書 PPR6/20/Add.1 の附属書 2 ないし附 属書 8 に記載のとおりである。 (PPR6/20、段落 6.14 および 6.15)

10.14 委員会は、文書 MEPC74/10/9 (日本)について検討した。これは、AFS 条約の改正案に対する修正を提案するものであって、具体的にはシブトリンを含む既存の汚染防止システムの除去またはシーリングを義務付ける条項案の削除を提案しているものである。日本の代表団は、シブトリン含む汚染防止システムの適用および再適用の即時禁止を支持しているものの、これまでに汚染防止システムを適用したすべての船舶に対して、ブラストまたはシーラーコーティングを義務付けることを遡及的に行うことについては、さらなる慎重な検討を要するとの見解を表明した。

10.15 協議の過程において、委員会は多くの代表団が、以下の点を支持していることに留意した:シブトリンによる環境への悪影響に基づき、AFS 条約の附属書 1 にシブトリンを含むにあたっては、例外を設けないこと(このことは、PPR6 に提出された関連の文書に記載されており、MEPC73 から PPR6 へ送付された包括的な提案にも記載されている。なお、この包括的な提案には、AFS 条約の附属書 3 により求められるすべての情報が含まれている)。

10.16 また、委員会は多くの代表団から表明された次の見解に留意した:シブトリンを含む既存の汚染防止システムの除去またはシーリングを義務付ける規定の削除案は、AFS 条約の4(2)条に反するものである。この文脈においてまた、委員会は代表団の一人による次の介入にも留意した:有機スズ化合物を含む汚染防止システムのコントロールは、問題なく類似の方法で適用されてきており、文書の適用における一貫性を確保することが重要であると述べているもの。

10.17 対照的に、多くの代表団は次の見解を有している:文書 MEPC74/10/9 において提起されている懸念 (すなわち、バラストに含まれる健康および安全上のリスクや、シブトリンを含む汚染防止システムのためのシーラーコーティングの利用可能性に関する不確実性) については、妥当であって、さらなる検討を要する。

10.18 シブトリンを含む汚染防止システムのためのシーラーコーティングの利用可能性に関する懸念については、委員会は、IPPIC からのオブザーバーからの次の介入に留意した。その

介入は、それは、有機スズを含む汚染防止システムのための既存のシーラーコーティングには、シブトリンをシーリングする効果があることがあり、シブトリンをシーリングするその他のアプローチも存在しうる(例えばタイコート、プライマーやその他の汚染防止コーティングの重複塗装)ことを指摘するものであった。しかしながら、提供された製品が、基礎となるコーティングからのシブトリンが逸失するのを防止する効果を確保するためには必要な証拠が必要であることから、本件についてはさらなる検討のために、さらに時間が必要である。

10.19 協議がなされたうえで、委員会は、AFS条約の附属書 1 の改正案を PPR 7 に付託してさらなる検討を求めることに合意した。これには、AFS条約の 4(2)条と、文書 MEPC74/10/9 に定める附属書 1 の改正案との間の潜在的矛盾に対応すること、ならびに結果を緊急事項として MEPC75 に報告することが含まれていた。この点で、委員会は AFS条約の 4(2)条に関して PPR 7 に潜在的な法的助言を提供するよう事務局に要請した。

10.20 委員会は、シブトリンを活用した既存の汚染防止システム(船舶に適用されているもの)についての除去またはシーリングによる影響について情報をPPR7に提出するよう要請した。これにあたっては、文書 MEPC74/10/9 の情報について考慮に入れるものとした。

10.21 上記の決定に基づき、委員会は委員会が要請した行動のうちの行動項目 13、14、15 および 16 (AFS 条約の改正に関する文書 MEPC74/10 に記載するとおりのもの)の検討については、PPR7 の結果を MEPC75 が考慮に入れるまで延期することに合意した。

北極海域における船舶による燃料としての重燃料油の使用および輸送のリスクを軽減するための措置の策定

10.22 委員会は、「北極海域における船舶による燃料としての重燃料油の使用および輸送のリスクを軽減するための措置の策定」に関する新規アウトプットについての PPR6 による進捗に留意した。

重燃料油についての定義の作業

10.23 委員会は、PPR6 が策定した重燃料油についての作業用定義に留意した。これは、文書 PPR6/20 の段落 12.26 に記載されているとおりであり、以下に転記する。

「『*重燃料油』*とは、密度が、摂氏 15 度で 900 kg/m³以上、または、動粘度が摂氏 50 度で 180 mm²/s 以上である燃料油をいう。」

北極海域における船舶による燃料としての重燃料油の使用および輸送に対する禁止の影響に ついての分析方法案

10.24 委員会は、文書 MEPC6/20/Add.1 の附属書 16 に記載のとおり、北極水域における船舶による燃料としての重燃料油の使用および輸送に対する禁止の影響についての分析方法を承認した。

影響評価についての PPR 7 への提出

10.25 委員会は、PPR6 が以下の事項を実施済みであることに留意した。

- .1 この方法論が、規範的なものでなく指針となる文書であるべきことに合意したこと。これは、方法論において言及している項目および特定の詳細のすべてが、影響評価を実施する可能性があるあらゆる加盟国や機関に適用できるとは限らないからである。
- .2 この方法論(ただし、それに限らない)によって導かれる影響評価を PPR 7 に提出するよう要請した。

OPRC 条約および OPRC-HNS 議定書の実施

10.26 委員会は、文書 PPR6/20/Add.1 の附属書 17 に記載するとおり、「OPRC 条約とOPRC-HNS 議定書の実施に関する実務方法に関するガイド」を承認し、「IMO Publishing Service (IMO 出版サービス)」を通じて、このガイドの出版の準備を行うよう事務局に要請した。この点において、委員会はガイドの出版の準備を行うにあたって、適切な場合には特定された編集上の訂正を反映することを事務局に許可した。

10.27 この関連において、委員会は PPR 小委員会の行動を承認した。

- .1 OPRC 条約および OPRC-HNS 議定書の承認ならびに実施に関する未解決の 課題に対応すること (文書 PPR6/20、段落 15.11)
- .2 「OPRC 条約および OPRC-HNS 議定書の実施に関する実務方法のガイド」 が発行され次第、プロモ―ションを行うこと (文書 PPR6/20、段落 15.12)

11 その他の小委員会の報告

Ⅲ小委員会の結果

11.1 委員会は、文書 MEPC73/19 の段落 8.3 と 12.3 に記載のとおりに、MEPC73 において、 港湾受入れ設備の不十分性に対する疑念と、III5 (III 小委員会) の作業プログラムにから生じた緊急事項を検討したことを想起した。

11.2 同小委員会から委員会に対して要請された行動(文書 MEPC74/11、段落 3)について、委員会は、以下の事項を実施した。

.1 以下の点を想起したこと: MARPOL 附属書 VI の改正版に基づくポートステートコントロールに向けた 2009 年ガイドライン (2009 PSC ガイドライン) の改正案 (PPR6 が検討したもの) に関するポイント 3 について、議題項目 5 として取り上げたこと (段落 5.15 ないし 5.19 を参照のこと)。これについては、さらなる検討がなされたうえで、MARPOL 附属書 VI の 3 章に基づくポートステートコントロールに関する 2019 年ガイドラインに関して決議 MEPC.321(74)として委員会によって採択されたこと。(段落 5.118 と附属書 15 を参照)

.2 以下の点を想起したこと:港湾受入れ設備に関する GISIS におけるバラスト水に関する港湾受入施設の利用可能性に関する新たな欄を追加することに関するポイント 16 について、議題項目 4 として取り上げたこと。(段落4.33 および4.34 を参照のこと)

11.3 時間的な制約があることから、委員会は以下の行動項目を除く行動項目についての検討を MEPC75 に延期することに合意した:文書 MEPC74/11 (事務局)に列挙された段落 11.2 に定めるもの、文書 MEPC74/11/1 (マーシャル諸島ほか) および MEPC74/11/2 (事務局)。同時に、委員会は、III 5 の結果についての検討に基づき MSC 101 の指示に従って必要な行動を起こすよう、III 小委員会に指示した。

12 海洋環境保護のための技術協力活動

2020-2021 年の 2 か年のための ITCP にとってのテーマ上の優先項目

12.1 委員会は、2020-2021年の2か年のための統合技術協力プログラムについてのテーマ上の優先項目に関する文書 MEPC74/12 (事務局)に含まれる情報に留意した。その中でも、特に、2020-2021年の2か年のための現在の環境関連テーマの優先項目を保持したものの、上記で引用した文書の附属書において説明される変更案を検討した。さらに、委員会は、事務局による変更案では、次期2か年間にITCPが提供される際に、環境の保護に関連する最近の進展と発生した問題を反映するものとなることに留意した。

12.2 委員会は、2020-2021年の2か年における環境関連のテーマ上の優先項目を承認した。 これは、以下のとおりである。

- .1 MARPOL の実施について各国を支援すること。特に附属書 V および VI, ならびに関連の文書であり、とりわけ以下の事項である:船舶からの GHG 排出量削減に関する当初の IMO 戦略、0.50%硫黄規制についての一貫した実施、船舶からの海洋プラスチックごみに対処するための IMO 行動計画 (特に、廃棄物管理および港湾受入れ設備、極地コードの環境要件ならびに、特別海域および PSSA の要件に関するもの)。
- .2 BWM 条約の効果的で一貫した実施のための国家・地域の能力の強化と、地域協力の促進。特に、経験構築フェーズでの支援、および AFS 条約および 生物付着ガイドラインについてである。
- .3 船舶についての安全かつ環境上健全なリサイクルに関する香港国際条約の 批准および効果的な実施についての、国家・地域の能力の強化および地域 協力の促進

- .4 OPRC 条約と OPRC-HNS 議定書の実施について各国に対する支援;海洋汚染に対する準備態勢、対応および協力における地域協力の強化 (MARPOL に基づく非準拠排出により生じる場合のものを含む);油、有害危険物質(HNS)による汚染被害についての責任と補償に関する関係国際制度の実施の点への対応。
- .5 1972 年廃棄物などの廃棄による海洋汚染の防止に関する条約についての 1996 年議定書 (ロンドン議定書)の批准および実施に向けた能力開発による 各国への支援ならびに、海洋の保全および持続可能な統治を目的とした関係措置の実施における各国への支援。

12.3 委員会は、2020-2021 年の 2 か年についての ITCP の一部として検討および承認を行うことを目的として、2019 年 6 月に開催予定の技術協力委員会の第 69 回会合に対して、海洋環境に関するテーマ上の優先項目を付託することに合意した。

ITCP 活動と大型プロジェクトに関するアップデート

- 12.4 委員会は、特に、以下の文書において提供された情報に留意した。
 - .1 文書 MEPC74/12/1 および MEPC74/12/1/Corr.1 (事務局) (ITCP に基づき 2018 年に実施された海洋環境保護に関する IMO による 52 件の技術協力活動に関するもの)。これは、国連環境地域海洋プログラムと 連携してなされたものであり、また、IMO 大型プロジェクトに基づき提供 された活動である。
 - .2 文書 MEPC74/12/2 (事務局)。これは、「地中海のための地域海洋汚染緊急対応センター」(REMPEC)によって 2018 年後半において実施された活動の概要を示したもの。特に、OPRC-90 条約と OPRC-HNS 議定書に関連するものであり、さらに、地中海の港湾における船舶からの大気汚染の削減と、船舶生成の廃棄物の効果的な管理に関するものもある。
 - .3 文書 MEPC74/12/3 (事務局) (海洋環境の保護に関する大型技術協力プロジェクトとして継続中の 6 件に基づき実施された活動に関するもの。) すなわち、
 - .1 GEF-UNDP-IMO GloFouling パートナーシッププロジェクト
 - .2 GEF-UNDP-IMO グローバル海洋エネルギー効率パートナーシッププロジェクト(GloMEEP プロジェクト)
 - .3 海上海運業界における気候影響軽減のための能力開発に関する IMO 欧州連合プロジェクト (通称グローバル MTCC ネットワーク (GMN))

- .4 東南アジアの海洋の海洋環境保護に関する IMO-Norad プロジェクト(MEPSEAS)
- .5 バングラデシュにおける安全で環境に健全な船舶リサイクルに関する IMO-Norad プロジェクトのフェーズ II (SENSREC-フェーズII)
- .6 グローバルイニシアチブに関する IMO-IPIECA プロジェクト。西部・中央アフリカのためのグローバルイニシアチブ(GI WACAF)、東南アジアのためのグローバルイニシアチブ (GI SEA) および中国 GI (GI China) を含む。なお、これらはこうした地域における海洋油流出に備え、対応するための能力を強化することを目的とするものである。
- .4 文書 MEPC74/12/4 (事務局) (GloMEEP プロジェクトの枠組み内における、低炭素海運を支援するためのグローバル業界アライアンスの作業に関するアップデートを提供するもの)

油および HNS 汚染を含む事故の場合における準備態勢、対応および協力のための IMO による グローバルな能力開発枠組みに関する業界からの見地

12.5 委員会は、文書 MEPC74/12/5 (IPIECA)において提供された情報に留意した。この情報は、OPRC-90 条約および OPRC-HNS 議定書の実施について業界が支援する方法を含むものであって、特にグローバルイニシアチブ(GI)プログラムと、そのさまざまな地域プロジェクト (GI SEA および GI WACAF プロジェクトなど)を通じて行われるものである。また、委員会は、REMPEC および RAC/REMPEITC-Caribe などの地域センターに対する業界の支援を歓迎した。なお、こうしたセンターは国連環境(UN Environment)の地域海洋プログラムのそれぞれに基づき設置されたものである。

12.6 委員会は、文書において記載された取組み(IMO および IPIECA のもの)(特に、人的・経済的レベルにおけるもの)に関与し続けることが各国政府および業界に同様に継続的に必要であることに留意した。

13 新たな措置の実施のための能力開発

能力開発の影響の評価

13.1 委員会は、以下の点を想起した: MEPC73 (文書 MEPC73/19、段落 14.3)では、委員会の副議長に対して(議長と協議のうえ、事務局の支援を受けて)義務要件の修正に関連する能力開発の影響と技術支援の必要性に対する初期評価について今次会合に提出するように要請済みであること。

- 13.2 委員会は、文書 MEPC74/13 (副議長)を検討した。これは、上記に述べた初期評価の結果を提供するものである。そのうえで、委員会はこの文書の附属書 2 において、MEPC73 にて承認された義務要件の修正案の6点の影響について評価が記載されていることに留意した。
- 13.3 委員会は、これらの改正のうちの 4 点については、重大な能力開発の影響がないことが認定されたことに留意した。残りの二つの改正(特に、NOx テクニカルコード 2008 年版(電子記録簿と SCR システムの検証要件に関するもの)と、危険化学物質のバルク輸送を行う船舶の建造と設備に関するコード (BCH コード))については、何らかの能力開発要件があることが認定された。しかしながら、委員会はこれらの二つのケースについて、ITCP を通じて支援を要請することによって、技術支援要件が対応することができることに留意した。
- 13.4 MEPC73 において承認された、義務要件に対する改正に関連する二つの新規アウトプットの能力開発の評価 (MEPC74/13、附属書 3)について、委員会はこれらが重大な能力開発の影響を有さないことが認定されたことに留意した。
- 13.5 委員会は評価の結果を考慮に入れて、今次会合において特別能力開発ニーズ分析部会を設置する必要がないことに合意した。

新規アウトプットについての初期評価を取り止める提案

- 13.6 委員会は、義務要件の修正を提案する新規アウトプットに関連して必要となる能力開発の影響と技術支援の必要性についての初期評価を取り止めるとの MSC100 の決定に留意したうえで、これに従って、義務要件の修正に関連する新規アウトプットの能力開発の影響についての自らの評価を取り止めることに合意した。これは、変更またはその他の関連の義務要件が検討のために最終化される前に、新規アウトプットの影響を完全に評価することが困難であることを踏まえたものである。
- 13.7 MSC100 が、認定事項が「付加価値」またはそれに伴う行動につながるものであるか否かを判断するための従前の能力開発評価についての分析を MSC101 に提出するよう事務局に要請したことに留意して、委員会は、MEPC75 において、この分析の結果とともに、本件に関して MSC101 による結果としての決定についても検討することに合意した。
- 13.8 委員会は結論として、副議長に対して議長と協議のうえ、事務局からの支援を受けて、 MEPC75 にて採択する予定の義務要件の修正に関連する能力開発の影響または技術支援の必 要性についての初期評価を MEPC75 に提出するように要請した。

14 委員会・小委員会の作業計画

新規アウトプットの提案

14.1 委員会は、今次会合に提出される新規アウトプットの提案を評価するにあたって、委員会の作業方法(MSC-MEPC.1/Circ.5/Rev.1)の規定と、「*IMO の戦略計画の適用*」(決議A.1111(30))を考慮に入れた。

既存のアウトプット 1.26 の範囲について、MARPOL 附属書 IV の改定を含める形への拡大の 提案

14.2 委員会は、以下の文書を検討した。

- 1 文書 MEPC74/14 (ノルウェー)。これは、「下水処理プラントの排水基準と性能試験の実施に関する 2012 年ガイドラインの改正」 (決議 MEPC.227(64), (決議 MEPC.284(70))によりその適用における矛盾を軽減したバージョン)」の既存のアウトプットの範囲を拡大して、MARPOL 附属書IVおよび関連のガイドラインの改正を含めるようにする提案である。なお、これは船上の下水処理プラントの性能の監視・制御メカニズムを導入することを目的としたものである。
- .2 文書 MEPC74/14/6 (CLIA)。これは、文書 MEPC74/14 に対する意見を述べたものである。特に、既存船舶に対するこの提案の影響をより良く理解することが必要であると意見を述べており、MARPOL 附属書 IV の改正とその適用についての今後の検討は、新規に建造される船舶に限定するべきであると提言するものである。

なお、この提案に対する議長の初期評価(MEPC74/WP.3、附属書 2)も併せて検討した。

14.3 委員会は、以下の点を想起した:オランダが実施したサンプリング調査(文書 MEPC 67/8/1 および文書 MEPC71/INF.22)に基づき、サンプリングされた船舶の過半数は、要件を満たさない承認済の下水処理プラントから排水しており、この問題については型式承認プロセスだけでなく、メンテナンスおよび執行にも関連づけられていること。

14.4 ICS からのオブザーバーは、INTERFERRY からのオブザーバーからの支持を受けながら、以下のように意見を述べている: MARPOL 附属書 IV の改定案は、既存のアプトプットおよび要件を超えるものであって、新規アウトプットとして追加の科学的正当化や、影響の分析を必要とするものであって、委員会にそれを提出するべきである; さらに、全船舶を通じての新たな設備の改修によりいくらかの費用が生じることになり、記録維持の要件により乗組員にとっての管理上の負担という点で影響が及ぶことになる。

14.5 それにもかかわらず、委員会は文書 MEPC74/14 の提案について全般的な支持を得ていることに留意して、既存のアウトプット 1.26 の範囲を拡大して、アウトプットの表題を「下水処理プラントの生涯性能を確認するための記録保持と措置のための規定を追加するうえでの MARPOL 附属書 IV と関連のガイドラインの改定」に変更することに合意した。また、委員会は、ポートステートコントロールおよび人的要素(適切な場合)の問題に関する Ⅲ 小委員会と HTW 小委員会のインプットを求めるよう、PPR 小委員会に指示した。

14.6 潜在的な新たな要件が、新規船舶のみ適用されるのか、または新規船舶および既存船舶の双方に適用されるのかについて、委員会は本件に関する相反する見解に留意した。代表団の中には、新たな要件は、すべての船舶に適用するべきであるとの意見を述べており、別の代表団は、改正を適用するのが新規船舶であるのか既存船舶であるのかについてはケースバイケースにて決定するべきである(例えば、排水登記簿や管理計画の維持については、新規船舶と既存船舶の双方に適用することができる)との意見を述べる者もいれば、また、別

の代表団は既得権の原則(grandfathering principle)が確保されるべきであるとの意見を述べている。結果として、委員会は MARPOL 附属書 VI の改正案の適用についてしかるべく考慮に入れるよう PPR 小委員会に指示した。この際、船舶が不当に罰せられるべきでないとの原則を考慮に入れるものとした。

14.7 作業範囲(MEPC74/14、段落 16)には、MARPOL 附属書 IV の規則の改正だけでなく、下水記録簿と下水管理計画の関する関連のテンプレートまたはガイドラインの策定も含めるべきか否かという点についての説明を求める、IACS からのオブザーバーによる意見に留意したうえで、委員会は、この意見を PPR 小委員会に付託して、さらなる検討を求めることに合意した。

「EGCS からの水域への排水の放出(状態および地域を含む)に関する規則ならびに指針についての評価と調和化」に関する新規アウトプットの提案

14.8 委員会は、以下の文書を検討した。

- .1 文書 MEPC74/14/1 (オーストリアほか)。これは、「排ガス浄化システム (EGCS) からの水域への排水の放出(状態および地域に対するものを含む)に関する規則ならびに指針についての評価と調和化」に関する新規アウトプットを提案するものであって、EGCS 排水により海洋環境に与える潜在的な悪影響についての懸念、および排出を管理するための一方的な地域の措置に対応することを目的とするものである。
- .2 文書 MEPC74/14/7 および 文書 MEPC74/INF.27 (CLIA)。これは、文書 MEPC74/14/1 に関して意見を述べるものであって、特に、EGCS 排水の 研究 (文書 PPR6/INF.20)が未完成かつ未公表の状態になっていることを指摘している。この点については、文書 MEPC74/14/1 において参照されて いる。281 件の事例についての「EGCS 洗浄水」サンプル研究についても ハイライトしている。これは、クルーズ船から収集したもので、54 件の パラメーターに照らして(炭化水素や重金属を含む)分析したものである。
- .3 文書 MEPC74/14/8 (CESA)。これは、文書 MEPC74/14/1 について意見を述べたものである。特に、さらなる規制上の措置を取るとの決定を行う前に EGCS の排出による環境への影響に関するさらなる情報を収集する独立した調査の枠組みを提案し、新規アウトプット案の表題の変更について提案しているものである。
- .4 文書 MEPC74/14/9 (中国)。これは、EGCS からの排出水による環境への 影響を評価するにあたって考慮するべき要素と 4 つのステップによるアプローチを提案するものである。それは汚染物の算出、モデル水域の監視と 研究、実験室でのシミュレーション、および海洋の環境とエコシステムに 対する影響の評価から構成されるものである。

- 5 文書 MEPC74/INF.10 (パナマ)。これは、EGCS の環境への影響に関する文献レビューについての主要な認定事項をまとめたものであって、これは、パナマが委託して、米国のマサチューセッツ工科大学のチームが実施した。この結論としては、二つの分野についてさらなる科学的調査が必要であるとされた(すなわち、海洋生物および生物地球化学プロセスに対するEGCS 排水の排出の影響ならびに、EGCS を装備した船舶が大気排出に関して低硫黄燃料を用いる船舶と真に同等であるか否かという点)。
- .6 文書 MEPC74/INF.24 (日本)。EGCS からの排出水についての環境影響評価 に関する報告を提示するものであって、日本政府の政策決定にあたって用 いられたものである。EGCS からの排出水が海洋環境や海洋水中生物種に 与えるリスクについては、短期・長期の双方の見地から受入可能(もしく は、無視することができる)な範囲内であると結論づけているものである。

委員会は、これらの提案に対する議長の初期評価(文書 MEPC74/WP.3、附属書 2)も併せて検討した。

- 14.9 その後の議論では、特に以下の意見が出された。
 - .1 EGCS からの排水に関しての、調和化された一連の規則および指針を策定することが重要である。
 - .2 国内または地域での規制もしくは禁止の措置を各国が導入する傾向については、懸念される動きである。特に、科学的な背景情報や正当化理由が提供されていない場合。
 - 3 国内規則の導入を検討している国々は、それぞれが事前に影響評価を実施 するべきであり、IMOは指針を策定することによって、それらの活動につ いて助言や支援を行うべきである。
 - .4 MARPOL 附属書 I の規則 34 および MARPOL 附属書 II の規則 13 に従って、規制閾値未満に希釈化された汚染物の排出は許容されているものの、これは、規制対象の条件においては通常のものとなっている。例えば、船舶が、最寄りの陸地から一定の距離の沖合にある場合、および/または、船舶が一定の速度で進行している場合である。
 - .5 EGCS により排出される洗浄水による海洋環境に対する影響について、さらに明確性をもたらし、理解を助けるために、追加の科学的研究を行う必要がある。
 - .6 潜在的な研究によって、すべての代表的な分野を選択し、環境的な濃縮を 予測する国際的に受け入れられるモデル(例えば MAMPEC)を用いて、 水中だけでなく堆積物中においても汚染の汚濁負荷を評価するべきであ る。

- .7 EGCS からの洗浄水の排出を管理するための今後の規制上の措置については、しっかりとした科学的研究および証拠に基づくデータに基づくべきである。
- .8 自らの船舶に既に EGCS を装備している初期の輸送業者について、それらに対する加罰を避けるために、しかるべき考慮を行うべきである。
- .9 新規アウトプットの意図と範囲について、さらなる明確化をもたらすように精緻化するべきである。新規アウトプットは、異なる国内規則の問題に対応するべきであるが、グローバル基準の策定には対応するべきでない。なぜならそれについては、PPR小委員会において既にプロセスが進行しているからである。

14.10 パナマの代表団が行った声明については、要請により附属書 27 に記載している。

14.11 EGCS 排水の環境への影響に関する新規アウトプットについて全般的な支持が得られたことに留意したうえで、委員会は PPR 小委員会の 2020-2021 年の 2 か年の議題と、PPR7の暫定議題における「EGCS からの水域への排水の放出(状態および地域を含む)に関する規則ならびに指針についての評価と調和化」に関する新規アウトプットを基本的に承認した。なお、完了予定年を 2021 年とする。また、委員会は文書 MEPC74/14/1、MEPC74/14/7、MEPC74/14/8、MEPC74/14/9、MEPC74/INF.10、MEPC74/INF.24 および MEPC74/INF.27 をPPR 7 に付託し、さらなる検討を求めた。これは、アウトプットの表題と範囲を微調整して、それに従って MEPC75 に助言することを目的とするものである。

14.12 さらなる科学的研究が必要であることに対する意見が出されたことに関して、委員会は、次の事項を実施した。

- .1 MEPC73 において、GESAMP からのさらなる助言と関連させて、PPR6 に対して、以下の事項を行うよう指示したことを想起した: EGCS からの 排出洗浄水が追加のリスクをもたらす場合であっても、大気に対する汚染を軽減することの環境上のメリットが損なわれないという見解についての 検討。
- .2 以下の点に留意した: PPR6 が GESAMP において科学的文献のレビューを実施して、EGCS からの洗浄水の排出に対する環境上の影響に対するモデリング研究を監督することができるかについて検討して、PPR 7 に対してアップデートを提供するように事務局に要請したこと。

14.13 この文脈において、委員会は GESAMP の議長との協議の結果について事務局から通知を受けた。それは、特に MEPC から要請があれば、GESAMP が、EGCS 排水による環境への影響に関する入手可能な証拠を評価するためのタスクチームを設置することができることというものであった。なお、こうした証拠には以下に提出された研究や分析が含まれる:MEPC73、PPR6 および MEPC74 (すなわち、文書 MEPC73/INF.5、PPR6/INF.20、MEPC74/INF.10、MEPC74/INF.24 および MEPC74/INF.27)、タスクチームがアクセス可能な研究プロジェクトからのその他の分析および結果ならびに、目標物質の環境上の濃縮を予見する入手可能なシミュレーションの結果。また、委員会はタスクチームを設置するために、

適切な専門家を特定する必要があること、および十分な外部からの資金提供を確保する必要があることについて留意した。

14.14 上記の情報を検討したうえで、委員会は加盟国とその他の利害関係者から十分な外部の資金提供があることを条件として、事務局に対して以下の事項を行うよう要請した: GESAMP と連携して、段落 14.13 に定める活動を実施するために GESAMP タスクチームを設定して、タスクチームからその認定事項を PPR7 に報告するよう委員会が要請していることを伝達すること。

14.15 これに関連して、委員会は、できるだけ早く、GESAMP のタスクチームを設置する目的のために IMO に対して資金提供を行うよう、利害関係を有する加盟国とその他の利害関係者に促した。

北極での地域取決めの策定が行うことができるように MARPOL を改正するための新規アウト プットの提案

14.16 委員会は、文書 MEPC74/14/2 (カナダほか)を検討した。これは、北極地域の港湾を有する加盟国が、港湾受入れ設備についての地域取決めを締結することができるように MARPOL 附属書 I、II、IV、V および VI における関係の要件を改正するための新規アウトプットを提案するものである。また、この提案についての議長による初期評価(MEPC74/WP.3、附属書 2)を併せて検討した。

14.17 その後の議論では、委員会は特に脆弱な環境を保護することを目的として、北極の港湾受入れ設備のための要件を満たすことを確保するための実務的措置を行うことについて、多くの代表団が支持を表明したことに留意した。別の多くの代表団は、以下のように慎重な態度を示した:地域取決めが現時点で小島嶼開発途上国のみに適用されていることから、北極における地域取決めについての包括的な評価が必要とされている;これには、こうした港湾受入れ設備の場所をどこにするか、それらをどのように使用するか、またそれらが処理することができる水の種類はどのようなものかが含まれる。

14.18 この提案について全般的な支持が得られたことに留意したうえで、委員会は MEPC のポスト・2 か年議題において「北極地域の港湾を有する加盟国が、港湾受入れ設備についての地域取決めを締結することができるようにするための、MARPOL 附属書 I、II、IV、V および VI に対する必要な改正の策定」に関する新規アウトプットを含めることに合意した。これに伴い、関連する機関として PPR 小委員会を指名し、この作業の完成に 2 会合が必要とした。

有害危険物質の漏出への対応に関する運航上の指針の策定に関する新規アウトプットの提案

14.19 委員会は、文書 MEPC74/14/3 (トルコ)を検討した。これは、有害危険物質(HNS)の漏出に対する準備態勢および対応に関するグッドプラクティスをまとめた運航上の指針を策定するための新規アウトプットを提案するものであって、最新の技術を含む加盟国と機関からのこの分野での長年の経験を活用するものである。なお、提案に対する議長による初期評価(MEPC74/WP.3、附属書 2)についても併せて検討した。

14.20 この提案に対する支持がなされていることに留意したうえで、委員会はポスト・2 か年議題において「有害危険物質の漏出への対応に関する運航上の指針の策定」に関する新規アウトプットを含めることに合意した。なお、関連機関として PPR 小委員会を指定し、この作業の完了までに 2 会合が必要であるとした。

MARPOL 附属書 VI の規則 13.2.2 の改正に関する新規アウトプットの提案

14.21 委員会は、文書 MEPC74/14/4 (ノルウェー)を検討した。これは、ボイラーを交換する海洋ディーゼルエンジンの設置については交換用エンジンとみなすものとすることを明確にするための MARPOL 附属書 VI の規則を改正するための新規アウトプットを提案するものである。なお、この提案に対する議長による初期評価(文書 MEPC74/WP.3、附属書 2)についても併せて検討した。

貨物船の水密扉に関する規制上の要件の見直し

14.23 委員会は、文書 MEPC74/14/5 (リベリアほか)を検討した。これは、複数の IMO 義務 要件における貨物船の水密扉に関する義務的要件を調和化するという安全関連の問題に関する新規アウトプットの提案に関して、共同スポンサーが類似の文書(MSC 101/21/16)を MSC 101 に提出していたことを指摘したものである。さらに、委員会は、以下の点に留意した: MSC からの新規アウトプットの承認を目指しながらも、共同スポンサーにおいては、MSC が文書 MSC 101/21/16 の新規アウトプットの提案に同意(かつ、MARPOL と IBC コードを含む 関係文書の検討を SDC7 において開始するべきであることに同意)した場合には、MEPC が、2020-2021 年の 2 か年の議題における調整機関として表示されるべきであると指摘していること。

14.24 協議がなされたうえで、委員会は MSC がその 2 か年の議題に、提案された新規アウトプットを含めることを承認した場合には、MEPC が関連機関として関与されるべきであることについて基本的に合意した。

汚染防止対応(PPR)に関する小委員会

PPR 小委員会の 2 か年議題および PPR 7 の暫定議題

14.25 現行の2か年およびPPR7の暫定議題についての小委員会による2か年状況報告(文書 PPR6/20、附属書19および21)を検討し、今次会合においてなされた関連の決定を考慮に入れたうえで、委員会は、PPR小委員会の2か年議題と、PPR7の暫定議題を承認した。これらは、附属書22と23にそれぞれ記載されているとおりである。この関連において、委員会は、PPR7から発生する以下の事項については、緊急事項としてMEPC75によって検討されること(また、残りの事項については、MEPC76によって検討されること)を想起した。

- .1 BWM.2/Circ.70 についての変更(これは、 BWM 条約の規則 E-1 の改正案を踏まえたもの (段落 4.57 を参照)
- .2 AFS 条約の改正案。シブトリンのコントロールを含むもの(段落 10.19 を参照)
- .3 EGCS 排水の環境への影響の結果の検討 (段落 14.11 を参照)

貨物・コンテナの輸送(CCC)に関する小委員会

CCC 小委員会の2 か年の議題と CCC 6 の暫定議題

14.26 MEPC73 および MSC100 が CCC 小委員会の 2 か年議題と CCC 6 の暫定議題(文書 MSC 100/20、附属書 11 および 12)を承認済みであることを想起したうえで、委員会は、これらを確認した。

文書の実施(III)に関する小委員会

Bie III 小委員会の 2 か年議題および III 6 (III 小委員会) の暫定議題

14.27 MEPC73 および MSC 100 が III 小委員会の 2 か年の議題および III6 (III 小委員会)の 暫定議題(文書 MSC 100/20、附属書 11 および 12)を承認済みであることを想起したうえで、 委員会は、これらを確認した。

2018-2019 年の 2 か年における委員会のアウトプットの状況

14.28 通常の慣行に従って、作業の不必要な重複を避けるために、「IMO の戦略的計画の適用」(決議 A.1111(30))の段落 9.1 に従って、アウトプットの状況については、委員会の報告の附属書として会合の後においてのみ提出することを想起したうえで、委員会は、2018-2019年の 2 か年の MEPC のアウトプットの状況報告について留意するように協議会に要請した。なお、これは附属書 24 に記載のとおりである。

2020-2021 年の 2 か年の MEPC アウトプット案

14.29 委員会は、文書 MEPC74/WP.4 (事務局)を検討したうえで、2020-2021 年の 2 か年のの MEPC アウトプット案と、委員会のポスト 2 か年議題に関するアウトプットを承認した。これは、附属書 25 に記載のとおりである。また、委員会は今次会合の結果を考慮して、アウトプット(特に、新規アウトプットの提案)について検討し、適切な場合には必要な修正を行って、C122 に提出してその承認を求めるように事務局に要請した。

MEPC75 および MEPC76 の議題に含まれるべき項目

14.30 委員会は、文書 MEPC74/WP.5 を検討し、今次会合においてなされた決定を考慮に入れたうえで、MEPC75 および MEPC76 の議題に含まれるべき項目を承認した。なお、これは附属書 26 に記載のとおりである。

MEPC75 および MEPC76 の暫定開催日

14.31 委員会は、MEPC75 および MEPC76 について、それぞれ 2020 年 3 月 30 日から 4 月 3 日までと、2020 年 10 月 19 日から 23 日までにおいて開催することを暫定的に予定したことに留意した。

MEPC75 において設置される見込みの部会・グループ

14.32 委員会は、それぞれの議題項目においてなされた決定を考慮に入れて、以下の部会・グループが MEPC75 において設置されることを見込んだ。

- .1 大気汚染およびエネルギー効率に関する作業部会
- .2 船舶からの GHG 排出量の削減に関する作業部会
- .3 海洋プラスチックごみに関する作業部会
- .4 義務要件の修正に関する起草部会
- .5 バラスト水レビューグループ

通信部会

14.33 委員会は、以下の会合間通信部会を設置することを、それぞれの議題項目において決定済みであることを想起した。

- .1 GISIS における MARPOL 附属書 VI モジュールの強化に関する通信部会
- .2 EEDI 第4フェーズの潜在的導入に関する通信部会
- .3 船舶からの海洋プラスチックごみに対処するため戦略の策定に関する通信部会

会合間会合

14.34 委員会は、協議会から承認を受けることを条件として、以下の会合を開催することを承認した。

- .1 2020 年における ESPH 作業部会の会合間会合
- .2 船舶からの GHG 排出量の削減に関する会合間作業部会の第6回および第7回会合(それぞれ、2019年11月11日から15日までと、2020年3月23日から27日までで開催)

15 委員会の作業手続きガイドラインの適用

15.1 委員会は、以下の点を想起した: MEPC72 において、「2018 年から 2023 年までの 6 か年の IMO 戦略計画」に関する決議 A.1110(30)を考慮に入れて、自らの作業方法について検討し、2018-2019年の2か年において改定することについての A 30 からの要請を検討したこと。

15.2 さらに、委員会は、「*海上安全委員会と海洋環境保護委員会ならびにそれらの下部機関の組織化ならびに作業方法*」に関する MSC-MEPC.1/Circ.5/Rev.1 が、それに従って発行済みであることを想起した。

16 議長・副議長の選出

委員会は、手続の規則 18 に従って、2020 年の議長として H. 斎藤氏 (日本) 、2020 年の副議長として H. Conway 氏 (リベリア)を全会一致で再任した。

17 その他

17.1 時間的制約があることから、委員会は以下の文書の検討について MEPC75 に延期することに合意した:文書 MEPC74/17 (事務局)、文書 MEPC74/17/Add.1 (事務局)、文書 MEPC74/17/2 (カナダほか)、文書 MEPC74/17/3 (FOEI ほか)、文書 MEPC74/1NF.14 (CMS)、MEPC74/INF.15 (事務局)、文書 MEPC74/INF.16 (事務局)、文書 MEPC74/INF.28 (カナダ)、文書 MEPC74/INF.29 (オーストラリアほか)および文書 MEPC74/INF.36 (カナダ)。

17.2 香港条約に対する承認とその重要性に関する日本、マルタおよびICSの代表団による声明については、要請により附属書 27 に記載している。

17.3 カナダの代表団は、海中騒音に関する協議を進めるために、2019 年秋においてカナダが主催する政策会議の予定についての声明を行い、関心のある代表団に対して、希望する場合には、追加の情報を要請するように要請した。

18 他の IMO 機関に対する要請

- 18.1 協議会に対して、その 122 回会合において、以下の事項を行うように要請している。
 - .1 MEPC の第 74 回会合の報告を検討して、IMO 条約の 21(b)条に従って、総会 (Assembly) の第 31 回会合に対して、意見および提言を提出すること

- .2 委員会が、Ⅲ 小委員会に対して、第 2 回連結監査要約報告書を検討して、それに応じて MSC と MEPC に対して助言するように指示したこと(ただし、MSC101 による同時決定を行うことを条件とする)に留意すること)(段落 2.4)
- .3 委員会が、MARPOL 附属書 I、II、V および VI, the NO_x Technical Code 技術コード 2008、IBC コードおよび BCH コードの改正を採択したことに留意すること (セクション 3 および附属書 1 ないし 8)
- .4 バラスト水管理に関する問題について委員会が取った行動に留意すること。特に バラスト水管理システムの試運転試験と国際バラスト水管理証明書に関する、 BWM 条約の改正案の承認についてのもの(セクション 4 および附属書 9 ならびに 10)
- .5 船舶による大気汚染とエネルギー効率に関連する問題に関して委員会が取った行動に留意すること。特に、MARPOL附属書 VI に基づく 0.50%硫黄規制の一貫した実施に関する作業の完了、およびエネルギー効率設計指数(EEDI)第 3 フェーズの要件に対する大幅な強化を行うための MARPOL 附属書 VI の規則 20 と 21 の改正案の承認。(セクション 5 および附属書 11 ないし 16)
- .6 船舶からの GHG 排出量の削減に関連する問題に関して委員会が取った行動に留意すること。特に、第4回 IMO GHG 研究の付託事項の承認;GHG TC 信託基金の設立;「船舶からの GHG 排出量の削減に寄与するための港湾および海運セクターとの間での自発的協力を奨励することの加盟国への要請」に関する MEPC 決議の採択;ならびに、措置の候補による加盟国に対する影響の評価の手続に関する MEPC 通知の承認(セクション 7 および附属書 17 ないし 19)
- .7 船舶からの海洋プラスチックごみへの対応に関連する問題に関して委員会が取った行動に留意すること。特に、船舶からの海洋プラスチックごみに関する IMO 研究についての付託事項の承認;および作業を進捗させるための PPR 小委員会、III 小委員会および HTW 小委員会の作業範囲(セクション 8 および附属書 20 ないし21)
- .8 PPR6 の結果に関して委員会が取った行動に留意すること (セクション 10)
- .9 海洋環境の保護のための技術協力活動に関して委員会が取った行動に留意すること。特に、2020-2021 年の 2 か年のための環境関連のテーマ上の優先項目の承認 (セクション 12)
- .10 2020-2021 年の 2 か年の議題またはそのポスト 2 か年議題に、3 つの新規アウトプットをそれぞれ加えるとの委員会の決定について承認すること (段落 14.11, 14.18 および 14.20)
- .11 2 か年のための MEPC のアウトプットについての状況報告に留意すること(段落 14.28 および附属書 24)
- .12 2020-2021 年の 2 か年のための MEPC のアウトプット案に留意すること (段落 14.29 および附属書 25)

- .13 委員会が、MEPC75 と MEPC76 の議題に含むべき項目を承認したことに留意すること (段落 14.30 および附属書 26)
- .14 船舶からの GHG 排出量の削減に関する会合間作業部会の第6回および第7回会合 (それぞれ2019年11月11日から15日までと、2020年3月23日から27日まで 開催)ならびに、2020年における ESPH 作業部会の会合間会合について開催することを承認すること(段落14.34)

18.2 海事安全委員会に対しては、その 101 回会合において、以下の事項を行うように要請している。

- .1 第 2 回統合監査用報告を検討し、それに従って MSC と MEPC に対して助言を提供するように III 小委員会に指示するとの同時決定を行うこと (段落 2.4)
- .2 決議 MEPC.314(74), MEPC.316(74)および MEPC.317(74)によって、委員会が、電子記録簿の使用を許可するための MARPOL 附属書 I、II、V ならびに MARPOL 附属書 VI および NOx テクニカルコード 2008 年版の改正のそれぞれによって、MARPO に基づく電子記録簿の使用に関するガイドラインに関する決議MEPC.312(74)を採択したことに留意すること (段落 3.39、3.45、3.49 ならびに 3.51 および附属書 1、3、5 ならびに 6)
- .3 委員会が決議 MEPC.318(74)によって IBC コードの改正を採択し、決議 MEPC.319(74)によって BCH コードの改正を採択したことに留意すること (段落 3.53 ないし 3.57 および附属書 7 ならびに 8)
- .4 MARPOL 附属書 VI に基づく 0.50% 硫黄規制の一貫した実施に関して、
 - .1 硫黄含有量の規制を 0.50% m/m とする燃料油の供給と使用に関連する潜在的な安全性と運航上の問題に関する共同産業指針が、2019 年 8 月に公表される見込みであり、2019 年末までに E ラーニングコースが開発され、利用可能となることに留意すること (段落5.13)
 - .2 0.50%準拠燃料油に対して既存の ISO8217 海洋燃料基準を適用することについての指針を提供する公開仕様書(PAS) 23263 の作成に関して ISO からのオブザーバーが提供した情報に留意すること。この仕様は、2019 年内に発行見込みである。(段落 5.14)
 - .3 「船上で使用される燃料油の硫黄含有量の検証のための船上サン プリングに関する 2019 年ガイドライン」についての MEPC.1/Circ.864/Rev.1 を委員会が承認したことに留意すること (段落 5.29)

- .4 サプライヤーによる準拠燃料油の納入に関する MSC-MEPC 通知 案について同時承認を行うこと。これは、文書 PPR6/20/Add.1 の 附属書 14 において記載されたとおりであり、MSC101 による同時 承認が条件となっている。(段落 5.31 および 附属書 11)
- .5 委員会が、「船上で使用されるために納入された燃料油の世界平均 硫黄含有量の監視に関する2010年ガイドライン」の改正案を基本 的に承認したことに留意すること(段落5.56)
- .6 0.50% 硫黄規制の一貫した実施をさらに支援することを目的として、MARPOL 附属書 VI の規則 1、2、14 および 18、附属書 I ならびに附属書 VI の改正案を委員会が承認したことに留意すること(段落 5.116 および附属書 13)
- .7 「MARPOL 附属書 VI に基づく 0.50%硫黄規制の一貫した実施に 関する 2019 年ガイドライン」についての決議 MEPC.320(74) を委員会が採択したことに留意すること (段落 5.117 および附属書 14)
- .8 「MARPOL 附属書VI 3 章に基づくポートステートコントロールに 関する 2019 年ガイドライン」についての決議 MEPC.321(74)を委 員会が採択したことに留意すること (段落 5.118 および附属書 15)
- .9 「非準拠燃料油への対応に関する危機管理措置に関するポートス テートコントロールに関するガイダンス」についての MEPC.1/Circ.881 を委員会が承認したことに留意すること (段落 5.120)
- .10 「MARPOL 附属書 VI の燃料油サンプルに関する検証手続の早期 適用 (規則 18.8.2 または規則 14.8))」についての文書 MEPC.1/Circ.882 を委員会が承認したことに留意すること (段落 5.121)
- .11 「単一監視装置の事故の場合における継続的遵守の指標、および、EGCS がガイドラインの規定を満たさなかった場合における 行動の提言に関するガイダンス」についての MEPC.1/Circ.883 を委員会が承認したことに留意すること (段落 5.123)
- .12 「*加盟国/沿岸国のためのベストプラクティスに関するガイダン* ス」についての MEPC.1/Circ.884 を委員会が承認したことに留意 すること(段落 5.125)

- .5 MARPOL 附属書 VI の規則 18 の実施の強化に関して、
 - .1 「MARPOL 附属書 VI に基づく 0.50% m/m 硫黄規制の一貫した実施の理解の深化を促進するための GISIS における燃料油の入手可能性 と 品 質 に 関 連 す る デー タ の 報 告 」に つ い て の MEPC.1/Circ.887 を委員会が承認したことに留意すること (段落5.47)
 - .2 機能性を高めるために、MARPOL 附属書 VI の GISIS モジュール における規則 18.1、18.2.5 および 18.9.6 の、既存タブを更新する ように委員会が事務局に要請したことに留意すること (段落 5.49)
- .3 実行可能であれば、それに該当する、GISIS における追加の項目およびさらなる 使用可能性の改善を調査するために、MARPOL 附属書 VI の規則 18 に基づくデータ収集・分析に関する通信部会を委員会が設置したこと(事務局によって調整されるもの)に留意すること(段落 5.50)
- .4 GISIS において現在利用可能な燃料油の品質と入手可能性に関するデータの初期的な概観と、規則 18 と 14 に基づく義務を参照して GISIS の現時点での使用の概観について、MEPC75 に報告すること、ならびに、燃料油の安全性の問題に関する新たな GISIS モジュールについて行われた進捗について MSC101 に助言するように委員会が事務局に指示したことに留意すること (段落 5.51)
- .6 船舶からの海洋プラスチックごみに対処するための行動計画に基づく関連の短期的措置の作業を進めるための PPR 小委員、III 小委員会および HTW 小委員会の作業範囲について委員会が承認したことに留意すること(段落 8.37)
- .7 以下の点に留意すること:委員会が、海洋で消失したコンテナの通報義務とその位置の伝達方法についての進捗に関する MSC の今後の会合への新規アウトプットの提案を要請したこと、および船舶からの海洋プラスチックごみに対処するために海洋において消失したコンテナの問題の重要性について、その専門性を今後求めることができるように、CCC 小委員会と NCSR 小委員会に対して留意するように委員会が要請したこと。(段落 8.38 および 8.39)
- .8 *「バイオ燃料と MARPOL 附属書 I 貨物* とのブレンド輸送に関する 2019 年ガイドライン」についての MSC-MEPC.2 通知案について同時承認を行うこと(段落 10.7)
- .9 「製品のカテゴリー化と分類に関する決定」についての PPR1 通知の更新版を PPR.1/Circ.7 として発行することについて同時承認を行うこと (段落 10.11)
- .10 時間的な制約があることから、III5 (III 小委員会)の結果の検討を MEPC75 にまで委員会が延期し、MSC101 の指示に従って必要な行動を取るように III 小委員会に委員会が指示したことに留意すること(段落 11.3)

- .11 以下の点に留意すること:義務要件の修正に関連する新規アウトプットの能力開発上の影響の評価を取り止めることに委員会が合意したこと(これは、改正やその他の関連の義務要件が検討のために最終化される前に、新規アウトプットの影響を完全に評価することが困難であることを踏まえたものである)(段落 13.6)
- .12 以下の点に留意すること: MSC101 が複数の IMO 義務要件における貨物船の水 密扉に関連する義務的要件の調和化の安全性に関する問題についての文書 MSC 101/21/16 (リベリアほか)に記載された新規アウトプット案を承認した場合にお いて、MEPC が関連機関として関与するべきであることに基本的に合意したこと。 (段落 14.23 および 14.24)
- 18.3 技術協力委員会に対して、第69回会合において次の事項を行うように要請している。
 - .1 以下の点に留意すること:委員会が、GHG TC 信託基金(任意マルチドナー信託基金)を設置する付託事項を承認したこと。なお、この基金は、当初戦略の実施を支援するために IMO の技術協力と能力開発を持続させることを目的とするものである。さらに、委員会が信託基金を設置し、それに従って協議会に報告するよう事務局長に要請したこと。 (段落 7.9 および附属書 17)
 - .2 以下の点に留意すること: 2020-2021 年の 2 か年の環境関連のテーマの優先項目を委員会が承認したこと。なお、これは TCC69 による検討を求めて、2020-2021 年の 2 か年に向けた ITCP の一部として承認を受けることを目的とするものである。(段落 12.2 および 12.3)
 - .3 以下の点に留意すること:委員会が ITCP および外部のソースを通じて資金提供を受けた主要なプロジェクトに基づき、2018 年に実施した海洋環境の保護に関連した IMO の技術協力活動に関して提供された情報に留意したこと(段落 12.4)
- 18.4 簡易化委員会に対して、第44回会合において次の事項を行うように要請している。
 - 1 以下の点に留意すること:委員会が、決議 MEPC.314(74)、 MEPC.316(74)および MEPC.317(74)によって、電子記録簿の使用を認めるための、MARPOL 附属書 I、II、V および MARPOL 附属書 VI、ならびに、 NOx テクニカルコード 2008 年版の改正をそれぞれ採択したこと、および決議 MEPC.312(74) によって、「MARPOL に基づく電子記録簿の使用に関するガイドライン」を採択したこと。 (段落 3.39、3.45、3.49 ならびに 3.51 および附属書 1、3、5 および 6)
 - .2 以下の点に留意すること:委員会が、「*船舶からの GHG 排出量削減に寄与するための港湾および海運セクターとの間での自発的協力を奨励することの加盟国への要請*」に関する決議 MEPC.323(74)を採択したこと。(段落7.28 および附属書 19)

(本報告の附属書は、文書 MEPC74/18/Add.1 (附属書 1 ないし 3、5、6、および、 9 ないし 27)および MEPC74/18/Add.2 (附属書 4、7 a および 8)として発行されている。)

2. 第7回汚染防止・対応小委員会 (PPR7) について

第7回汚染防止・対応小委員会(PPR7)では、主に国際海運からの温室効果ガス削減 戦略、バラスト水処理設備の設置期限、船底防汚塗料規制、海洋プラスチックごみ問題 への対応等について審議が行われた。

本次会合の審議概要(出典:国土交通省 プレスリリース)を、次頁以降に示す。なお、本報告書の原文及び各議題に対する提案文書については、IMO の web サイト (http://docs.imo.org/)を参照のこと。

2.1 PPR7の議題 (仮訳)

- 1 議題の採択
- 2 他の委員会の決定
- 3 化学物質の安全及び汚染災害、IBC コード改正の検討
- 4 バラスト水のサンプリング及び分析に係るガイダンス
- 5 バラスト水処理設備 (BWMS) の型式承認のための生存生物の計数に用いられる手 法のガイダンス
- 6 化学物質シブトリンの AFS 条約規制対象への追加
- 7 有害水生生物の移動を最小限に抑えるための船体生物付着の制御と管理に関する 2011年のガイドライン
- 8 船舶から排出されるブラックカーボン (BC) による北極域への影響の検討
- 9 船舶の未使用燃料油の船内サンプリングに関するガイドライン
- 10 廃棄物の船上ガス化システムに関する基準の検討
- 11 2015 年スクラバー (EGCS) ガイドラインの見直し
- 12 EGCS からの排水に関する、条件と地域を含む規則とガイダンスの評価と調和
- 13 船舶用ディーゼルエンジンのエンジン動作プロファイルに関する NOX テクニカル コードの修正
- 14 北極海域における重質油 (HFO) の燃料油としての保持禁止
- 15 IBTS ガイドラインの見直し及び IOPP 証書・油記録簿の改正
- 16 ふん尿等浄化装置の生涯性能の確認及び記録管理と措置の規定導入ガイドライン
- 17 船舶からの海洋プラスチックごみに対処する行動計画に関するフォローアップ
- 18 IMO の環境関連条約の規定の統一解釈
- 19 PPR の 2 か年計画及び PPR 8 の議題の検討
- 20 2021年の議長・副議長の選出
- 21 その他 (Part II: バラスト以外)
- 22 海洋環境保護委員会への報告

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

令和2年2月25日 総 合 政 策 局 海洋政策課 海事局 海洋·環境政策課

科学的根拠に欠ける船舶の環境規制の導入を日本が阻止

~ IMO(国際海事機関)汚染防止・対応小委員会第7回会合(2/17-21) 開催結果 ~

船舶の国際的な環境規制を審議する本会合では、船底防汚塗料に関する国際条約の 強化(規制対象物質の新規追加)が大きな影響が想定される重要な論点となりました。 全船において対象物質を含む過去の塗装の除去(遡及適用)を強硬に主張する欧州諸 国に対し、日本が環境保全効果や実効性の観点から規制対象を合理的な範囲に絞込む 必要性を指摘した結果、内航船・小型船への遡及適用は除外することとなりました。

本会合の主なポイントは以下の通りです。

1.船底防汚塗料に関する国際条約(AFS条約[※])の強化

- 海洋環境への有害性が認められているシブトリン塗料の使用禁止を審議しました。
- 欧州諸国は、全船への一律適用(過去の塗装除去等を 含む)を強硬に主張し、条約改正を押し切ろうとしま したが、日本は、①経年後の塗装中の対象物質は微小 であるとの調査結果、②内航船や小型船は過去の塗装 履歴を確認できないことを示し、規制対象を合理的な 範囲に絞込む必要性を指摘しました。
- この結果、内航船・小型船は新規塗装のみが、大型外 航船は最も外層の塗装(直近塗布分)と新規塗装のみ が規制対象となりました。これにより、船舶所有者の 負担を最小化しつつ、海洋環境を効果的に保全するこ とが可能となります。





塗装の成分調査

|2.排出ガス洗浄装置(スクラバー)に関する排水規制|

- 近年、一部の国・地域が、科学的根拠なく排出ガス洗浄装置からの排水を一方的に禁 止する地域規制を導入しており、海運業界への正当性の認められない負担増が懸念 されています。
- 日本による上記の問題提起や提案を受け、IMOにおいて、スクラバー排水規制の調和 に向け、環境影響評価等に係るガイドラインを策定することとなりました。

この他、バラスト水処理設備試験方法の合理化などを審議・決定しました。詳細は別紙 をご参照ください。



<問合せ先> 代表 03-5253-8111 総合政策局 海洋政策課 大西 (内線:24-362)

海事局 海洋・環境政策課 齋藤、下窪 直通:03-5253-8266 FAX:03-5253-1549 直通:03-5253-8118 FAX:03-5253-1644 (内線: 43-926)

污染防止·対応小委員会第7回会合(PPR7)

主な審議結果

1. 船底防汚塗料に関する国際条約(AFS条約)の強化

船舶の底面には、海中生物の付着等を防止するための防汚塗料が使用されています。この、防汚塗料の使用による海洋環境への悪影響を防止するため、2001年の船舶の有害な防汚方法の規制に関する国際条約(AFS条約)により、TBT(トリブチルスズ)などの有機スズ化合物の使用が禁止されています。さらに、IMOでは、新たに、海洋環境への有害性が認められているシブトリン(通称イルガロール)を含む塗料を同条約に基づく使用禁止の対象とすることについて検討を行っています。

今次会合では、シブトリンを含む塗料の使用禁止に伴う規制対象船舶の範囲が大きな論点となりました。欧州諸国は、全船への一律適用(過去の塗装除去等を含む)を強硬に主張し、条約改正を押し切ろうとしましたが、我が国は、①経年後の塗装による環境影響は微小であるとの調査結果、②内航船や小型船は過去の塗装履歴を確認できないことを示し、規制対象を合理的な範囲に絞込む必要性を指摘しました。

この結果、シブトリンについて、規制の適用対象は以下の通りとなりました。

- ① 新規の塗装:外航船・内航船ともに禁止*。
- ② 過去の塗装:内航船は適用除外。

外航船は、最も外層の塗装(直近塗布分)について、

- 400 総トン以上:除去又は溶出防止塗料の上塗り
- 400 総トン未満:沿岸国が認めれば、適用除外

※既に、我が国の塗料メーカーは、シブトリンを含む防汚塗料の製造を近年より自主的に中止 しています。

今般合意した条約改正案に基づき、本年 3 月の IMO 海洋環境保護委員会 (MEPC 75) で条約 改正の審議を行い、2022 年 7 月に条約改正が発効する予定です。

|2.排出ガス洗浄装置(スクラバー)関係|

(1) スクラバー排水の影響評価とルールの調和

近年、一部の国・地域が、科学的根拠なくスクラバーからの排水を一方的に禁止する地域規制を導入しており、海運業界への正当性の認められない負担増が懸念されています。

一方、我が国は、生物試験や成分分析、シミュレーションによるスクラバーの排水の環境影

響に関する検証を行い、短期的にも長期的にも環境に影響を与える可能性は著しく低いとの結論に至っています。また、この検証結果をIMOで紹介し、不合理な地域規制に対する問題提起を行ってきました。今次会合では、我が国からは、各国が地域規制を導入するにあたって、我が国で実施したような科学的根拠に基づいた透明性のある環境影響評価を行うことを求めるガイドラインの作成を提案しました。

審議では、IMO の国際基準とは異なる科学的根拠が示されていない地域規制の乱立に懸念や不満を有する国や業界団体、主権を有する自国領海内において独自の地域規制を設定しており IMO や他国等から干渉を受けることを阻もうとする国、及び、スクラバー排水の禁止を推進しようとする環境団体等の様々な利害がからみ、議論は紛糾しました。最終的には、信頼性のある世界統一的な手法に基づき環境影響評価を行い、その結果、科学的見地から正当化される規制が導入されるべきという観点に一定の共通点が見いだされ、規制の導入や見直しを検討する際の指針となる、環境影響評価等に関するガイドラインを作成することを合意しました。ガイドラインの内容については、2021 年開催の次回会合(PPR 8)において審議を行う予定です。

(2)スクラバー検査方法等の見直し

PPRでは、数年にわたり、スクラバーの検査方法等を定めたガイドラインについて、用語の明確化等を検討しています。今次会合では、これまでの議論や提案された内容を踏まえ、用語の明確化等に合意し、ガイドラインの改正案を最終化しました。

今般合意したガイドライン改正案に基づき、本年3月のIMO海洋環境保護委員会(MEPC 75)で審議・採択を行う予定です。

3. バラスト水管理条約の運用について

バラスト水*中に含まれる水生生物が本来の生息地ではない海域に移入・繁殖することによる生態系への悪影響を防止するため、2017年に、バラスト水管理条約が発効しました。この条約に基づき、外航船は、バラスト水処理設備を搭載することが義務付けられます。

※バラスト水…船舶の安定性を保つために荷物量等に応じて「重し」として出し入れする海水

今次会合では、バラスト水処理設備を船舶に搭載した後に行う試運転時の試験方法を審議しました。一部の国や団体が、船上で再度、陸上試験で既に行われた型式承認試験と同等の基準適合性の厳密な検証を求めることを主張し、この意見が通った場合には、一定以上の微生物を含んだ試験水を船内バラスト水タンクに準備の上、処理設備を作動させ、その処理水のサンプルについて研究所での詳細な分析が必要となりかねない状況でした。

しかしながら、我が国が、そのような意見の非合理性*を指摘した結果、造船所周辺の水を使用した<u>簡易的な試験方法とする</u>ことに合意しました。この結果、造船所や船舶所有者への大きな負担と時間のロスを回避することができました。

※バラスト水処理装置は、既に条約に基づき、陸上で厳密な性能試験を経て型式承認されているため、 船舶への搭載時に同様の試験を課すことは非合理。

|4. 北極海における重質燃料油の規制について|

北極海における事故等による重質燃料油の流出が、同海域の環境に多大な影響を及ぼしうる 懸念が欧州諸国や米国等から示されています。このため、重質燃料油の北極海における保持・ 使用の禁止を視野に、重質燃料油の定義、重質燃料油の保持・使用措置導入による影響評価 法、北極海における重質燃料油の流出リスクを低減するためのガイドラインについて、前回 会合より検討を開始しました。

今次会合では、北極海における重質燃料油の保持・使用を禁止する MARPOL 条約改正案を作成し、今年 10 月に開催される IMO 海洋環境保護委員会(MEPC 76)に承認を求めることになりました。今次会合で作成した条約改正案によると、本規制は 2024 年 7 月以降(MARPOL条約等で定められている燃料油タンクの保護(二重底)に関する規定に適合する船舶は 2029年 7 月以降)に適用されることとなります。また、北極海における重質燃料油の流出リスクを低減するためのガイドラインについては引き続き検討を行うことになりました。

5. 船舶からのブラックカーボン排出抑制手法について

船舶からのブラックカーボン(BC:燃焼で発生する黒いすす)が北極域の氷雪融解や地球温暖化の一因であるとの問題意識から、PPRで、BC排出量の計測手法や削減手法等の検討を行っています。

今次会合では、BC 計測手法及び削減対策に関する更なる検討のため、次回会合までの間に E メールによる通信部会 (コレスポンデンス・グループ) を設置して検討を進めることに合意しました。

6. ふん尿等浄化装置の検査方法等の見直しについて

船上で発生するふん尿等の汚水の処理方法の一つとして、IMO が定める技術基準に適合した 「ふん尿等浄化装置」を用いる方法があります。

今次会合では、当該装置についての<u>技術基準や検査方法を強化</u>するとともに、<u>汚水の管理のための手引書や記録簿の作成の義務化</u>、また、<u>処理水の水質のモニタリングの義務化</u>等を求める提案を審議しました。審議の結果、これらの提案等を踏まえた適切な規制のあり方及びそのための MARPOL 条約附属書 IV 等の改正案について、<u>次回会合までの間にEメールによる通信部会(コレスポンデンス・グループ)を設置して検討を進めることに合意しました。</u>

7. 海洋プラスチックごみ問題について

近年、海洋プラスチックごみは国際的な環境問題として関心が高まっています。このうち、

船舶からの投棄については、IMO が対策を講じており、既に国際条約により全面禁止されています。2018 年 10 月の MEPC 73 では、これら対策の実効性を強化するための今後の行動計画「アクションプラン」を決定しました。持続可能な開発目標(SDGs14)の目標年である 2025 年までに、これらのアクションの実行を目指すこととされています。

今次会合では、「アクションプラン」に関連した漁具の偶発的な流出時の報告*の促進のための MARPOL 条約附属書 V の改正等について議論が行われました。審議の結果、今次会合では結論を出さず、Eメールによる通信部会(コレスポンデンス・グループ)を設置し、引き続き、次回会合までの間に検討を行うことに合意しました。また、港湾における廃棄物受入施設の適切な整備等を各国に促す MEPC 回章案を作成しました。

※MARPOL 条約附属書 V 第 10 規則により、漁具の偶発的な流出又は排出であって海洋環境又は航行に相当な脅威をもたらすものは、旗国等に通報することが義務付けられている。

以上

IMO汚染防止・対応小数画化 (PPR) の熱敷

国際海事機関(IMO) <u>汚染防止・対応小委員会(PPR)</u> は、海洋汚染や大気汚染等 こ関する技術的な事項を検討・審議する※。

※PPRIは、IMOの小委員会として技術的な検討・審議を行い、その結果を踏まえて、海上安全委員会 (MSC) や 海洋環境保護委員会(MEPC)において条約の採択等を行う。 バラスト水管理、ブラックカーボン、排ガス洗浄装置(スクラバー)、海洋プラスチッ クごみ等の環境に関する多岐に亘る議題が扱われている。

無線通信·搜索救助小委員会(NCSR) 人的因子訓練当直小委員会(HTW) 泲染防止·対応小委員会(PPR) 船舶設計·建造小委員会(SDC) IMO規則実施小委員会(III) 貨物輸送小委員会(CCC) 粉(SSE) 船舶設備小委員 航行安全· 海洋環境保護委員会(MEPC) 海上安全委員会 (MSC) 員会(TC) 易化委員会(FAL) 法律委員会(LEG) 技術協力委 邻 빠 畑 邻 簃

【2020年の会合予定

PPR第7回会合(バラスト水管理、ブラックカーボン、スクラバー等に関する技術的事項を検討・審議) 2月17日-2月21日

3月30日-4月

海洋環境保護委員会(MEPC)第75回会合(PPRで検討した事項を正式に承認・採択) 3 E

3 調査研究事項

化学物質及び油流出対応の技術開発等について

1. はじめに

海難が発生し化学物質及び油流出等が生じれば、周辺一帯の環境及び人体への大きな影響が懸念されるため、海難の未然の防止が最も重要であることは言うまでもない。万が一発生してしまった化学物質及び油流出の被害を最小限に留めるには、海難発生時における適切かつ速やかな対応が求められ、また海難発生後においても、継続的なモニタリングの実施、回復状況のフォロー等の様々な対応が必要となり、それらの対応を支える技術開発が進められている。

本年度は、2019 年 10 月 21 日から 23 日にかけてシンガポールで開催された International Chemical And 0il Spill Conference And Exhibition に参加し、化学物質及び油流出対応の技術開発のシンポジウムに参加するとともに、世界で最も交通の多い水路の一として広く知られているマラッカ・シンガポール海峡における船舶からの化学物質の流出事故対応訓練を見学して、化学物質及び油流出対応の国際的動向の調査を行った。

2. 化学物質及び油流出対応の技術開発のシンポジウムについて

Farrer Park 駅近辺の One Farrer Hotel 6 階会議室にて、10月21日及び22日の09:00~17:00にそれぞれ開催された。参加者は世界20カ国から計約300名が参加、なかでも中国及び韓国からの参加者が多数見受けられた。40名を超える発表者により約15のケーススタディや海洋汚染防止を目的とした最新技術の紹介が行われた。

シンポジウムはシンガポール港長の Niam Chiang Meng 氏による挨拶をもって開催された。同挨拶では海洋汚染防止には、ヒューマンエラーを減らし、互いに海洋汚染防止への責任感を共有することがいかに重要であるか熱弁された。

港長の挨拶後から 2 日目 17:00 のシンポジウム終了まで、ケーススタディを交えながら海洋汚染に関する様々な産業の代表者によるパネルディスカッションが行われた。海洋汚染防止活動に携わる企業・研究者等の各代表者への会場から、本シンポジウム専用のスマートフォンアプリを用いて質問が行われ、代表者によって質問に関する見解が話された。全体的によく挙がった話題としては、自律運航船の開発が進む昨今においては海洋汚染にも IoT や AI の技術活用が必要であり、そのための技術開発が日夜行われているとのことだった。本パネルディスカッションにおいては多数の海洋汚染防止資材メーカー等が参加していた為、活発な意見交換がなされた。



パネルディスカッションの合間には海洋汚染資材産業の各社から新技術等の宣伝が行われた。特に会場の目を引いたものは HARBO 社の最新型オイルフェンス(T-FENCE)である。重さ 22kg の高さ 70cm、幅 40cm、奥行 67cm 程のカートリッジ内に、折りたたまれたオイルフェンスが 25m相当分収納されており、緊急時の展張作業を非常に効率的に進めることができるというものである。本オイルフェンスは、長さの制限なく同タイプの別のオイルフェンスと繋げることが可能である為、数百m分のオイルフェンスを場所が取られずに保管できるとのことであり、こうした有用性の高さから、欧州諸国では既に使用されているとのことである。

その他、人工衛星を利用して海面に漏れ出した油の監視を行い、流れ着く先への警告や対応準備を促すネットワークシステムの紹介や、IoTを用いて船内バルブの開閉確認を行うシステム等、最新技術が多々紹介された。





(出典: Harbo Technologies(https://www.harbo-technologies.com/))



3. 訓練見学会について

Pasir Panjang フェリーターミナルから約2海里程沖合に位置するSudong 錨地付近で、シンポジウムで紹介された最新型オイルフェンス展張の訓練見学会が行われた。前日までのシンポジウムに参加した者から約80名が参加し、また他の海洋汚染防止団体も併せて参加した為、計150名程度の規模による訓練見学会となった。

訓練はシンガポール沖に仮泊した実際のケミカルタンカーを用い、同ケミカルタンカーから化学物質が漏れ出したという想定で実施され、化学薬品等処理対応船や消防船も使用された。

上記の最新型オイルフェンスは使い勝手が良い様子が見て取れ、非常に短い時間で同 ケミカルタンカーを囲むようにオイルフェンスが展張された。

また、消防船による怪我人を想定した救助訓練も、オイルフェンスの展張作業と併せて非常に速やか迅速に行われており、最新技術による緊急時対応の進化を感じることができた。

しかし、作業にあたる者のうち防護服を着ていたのはケミカルタンカーの船員のみで あったため、漏洩した物質によっては危険であるように感じる部分も見受けられた。



4. おわりに

海洋汚染防止資材メーカーだけでなく、対応システムを開発する IT 会社まで、海洋汚染防止に携わる技術者や研究者は世界中に見られる。海上への化学薬品等の流出防止対策をはじめ、海上に流出してしまった場合の対応が、いかに迅速かつ円滑に行われることができるかが被害拡大防止の鍵となっている。

本シンポジウム等にて共有された知見や紹介された各国の技術は、化学薬品等の流出による被害拡大防止の一助となり、必要不可欠な要素である。ただし、緊急時にはこうした各社の最新技術の有効な活用が必要なことはもちろん、関連する各社・各団体の連携もまた必要不可欠であり、日常から信頼関係を構築する重要性が感じられる。

今後も本シンポジウム等の海洋汚染防止研究の場において発信される最新情報等を注 視し、国内関係者へ情報を提供したい。

4 調査研究委員会

- · 第1回委員会議事概要
- •第2回委員会議事概要

「海事の国際的動向に関する調査研究(海洋汚染防止関係)」第1回委員会 議事概要

1. 日時: 2019年4月25日(木)14時00分~16時00分

2. 場所:日本財団ビル 2階 会議室

3. 出席者:添付参照

4. 会次第:

- (1) 挨拶
- (2) 委員紹介
- (3) 委員長の選出
- (4) 議事
 - ①2019 年度事業実施計画について
 - ②IMO 第6回汚染防止・対応小委員会 (PPR6) の審議結果について
 - ③IMO 第74回海洋環境保護委員会(MEPC74)対処方針について
- (5) その他

5. 資料:

- (1) MP19-1-1 第 1 回委員会 議事次第
- (2) MP19-1-2 委員名簿
- (3) MP19-1-3 2019 年度海事の国際的動向に関する調査研究委員会 (海洋汚染防止) 実施計画 (案)
- (4) MP19-1-4 IMO 第 6 回汚染防止・対応小委員会 (PPR6) の審議結果
- (5) MP19-1-5-1 IMO 第 74 回海洋環境保護委員会(MEPC74)主な論点と対応
- (6) MP19-1-5-2 IMO 第 74 回海洋環境保護委員会 (MEPC74) 対策資料委員紹介

6. 開会等:

第 1 回委員会の開催にあたり、公益社団法人 日本海難防止協会 大久保安広専務理事が挨拶を行った。次に、事務局より配布資料の確認および出席者の紹介が行われた後、本年度委員会の委員長として東京大学大気海洋研究所 国際連携研究センター 道田豊委員が選任された。

7. 議事概要:

(1) 2019 年度事業実施計画について

資料「MP19-1-3 2019 年度海事の国際的動向に関する調査研究委員会(海洋汚染防止)

実施計画(案)」について事務局より説明が行われ、特段の意見等は無かった。

- (2) IMO 第6回汚染防止・対応小委員会 (PPR6) の審議結果について
 - 資料「MP19-1-4 IMO 第 6 回汚染防止・対応小委員会 (PPR6) の審議結果」について 国土交通省総合政策局海洋政策課 大西泰史氏より説明が行われ、次のとおり質疑応 答がなされた。
- ①【城田委員】スクラバー排水の影響可能性調査について、4 頁に「調査会は、スクラバー排水が短期的にも長期的にも海生生物や水質へ影響する可能性は著しく低いと結論」と記載されている。海生生物への長期的な影響調査であれば、対象の海生生物に対する世代を超えた蓄積評価が必要であり、海生生物の食物連鎖への全体的な影響を評価するものと考えているが、どのように評価されたのか。
- ○【国土交通省海事局 齋藤氏】排水曝露試験については、採取したサンプリングから毒性値を計算し、放置された時間に応じて海生生物が死亡する割合を計算した。その結果に基づき、船体からの排水の希釈率を勘案して長期的な影響を判断した。生物濃縮等は検討していない。
- ○【城田委員】承知した。
- (3) IMO 第74回海洋環境保護委員会 (MEPC74) 対処方針について

資料「MP19-1-5-1 IMO 第 74 回海洋環境保護委員会 (MEPC74) 主な論点と対応」について国土交通省海事局海洋環境政策課 齋藤直宏氏および国土交通省総合政策局海洋政策課 大西泰史氏より説明が行われ、次のとおり質疑応答がなされた。

- ①【南委員】バラスト水処理装置試運転時のサンプル分析について、既に型式承認を得た バラスト水処理装置に対して試運転時に改めて D-2 基準適合確認を行う意義が不明で ある。したがって本対処方針を支持するが、この条約改正案はどのような背景で挙がっ たものなのか。
- ○【国土交通省総合政策局 大西氏】この主張は ICS(国際海運会議所)から挙がったものである。船舶を運航する上で、PSC の要求によりバラスト水のサンプリング分析が行われるが、事前に本船側でもサンプリング分析を行いたいという主旨である。分析方法は海水中に生物がいない場合や、逆に海水が極端に汚い場合等もあり、分析結果に一定の信頼性を持たせることは困難であるが、そうした事情を承知しつつも、一度はサンプリング分析を行っておきたいと強く主張されてきた。その結果、簡易的なサンプリング分析で良しとするものの、各船にバラスト水処理装置を設置する度に試運転時にサンプリング分析を行うべきとなったという経緯である。
- ○【南委員】承知した。そのような経緯であれば、ある程度了承できるが、混乱が生じないようにしていただきたい。PSC がバラスト水処理装置の作動状態が正常か否かをどのように認証するかについての議論は、条約の検討が始まった当初から行われてきてお

- り、サンプリング分析方法について決定されつつあるが、このサンプリング分析方法の 有効性は今後決定されるということか。
- ○【国土交通省総合政策局 大西氏】サンプリング分析方法の有効性については、現在は 経験蓄積期間である。サンプリング分析を行った結果が基準値を超えた場合でも、現時 点では停船やバラスト水の陸揚げ、バラスト水処理装置の交換等を求めることは無く、 バラスト水は寄港国が認める範囲で排出して構わないこととされている。現段階で経 験値を蓄積することにより、必要に応じ条約の見直しを行うこととされている。
- ○【南委員】承知した。基準を満たすバラスト水処理装置が正常に作動しており、その記録が残されていれば、PSC が同記録を確認することで良しとすることができれば理想的である。しかしながらまだその段階ではないので、今後も注視していただきたい。
- ②【山地委員】救助艇等の特定の船舶に対するバラスト水管理条約の適用除外について、 今回はトルコ等の意見に基づき、救助タグボート等が対象とされているが、既に条約採 択時点で適用除外とされている船の例があれば教えていただきたい。
- ○【国土交通省総合政策局 大西氏】50m未満の救助艇とプレジャーボートについては、同等の適合性を確保するとして認められており、可能な限りバラスト水の交換をすることとされている。ただし、ロシアやトルコでは50mを越える救助艇が存在するため、今回適用除外が提案されている。
- ○【山地委員】軍艦等の国が保有する船は適用除外とされているのか。
- ○【国土交通省総合政策局 大西氏】官庁船が免除されるということはなく、具体的な船舶は明記されていない。(注:後日確認したところ、条約において軍艦や官庁船は免除されている。)
- ○【山地委員】承知した。
- ③【道田委員長】EGCS(排出ガス洗浄装置)排水の環境影響について、CLIA(クルーズライン国際協会)がドイツ調査は不適切としているが、その根拠は何か。
- ○【国土交通省海事局 齋藤氏】ドイツ調査では、重金属やPAH(多環式芳香族炭化水素)の値の計測が行われたが、サンプル数が5つのみであり母体数が不十分であるため、CLIA は信頼性が疑われるのではないかと指摘している。また、計測対象が重金属とPAHのみであれば、それらを基に環境影響の評価を行うことはできず、曝露試験等による生態系への影響についても、ドイツ調査では言及されていないため、規制強化を検討するには不適切であると指摘されたものである。
- ④【山地委員】資料 6 頁の主な提案文書に、「故障時、適合油を所持していなくとも deviation を求めず次の港で速やかに修復 or 適合油を補油することを認める。」と記載

されている。EGCS を使用する前提であれば、非適合油を使用するものと理解しているが、資料6頁の「適合油を補油することを認める。」とは、非適合油のタンクに適合油を補油して使用することを認めるということか。

- ○【国土交通省海事局 齋藤氏】速やかに修復できない場合は、適合油を補油して使用することを認めるという主旨である。「deviation を求めず次の港で〜補油することを認める」とは緊急的に近くの港に入港しなければならないという意味ではなく、本船航海計画上の次の港において適合油を補油することを認めるという意味である。仮に次の港において EGCS を修復できれば、非適合油の補油は認められる。
- ○【山地委員】次の港において EGCS を修復できなければ、適合油を補油し EGCS を使用せずに、非適合油と適合油の混合油を使用できるということか。
- ○【国土交通省海事局 齋藤氏】同提案文書には記載されていないが、基準を満たしている油の使用であれば、その理解で問題無い。
- ○【山地委員】承知した。
- ⑤【南委員】資料6頁の主な提案文書に、「短期(故障発生[1]時間以内)の基準超過の場合は主管庁への通報を省略しても良い。」と記載されているが、1時間の根拠は何か。
- ○【国土交通省海事局 齋藤氏】根拠は特段無いが、排出は5分毎に記録されるため、10 回連続して記録にエラーが出続ける場合は故障、10 回以内にエラーが無くなれば誤作動と判断することができる。10 回程度のエラーの時間を合計すると1時間となる。また、船社からも1時間であれば妥当であるとの意見をいただいている。
- ○【南委員】エラーか否かを判断するために1時間とされているということか。
- ○【国土交通省海事局 齋藤氏】その通りである。
- ⑥【南委員】船舶からの海洋プラスチックごみ関係について、日本としては実施できる調査から確実に進め、データや結論を積極的に取得したい旨を主張していただきたい。報告対象とする流出漁具の大きさは、どの程度小さなものまでとするかが定義されなければ、規制するには時期尚早と考える。
- ①【城田委員】現在問題とされている海洋プラスチックごみは目に見える大きさのものと考えているが、船舶由来のものには防汚塗料や樹脂、マイクロプラスチック等の目に見えないものも存在している。それらの影響は現時点で問題とされていないという理解で良いか。
- ○【国土交通省総合政策局 大西氏】マイクロプラスチック等については、現時点でその 影響が不明確であるため、調査の対象とするものの、直ちに削減対策を導入するという 検討段階には至っていない。ただし、今回の IMO スタディー等の調査でもマイクロプラ スチック等の実態や影響を把握すべきとされており、問題意識は持たれている状況で

ある。

- ○【城田委員】承知した。
- ⑧【道田委員長】資料 9 頁のバヌアツからの提案文書に、漁具流出時に IMO への報告義務を追加すると記載されているが、本件は「IMO として実態を把握すべきではないか」という議論になることが予想されるため、対応をご検討いただきたい。
- ○【国土交通省総合政策局 大西氏】承知した。
- ⑨【道田委員長】船体付着(AFS 条約)について、日本は「流出防止塗料の利用可能性が不明」等の問題を指摘しているが、これらの問題について条約改正の提案国はどのように考えているのか。
- ○【国土交通省海事局 齋藤氏】条約改正の提案国はおそらく実態や影響を把握しておらず、シブトリンの危険性のみを考えており、例えば実際の除去作業等は業界に一任するつもりなのではないかと推測している。流出防止塗料の供給量について過去に議論になったが、5年間あれば何らかの方法が見つかるのではないかと見越しているという意見だった。また、シブトリンが5年以内に防汚塗料に溶け出すのではないかという議論になったこともあるが、IPPIC(国際塗料委員会)によると科学的に証明することは難しいという結論に至った。
- ○【道田委員長】承知した。
- ⑩【環境省水・大気環境局 村田氏】日本の船舶において、シブトリンはどの程度使用されているのか。
- ○【国土交通省海事局 齋藤氏】過去に使用された防汚塗料を調査したところ、約 1~2 割の防汚塗料の製品に使用されていたとのことである。
- ○【道田委員長】今の日本の提案は、新規の防汚塗料としては使用されないということ か。
- ○【国土交通省海事局 齋藤氏】その通りである。
- ⑩【南委員】AFS条約改正の提案国は、条約改正の影響を理解しているのか。遡及的に行うということであれば、現在運航されている船舶にも影響し、世界経済が混乱するおそれがある。対応方針のとおり、実効性をどれ程担保できるかという主張をしていただきたい。
- ○【道田委員長】シブトリンを使用している国の使用実態等が明らかになれば、議論の方 向性が変わる可能性もある。議場での情報収集をお願いしたい。
- ○【国土交通省海事局 齋藤氏】承知した。塗料メーカーを通じて情報を得ているが、例 えばヨーロッパの塗料メーカーによると、ヨーロッパ圏内ではシブトリンを含む塗料

の販売は禁止されているとのことであるが、ヨーロッパ圏外に出て販売している場合 もあるとのことである。

8. 閉会等:

議事が全て終了し、事務局に進行が返され第1回委員会が閉会された。

以上

出席者

委員氏名	所属
道田 豊	東京大学大気海洋研究所 国際連携研究センター 教授
三村 治夫	神戸大学大学院 海事科学研究科 教授
山地 哲也	海上保安大学校 海上警察学講座 教授
南清和	東京海洋大学学術研究院 海事システム工学部門 教授
大森 彰	一般社団法人日本船主協会 常務理事
見上 博	日本内航海運組合総連合会 調査企画部 審議役
武田 克巳	一般財団法人日本海事協会 材料艤装部 主管
<i>(代)</i> 小林 敬幸	一般財団法人日本海事協会 材料艤装部長
古賀 定治	一般財団法人日本船舶技術研究協会 基準・規格グループ 基準ユニット長
桐明 公男	一般社団法人日本造船工業会 顧問
城田 英之	国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 環境・動力系 環境影響評価研究グループ長
貴家誠	全国漁業協同組合連合会 漁政部 部長代理
木上 正士	一般社団法人大日本水産会 事業部 部長
山本 英貴	国土交通省 総合政策局 海洋政策課長
<i>(代)</i> 大西泰史	国土交通省 総合政策局 海洋政策課 海洋政策渉外官
<i>(随)</i> 酢谷 真巳	国土交通省 総合政策局 海洋政策課 海洋渉外調査官
<i>(随)</i> 森岡 裕詞	国土交通省 総合政策局 海洋政策課 国際係長
<i>(随)</i> 矢加部 文	日本エヌ・ユー・エス株式会社 環境評価ユニット コンサルタント
(隨)関 香奈子	日本エヌ・ユー・エス株式会社 環境調和ユニット
石原 彰	国土交通省海事局 海洋·環境政策課長
<i>(代)</i> 齋藤 直宏	国土交通省海事局 海洋·環境政策課 専門官
長井 総和	国土交通省 海事局 外航課長
斎藤 英明	国土交通省 海事局 船舶産業課長
重富 徹	国土交通省 海事局 検査測度課長
中﨑剛	国土交通省 港湾局 海洋·環境課長
<i>(代)</i> 下川 大和	国土交通省 港湾局 海洋·環境課 専門官
石崎 憲寛	海上保安庁 警備救難部 環境防災課長
<i>(代)</i> 山根 佳裕	海上保安庁 警備救難部 環境防災課 専門官
富山 新一	海上保安庁 海洋情報部 環境調査課長
<i>(代)</i> 松本 敬三	海上保安庁 海洋情報部 環境調査課 主任環境調査官
熊谷 和哉	環境省 水・大気環境局 水環境課長
<i>(代)</i> 村田 陽介	環境省 水・大気環境局 水環境課 海洋環境室 審査係長
<i>(随)</i> マルティネス リベラ リリアナ	(株)環境計画研究所 アナリスト
高瀬 美和子	水産庁 増殖推進部 漁場資源課長
<i>(代)</i> 魚谷 敏紀	水産庁 增殖推進部 漁場資源課 生態系保全室 室長
<i>(随)</i> 山本 隆久	水産庁 增殖推進部 漁場資源課 生態系保全室 課長補佐
<i>(随)</i> 豊嶋 彩香	水産庁 增殖推進部 漁場資源課 生態系保全室 係員

事務局氏名			所 属
大久保 安広	公益社団法人	日本海難防止協会	専務理事
大内 勝美	公益社団法人	日本海難防止協会	海洋汚染防止研究部長
原口 啓太朗	公益社団法人	日本海難防止協会	研究員

「海事の国際的動向に関する調査研究(海洋汚染防止関係)」第2回委員会 議事概要

1. 日時: 2020年2月6日(木)14時00分~16時00分

2. 場所:海事センタービル 4階 401・402会議室

3. 出席者:添付参照

4. 会次第:

- (1) 委員紹介
- (2) 議事
 - ①第1回委員会議事概要(案)について
 - ②IMO 第74回海洋環境保護委員会 (MEPC74) の審議結果について
 - ③IMO 第7回汚染防止・対応小委員会 (PPR7) の対処方針について
- (3) その他

5. 資料:

- (1) MP19-2-1 第 2 回委員会 議事次第
- (2) MP19-2-2 委員名簿
- (3) MP19-2-3 第1回委員会議事概要(案)
- (4) MP19-2-4-1 IMO 第 74 回海洋環境保護委員会 (MEPC74) の審議結果
- (5) MP19-2-4-2 船舶からの海洋プラスチックごみ対策 IMO 戦略案
- (6) MP19-2-5-1 IMO 第7回汚染防止・対応小委員会(PPR7)主な論点と対応方針
- (7) MP19-2-5-2 IMO 第7回汚染防止・対応小委員会 (PPR7) 対策資料

6. 開会等:

第2回委員会の開催にあたり、事務局より委員・関係官庁の交代者の紹介および配布資料の確認が行われた後、本年度委員会の委員長である東京大学大気海洋研究所 国際連携研究センター 道田豊委員の進行の下、議事が進められた。

7. 議事概要:

(1) 第1回委員会議事概要(案)について

資料「MP19-2-3 第1回委員会議事概要(案)」について事務局より説明が行われ、特段の意見等は無かった。

(2) IMO 第74回海洋環境保護委員会 (MEPC74) の審議結果について

資料「MP19-2-4-1 IMO第74回海洋環境保護委員会(MEPC74)の審議結果」および「MP19-2-4-2 船舶からの海洋プラスチックごみ対策 IMO戦略案」について国土交通省総合政策局海洋政策課 大西泰史氏より説明が行われ、特段の意見等は無かった。

- (3) IMO 第7回汚染防止・対応小委員会 (PPR7) の対処方針について 資料「MP19-2-5-1 IMO 第7回汚染防止・対応小委員会 (PPR7) 主な論点と対応方針」 および「MP19-2-5-2 IMO 第7回汚染防止・対応小委員会 (PPR7) 対策資料」について、 国土交通省海事局海洋・環境政策課 齋藤直宏氏および国土交通省総合政策局海洋 政策課 大西泰史氏より説明が行われ、次のとおり質疑応答がなされた。
- ①【南委員】バラスト水処理装置のサンプリング分析手法について、対処方針に異論は無い。しかし、何のために長い期間をかけて議論してきたかのかと呆れてしまうような提案文書が提出されている。サンプリングをどのように行うかは、条約を検討する初期段階で非常に重要視されていたが、当時は結論が出なかった。現状においてはサンプリングについて罰則を科さないという検討段階であるのにもかかわらず、厳しい条件を提案することはいかがなものかと考える。IMOにおいて、バラスト水処理装置はどのように見られているのか。装置に信頼性が無いため、厳しい条件の提案文書が提出されているということなのか。装置に疑義があるのであれば、Non-Ballast 船等の新たな手法を早急に検討しなければ、本件が収束することはないのではないか。
- ○【国土交通省海事局 齋藤氏】ご指摘のとおりであると考えている。バラスト水処理装置の信頼性については、不具合の情報を収集しているところである。装置のコミッショニング時に不具合が見つかった等の報告が挙がっており、装置の信頼性については今後確認しなければならないと考えている。EBT において各国が不具合の情報を収集することとなったが、他国が実際に情報を収集しているかは不明である。また、各国が装置の信頼性について議論を要しているのかについては、憶測であるが、コミッショニングテスト時の分析機関との関係が関連しているのではないかと考えている。例えば中国等には淡水域にも造船所があり、その付近の水を使用して装置のコミッショニングテストを行うことが自然であると考えられるが、同国は分析機関で分析を行うとしており、装置の信頼性というよりはビジネスを絡めて考えているように推測される。装置に信頼性が無いということであれば、ご指摘のとおり条約を改正する必要があると考えている。
- ○【南委員】承知した。本件については以前から各国の思惑が絡んできていたように感じられる。ようやく船での運用まで検討が進んだので、条約の実効性を担保しなければ結果は見えてこないことを主張して頂きたい。
- ②【三村委員】バラスト水処理装置の型式承認について、2頁のフランスの提案文書中の

次世代 ATP は、プランクトンとバクテリア、特にバクテリアは腸内細菌、大腸菌及びコレラ菌があるが、その3種のみを計測することはできないため、意味が無いと考える。 対処方針に異論は無い。

- ○【国土交通省海事局 齋藤氏】ご指摘のとおりであると考えている。詳細分析よりも過 大評価となることの妥当性の検討を追求したい。
- ③【三村委員】船底塗料(AFS 条約)について、なぜシブトリンが検討されることになったのか。
- ○【国土交通省海事局 齋藤氏】シブトリンがコアな生態系に影響を及ぼし、毒性が 蓄積される物質であるため、人体への直接的な影響については報告されていないが、 毒性の影響を受けた魚介類等を捕食することで、人体にも影響が及ぶ可能性がある ため検討されることになった。
- ④【南委員】海洋プラスチックごみについて、通報対象となる漁具のサイズはどの程度か。
- ○【国土交通省総合政策局 大西氏】提案文書によれば、漁具のサイズを問わず通報 対象とする改正案になっている。我が国としては、当該提案は現実的ではないと考 えている。
- ○【南委員】漁具のサイズは非常に幅があり、種類も多い。日本として「これぐらいのサイズを通報対象とした方が良いのではないか」という提案を考えた方が良いのではないか。船底塗料(AFS条約)についても共通するが、現実的ではないという意見を述べるのみでは、日本が環境負荷について何も考えていないようなイメージを各国に与えかねないため、何らかの策を検討する必要があると考える。対処方針に異論は無いが、議論の推移を見て対応頂きたい。
- ○【道田委員長】昨今の国際情勢を考えると、海洋プラスチックごみの削減に反対する国は無いと考えるが、実効性の無いことを決めても意味が無いので、具体的に役に立つ情報を収集し、実効性のある方針を取るべきと考える。日本として、実効性を上げるための提案等もできれば良いと考える。
- ○【貴家委員(代:藤田氏)】漁業者がライン1本の流出から通報することは実効性に欠けると考える。日本には小型の漁船が多いが、海外には1000 t 以上の大型の漁船があり、漁具や漁法も異なると認識している。その点も含めて慎重に検討頂きたい。
- ○【国土交通省総合政策局 大西氏】承知した。本件については、ご指摘を踏まえて 水産庁とも検討・調整の上、共同で対応させて頂く。
- ⑤【南委員】船舶からのプラスチックごみ問題とは、海洋にマイクロプラスチックがある ため、船舶は対処するようにという趣旨であると考えるが、多くは陸上からのマイクロ プラスチックであると思う。今後、本件がエキサイトすれば、船で使用されるシャンプ

ーに含まれるマイクロプラスチックをどのように処理するか等という議論になりかね ないため、議論の推移を注視して頂きたい。

○【道田委員長】資料「MP19-2-3 第1回委員会議事概要(案)」のとおり、小さいサイズのプラスチックごみも視野に入れている人もいるため、今後グレーウォーター等にも含まれるファイバー等も議論対象になりかねないため、今後の対処方針のためにも、各国がどのように考えているかという情報を収集して頂きたい。

8. 閉会等:

議事が全て終了し、事務局に進行が返され第2回委員会が閉会された。

以上

出席者

委員氏名	所 属
道田 豊	東京大学大気海洋研究所 国際連携研究センター 教授
三村 治夫	神戸大学大学院 海事科学研究科 教授
山地 哲也	海上保安大学校 海上警察学講座 教授
南清和	東京海洋大学学術研究院 海事システム工学部門 教授
大森 彰	一般社団法人日本船主協会 常務理事
<i>(代)</i> 武居 弘基	一般社団法人日本船主協会 課長代理
見上 博	日本内航海運組合総連合会 調査企画部 審議役
武田 克巳	一般財団法人日本海事協会 材料艤装部 主管
古賀 定治	一般財団法人日本船舶技術研究協会 基準・規格グループ 基準ユニット長
<i>(代)</i> 河井 裕介	一般財団法人日本船舶技術研究協会 基準・規格グループ 基準ユニットスタッフ
寺門 雅史	一般社団法人日本造船工業会 常務理事
城田 英之	国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 環境・動力系 環境影響評価研究グループ長
貴家 誠	全国漁業協同組合連合会 漁政部 部長代理
<i>(代)</i> 藤田 真悟	全国漁業協同組合連合会 漁政部 調査役
木上 正士	一般社団法人大日本水産会事業部部長
<i>(代)</i> 松本 冬樹	一般社団法人大日本水産会 事業部 調査役
米山 茂	国土交通省 総合政策局 海洋政策課長
<i>(代)</i> 大西泰史	国土交通省 総合政策局 海洋政策課 海洋政策涉外官
(随)酢谷 真巳	国土交通省 総合政策局 海洋政策課 海洋渉外調査官
<i>(随)</i> 森岡裕詞	国土交通省 総合政策局 海洋政策課 国際係長
<i>(随)</i> 矢加部 文	日本エヌ・ユー・エス株式会社 環境評価ユニット コンサルタント
<i>(随)</i> 清水望	日本エヌ・ユー・エス株式会社 環境評価ユニット コンサルタント
石原 彰	国土交通省 海事局 海洋·環境政策課長
(代) 齋藤 直宏	国土交通省海事局 海洋·環境政策課 専門官
<i>(随)</i> 下窪 尚也	国土交通省海事局 海洋·環境政策課 国際企画第二係長
長井 総和	国土交通省 海事局 外航課長
斎藤 英明	国土交通省 海事局 船舶産業課長
石原 典雄	国土交通省 海事局 検査測度課長
松良精三	国土交通省 港湾局 海洋·環境課長
(代) 舟橋 香	国土交通省 港湾局 海洋·環境課 環境技術係長
石崎 憲寛 	海上保安庁 警備救難部 環境防災課長
(/代)山根 佳裕	海上保安庁 警備救難部 環境防災課 専門官
富山 新一	海上保安庁 海洋情報部 環境調査課長
<i>(代)</i> 松本 敬三	海上保安庁 海洋情報部 環境調査課 主任環境調査官
筒井 誠二	環境省水・大気環境局水環境課長
(代)服部 麻友子	環境省 水·大気環境局 水環境課 海洋環境室長補佐
(随) 菅原 玲	(株)環境計画研究所 副主任研究員
<i>(随)</i> マルティネス リベラ リリアナ	(一社)環境情報科学センター
江口 静也	水産庁 増殖推進部 漁場資源課長
(代) 岩本 泰明	水産庁 増殖推進部 漁場資源課 生態系保全室 室長
<i>(随)</i> 山本 隆久	水産庁 增殖推進部 漁場資源課 生態系保全室 課長補佐

事務局氏名		所 属
鏡 信春		常務理事
米川 弘晃		海洋汚染防止研究部長
原口 啓太朗	公益社団法人 日本海難防止協会	研究員

く参考資料>

- ・IMO 2019 年会議プログラム
- ・IMO 2020 年会議暫定プログラム

(※新型コロナウイルス (COVID-19) の影響により変更される予定)



4 ALBERT EMBANKMENT LONDON SE1 7SR

Telephone: +44 (0)20 7735 7611 Fax: +44 (0)20 7587 3210

PROG/127/Rev.1 20 January 2019

IMO PROGRAMME OF MEETINGS FOR 2019

16 - 25 January	SUB-COMMITTEE ON NAVIGATION, COMMUNICATIONS AND SEARCH AND RESCUE (NCSR) – 6th session	IMO
4 - 8 February	SUB-COMMITTEE ON SHIP DESIGN AND CONSTRUCTION (SDC) – 6th session	IMO
18 - 22 February	SUB-COMMITTEE ON POLLUTION PREVENTION AND RESPONSE (PPR) – 6th session	IMO
4 - 8 March	SUB-COMMITTEE ON SHIP SYSTEMS AND EQUIPMENT (SSE) – 6th session	IMO
27 – 29 March	LEGAL COMMITTEE (LEG) - 106th session	IMO
1 – 5 April	IOPC FUNDS	IMO
8 – 12 April	FACILITATION COMMITTEE (FAL) – 43rd session	IMO
29 April – 3 May	SUB-COMMITTEE ON HUMAN ELEMENT TRAINING AND WATCHKEEPING (HTW) – 6th session	IMO
13 – 17 May	MARINE ENVIRONMENT PROTECTION COMMITTEE (MEPC) – 74th session	IMO
3 – 4 June	IMSO ADVISORY COMMITTEE – 43rd session	IMO
5 – 14 June	MARITIME SAFETY COMMITTEE (MSC) – 101st session	IMO
25 – 27 June	TECHNICAL COOPERATION COMMITTEE (TCC) - 69th session	IMO
1 – 5 July	SUB-COMMITTEE ON IMPLEMENTATION OF IMO INSTRUMENTS (III) – 6th session	IMO
15 – 19 July	COUNCIL – 122nd session	IMO
9 – 13 September	SUB-COMMITTEE ON CARRIAGE OF CARGOES AND CONTAINERS (CCC) – 6th session	IMO
7 – 11 October	41st CONSULTATIVE MEETING OF CONTRACTING PARTIES (LONDON CONVENTION 1972) (LC) 14th MEETING OF CONTRACTING PARTIES (LONDON PROTOCOL 1996) (LP)	IMO
21 – 25 October	IMSO ADVISORY COMMITTEE – 44th session	IMO
28 October – 1 November	IOPC FUNDS	IMO
21–22 November	COUNCIL – 30th extraordinary session	IMO

I:\PROG\PROG-127-REV.1.docx



25 November – 4 December	Assembly – 31st session	IMO
5 December	COUNCIL – 123rd session	IMO
	INTERSESSIONAL MEETINGS ¹	
7 – 10 May	5th meeting of the Intersessional Working Group on Reduction of GHG Emissions from Ships	IMO
1 – 5 April	31st meeting of the Editorial and Technical (E&T) Group (IMDG Code)	IMO
8 – 12 July	15th meeting of the Joint IMO/ITU Experts Group on Maritime Radiocommunication Matters	IMO
2 – 6 September ²	MSC Intersessional Working Group on MASS	IMO
9 - 13 September	26th meeting of the ICAO/IMO Joint Working Group on Harmonization of Aeronautical and Maritime Search and Rescue	Chile
16 – 20 September	² 32nd meeting of the Editorial and Technical (E&T) Group (IMDG Code)	IMO
14 -18 October	25th session of the Working Group on the Evaluation of Safety and Pollution Hazards of Chemicals (ESPH)	IMO
INTER	SESSIONAL MEETINGS CONVENED WITHIN THE FRAMEWORK OF THE LONDON CONVENTION AND PROTOCOL	
18 – 22 March	LC Scientific Group – 42nd session/LP Scientific Group – 13th session	IMO
3 – 4 October	LP Compliance Group – 12th session	IMO
	OTHER MEETINGS/EVENTS	
11 January	Workshop on the 2030 Agenda and the Sustainable Development Goals	IMO
12 -14 March	Expert Workshop in preparation of the Fourth IMO GHG Study	IMO
25 June	Day of the Seafarer	IMO
15 – 17 September	World Maritime Day Parallel Event	IMO
26 September	World Maritime Day	IMO
3 – 4 October	Orientation Seminar for IMO delegates	IMO

Meetings to be held without interpretation and with documentation in original language only.

_

Subject to approval of Council.



4 ALBERT EMBANKMENT LONDON SE1 7SR

Telephone: +44 (0)20 7735 7611 Fax: +44 (0)20 7587 3210

PROG/128 6 December 2019

PROGRAMME OF MEETINGS FOR 2020

15 – 24 January	SUB-COMMITTEE ON NAVIGATION, COMMUNICATIONS AND SEARCH AND RESCUE (NCSR) – 7th session	IMO
3 – 7 February	SUB-COMMITTEE ON SHIP DESIGN AND CONSTRUCTION (SDC) – 7th session	IMO
17 – 21 February	SUB-COMMITTEE ON POLLUTION PREVENTION AND RESPONSE (PPR) – 7th session	IMO
2 – 6 March	SUB-COMMITTEE ON SHIP SYSTEMS AND EQUIPMENT (SSE) – 7th session	IMO
11 – 13 March	IOPC FUNDS	IMO
16 - 20 March	LEGAL COMMITTEE (LEG) – 107th session	IMO
30 March – 3 April	MARINE ENVIRONMENT PROTECTION COMMITTEE (MEPC) – 75th session	IMO
20 – 24 April	FACILITATION COMMITTEE (FAL) – 44th session	IMO
11 – 12 May	IMSO ADVISORY COMMITTEE – 45th session	IMO
13 – 22 May	MARITIME SAFETY COMMITTEE (MSC) – 102nd session	IMO
1 – 5 June	SUB-COMMITTEE ON HUMAN ELEMENT TRAINING AND WATCHKEEPING (HTW) – 7th session	IMO
15 – 18 June	TECHNICAL COOPERATION COMMITTEE (TC) – 70th session	IMO
29 June – 3 July	COUNCIL – 124th session	IMO
20 – 24 July	SUB-COMMITTEE ON IMPLEMENTATION OF IMO INSTRUMENTS (III) – 7th session	IMO
14 – 18 September	SUB-COMMITTEE ON CARRIAGE OF CARGOES AND CONTAINERS (CCC) – 7th session	IMO
21–22 September	IMSO ADVISORY COMMITTEE – 46th session	IMO
28 September – 2 October	42nd CONSULTATIVE MEETING OF CONTRACTING PARTIES (LONDON CONVENTION 1972) 15th MEETING OF CONTRACTING PARTIES (LONDON PROTOCOL 1996)	IMO

I:\PROG\PROG-128.docx



19 – 23 October	MARINE ENVIRONMENT PROTECTION COMMITTEE (MEPC) – 76th session	IMO		
2 – 5 November	IOPC FUNDS	IMO		
9 – 13 November	IMSO ASSEMBLY- 26th session	IMO		
16 – 20 November	MARITIME SAFETY COMMITTEE (MSC) – 103rd session	IMO		
7 – 11 December	COUNCIL – 125th session	IMO		
	INTERSESSIONAL MEETINGS ⁱ			
10 – 14 February	1st meeting of the Intersessional Working Group on the Review of the STCW-F Convention	IMO		
23 – 27 March	33rd meeting of the E&T Group (IMSBC)	IMO		
23 – 27 March	7th meeting of the Intersessional Working Group on Reduction of GHG Emissions from Ships	IMO		
27 April – 1 May	2nd meeting of the Expert Group on Data Harmonization	IMO		
6 – 10 July	16th meeting of the Joint IMO/ITU Experts Group on Maritime Radiocommunication Matters	IMO		
21 – 25 September	34th meeting of the E&T Group (IMSBC) ⁱⁱ	IMO		
5 -9 October	26th session of the Working Group on the Evaluation of Safety and Pollution Hazards of Chemicals (ESPH)	IMO		
12 – 16 October	27th meeting of the ICAO/IMO Joint Working Group on Search and Rescue	IMO		
26 – 30 October	3rd meeting of the Expert Group on Data Harmonization			
INTERSESSIONAL MEETINGS CONVENED WITHIN THE FRAMEWORK OF THE LONDON CONVENTION AND PROTOCOL				
9-13 March	LC Scientific Group – 43rd session/LP Scientific Group – 14th session	IMO		
24-25 September	LP Compliance Group – 13th session	IMO		
OTHER MEETINGS/EVENTS				
TBC ⁱⁱⁱ	Orientation Seminar for IMO delegates	IMO		
25 June	Day of the Seafarer	IMO		
24 September	World Maritime Day	IMO		
28 – 30 October	World Maritime Day Parallel Event	Durban, South Africa		

Meetings to be held without interpretation and with documentation in original language only. Subject to approval of MSC 102 and Council. Dates to be confirmed.

ii

iii

公益社団法人 日本海難防止協会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1丁目1番3号 磯村ビル6階

> TEL 03 (3502) 3543 FAX 03 (3581) 6136